

平成30年旭市議会第3回定例会委員会会議録目次

決算審査特別委員会 平成30年9月6日（木）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
事務局職員出席者	1
開会	2
委員長の互選	2
副委員長の互選	3
決算審査の日程及び各議案の審査方法について	3
閉会	5

決算審査特別委員会 平成30年9月13日（木）

付議事件	7
出席委員	7
欠席委員	7
委員外出席者	7
説明のため出席した者	7
事務局職員出席者	8
開会	9
議案の説明、質疑	10
議案の採決	105
散会	106

決算審査特別委員会 平成30年9月14日（金）

付議事件	107
出席委員	107
欠席委員	107
委員外出席者	107
説明のため出席した者	107
事務局職員出席者	108
開会	109
議案の説明、質疑	110
議案の採決	133
閉会	142

建設経済常任委員会 平成30年9月19日（水）

付議事件	145
出席委員	145
欠席委員	145
委員外出席者	145
説明のため出席した者	145
事務局職員出席者	146
開会	147
議案の説明、質疑	148
議案の採決	157
所管事項の報告	158
閉会	164

文教福祉常任委員会 平成30年9月20日（木）

付議事件	1 6 7
出席委員	1 6 7
欠席委員	1 6 7
委員外出席者	1 6 7
説明のため出席した者	1 6 7
事務局職員出席者	1 6 7
開会	1 6 9
議案の説明、質疑	1 7 0
議案の採決	1 8 0
所管事項の報告	1 8 0
閉会	1 8 5

総務常任委員会 平成30年9月21日（金）

付議事件	1 8 9
出席委員	1 8 9
欠席委員	1 8 9
委員外出席者	1 8 9
説明のため出席した者	1 8 9
事務局職員出席者	1 9 0
開会	1 9 1
議案の説明、質疑	1 9 2
議案の採決	2 0 8
所管事項の報告	2 0 9
閉会	2 1 4

決算審査特別委員会

平成30年9月6日（木曜日）

付議事件

委員長の互選

副委員長の互選

決算審査日程について

決算審査方法について

出席委員（9名）

委員長 宮澤 芳雄

副委員長 飯嶋 正利

委員 高木 寛

委員 宮内 保

委員 有田 恵子

委員 米本 弥一郎

委員 高橋 秀典

委員 林 晴道

委員 遠藤 保明

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長 島田 和雄

副議長 伊藤 保

事務局職員出席者

事務局長 大矢 淳

事務局次長 池田 勝紀

開会 午後 3時20分

○議会事務局長（大矢 淳） 皆様、本会議でお疲れのところ、ご苦労さまでございます。

それでは、決算審査特別委員会を開催するに当たりまして、委員長が現在選出されておりませんので、旭市議会委員会条例第10条第2項の規定によりまして、委員長が選出されるまでの間、出席委員の中の年長者でございます高木寛委員に座長を務めていただきたいと思います。

高木寛委員、座長席のほうにお移りいただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

（座長 高木 寛 座長席に着席）

○座長（高木 寛） お疲れさまです。ただいまご指名をいただきました高木寛です。

じゃ、椅子が用意されていますので、着席で務めたいと思います。

それでは、委員長が選出されるまで、しばらくの間、会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員は9名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、島田議長、伊藤副議長に出席をいただいておりますので、島田議長よりご挨拶をお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（島田和雄） 委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

ただいま本会議におきまして、9名の皆様方に決算審査特別委員会委員を選任いたしました。これから正副委員長の互選がございますが、本委員会は平成29年度の決算という大変重要な審査があります。十分なる審査をお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代える次第であります。よろしくお願ひいたします。

○座長（高木 寛） ありがとうございます。

それでは、案件でございますが、決算審査特別委員会の正副委員長の互選の件について、初めに委員長の選出をお願ひいたします。

それでは、どなたか推薦をお願ひいたします。

米本委員。

○委員（米本弥一郎） 委員長には宮澤芳雄委員にお願いしたいと思います。

○座長（高木 寛） ありがとうございます。

ただいま米本委員より、委員長に宮澤委員をとのご意見がございました。宮澤委員を委員

長とすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○座長(高木 寛) ありがとうございます。

ご異議なしと認めます。

よって、宮澤芳雄委員が委員長に決定いたしました。

ここで委員長と交代いたします。

宮澤芳雄委員、委員長席までお進み願ひまして、ご挨拶をお願いいたします。

(委員長 宮澤芳雄 委員長席に着席)

○委員長(宮澤芳雄) ただいま皆様方の推挙によりまして、委員長を務めさせていただくことになりました宮澤芳雄です。どうぞご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

引き続き、決算審査特別委員会副委員長の選出を行いたいと思います。

それでは、どなたか推薦をお願いいたします。

米本弥一郎委員。

○委員(米本弥一郎) 副委員長には、飯嶋正利委員をお願いしたいと思います。

○委員長(宮澤芳雄) ただいま米本弥一郎委員より、副委員長に飯嶋正利委員をとのご意見がございました。飯嶋正利委員を副委員長とすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(宮澤芳雄) ご異議なしと認めます。

よって、飯嶋正利委員を副委員長とすることに決定いたしました。

ここで副委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○副委員長(飯嶋正利) ただいま副委員長のほうに推挙いただきました飯嶋です。

委員長をサポートしながら一生懸命頑張っていきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○委員長(宮澤芳雄) なお、ただいまの正副委員長の当選結果については、この後の本会議において議長より報告をしていただきます。

次に、事務局より協議事項がございますので、よろしくをお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長(大矢 淳) 決算審査の日程と各議案の審査方法についてご説明いたします。

お手元に配付してございます資料1をご覧くださいと思います。

決算審査の日程につきましては、9月13日、14日、18日と3日間を予定しております。

審査の方法ですが、一般会計の審査方法につきましては、初めに歳入全般についての審査を行い、歳出については一つの款ごとに歳入歳出を併せて審査することとしております。日程につきましては、日にちで区切らずに順次審査することとしております。

なお、特別会計と企業会計につきましては、従前どおり会計ごとに歳入歳出を併せて審査することとしております。また、執行部の職員の出席ですが、一般会計歳出につきましては款ごとに入れ替わりますと時間もかかりますので、従来と同様に四つに区分して入れ替わり、対応していただく予定でございます。

説明は以上でございます。

決算審査の日程及び各議案の審査方法について、ご協議をお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 事務局の説明は終わりました。

ただいま事務局より決算審査の日程及び各議案の審査方法についての協議がございました。それでは、ご意見がございましたら、お願いいたします。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） きょう、議案質疑でああいろいろな問題が出たと思うのです。ということはもう、この決算審査のほうもその部分またダブっていくものもあるのかなと。そうでなければ日にちが短くなってしまふのかな、時間的に。この特別会計と企業会計は2日目ということによろしいでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 局長。

○議会事務局長（大矢 淳） 例年ですとだいたいそのような日程で、昨年で申し上げますと、2日目はお昼ぐらいで審議終了しています。これは当然年によって変わりますが、あくまで昨年の例ですと、次の日の午前中ぐらいという状況です。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） ほかにご意見ありますか。

ただいま飯嶋正利委員より、本日の議案質疑でかなりの議案が審査をされたということで、決算審査の議案審査が多少少ないのではないかとご懸念がございました。事によってしまつたら、1日で終わることもあり得るかということですがけれども、これはその流れによると思いますけれども、それに対応できるということです。

取りあえず、2日間。

○委員（飯嶋正利） 分かりました。

○委員長（宮澤芳雄） 皆さん、よろしいですか。

局長。

○**議会事務局長（大矢 淳）** 1点ご確認というか補足、市の説明をちょっと補足させていただきます。

一般会計、基金の繰入金でございますが、これは繰入金の使途については所定の事業に充当するというので繰り入れているわけでございますけれども、歳入で見ますと、なかなか決算書の歳出のどこに充当先があるかというのは分かりにくい部分がございます。分かる場合には歳出で質問していただいても一向に構わないんですけども、なかなか歳入で見たときにそこが分かりづらいということがございましたら、一旦歳入の質問の中で、初日の歳入の質問の中で聞いていただいて、その際に財政課長が出席しておりますので、回答できる範囲と、歳入はどこになりますということを財政課長のほうから答えますので、改めて詳細については歳出の部分で質問いただくということで、そういう方法で進めていただければということをお願いしたいと思います。

以上です。

○**委員長（宮澤芳雄）** ただいま事務局長より説明がございました。

その件につきまして、よろしいでしょうか。

なお、一般会計の歳出の審査については、1款から順次審査していくということですが、1款は議会費となりますので、2款の総務費から審査いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、事務局より確認事項がありますので、よろしくお願いたします。

事務局長。

○**議会事務局長（大矢 淳）** それでは、確認事項を申し上げます。

ただいま決算審査の日程と各議案の審査方法について決定いたしました。また、執行部の説明者の出席につきましても、従前と同じ区分ということで決定いたしましたので、その旨を執行部へ事前に連絡したいと思います。

以上でございます。

○**委員長（宮澤芳雄）** 事務局の確認事項は終わりました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

決算審査特別委員会

平成30年9月13日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1号 平成29年度旭市一般会計決算の認定について
議案第 2号 平成29年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について
議案第 3号 平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
議案第 4号 平成29年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第 5号 平成29年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
議案第 6号 平成29年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
議案第 7号 平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
議案第 8号 平成29年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

出席委員（9名）

委員長	宮澤芳雄	副委員長	飯嶋正利
委員	高木寛	委員	宮内保
委員	有田恵子	委員	米本弥一郎
委員	高橋秀典	委員	林晴道
委員	遠藤保明		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	島田和雄	副議長	伊藤保
----	------	-----	-----

説明のため出席した者（7名）

副市長	加瀬正彦	秘書広報課長	伊藤義隆
行政改革 推進課長	小倉直志	総務課長	飯島茂

企画政策課長	阿 曾 博 通	財政課長	伊 藤 憲 治
税務課長	石 毛 春 夫	市民生活課長	宮 負 賢 治
環境課長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子育て 支援課長	小 橋 静 枝	高齢者 福祉課長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農水産課長	宮 内 敏 之
建設課長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下水道課長	高 野 和 彦	会計管理者	松 本 尚 美
消防長	川 口 和 昭	庶務課長	栗 田 茂
学校教育課長	佐 瀬 史 恵	生涯学習課長	高 安 一 範
体育振興課長	花 澤 義 広	監査委員 事務局長	伊 藤 義 一
農業委員会 事務局長	赤 谷 浩 巳	その他担当 職員	48名

事務局職員出席者

事務局長	大 矢 淳	事務局次長	池 田 勝 紀
副主幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

大変お忙しい中、決算委員会ということでお集まりをいただきまして、誠にご苦労さまです。

ここ数日、非常に寒いくらいの日が続いております。体調管理には十分お互いに注意をしたいと思うところであります。また、委員各位には、ご縁がありまして、平成30年度の決算委員会に同席をさせていただきますことを本当にありがたく思います。また、8名の委員は各委員会から代表して選出された委員でございます。将来の旭市のために本当にためになるような決算委員会になりますよう、すばらしいご提言、ご発言をいただきたいというふうに思います。

先日、監査報告がございました。監査委員から、市の状態は非常に良好であるというふうな監査報告がございました。これは先人の皆さんの苦勞が今日に反映されていることだと思います。執行部をはじめ、私たち議員も、今ではなくて遠い将来にそういったことを言われるような活動をしていきたい、そういうふうに考えております。3日間を予定しておりますけど、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願ひます。

議会だよりの取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願ひます。

なお、米本弥一郎委員におかれましては、所用のため遅れるとの連絡がございましたので、ご了解願ひます。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、片桐文夫議員、平山清海議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、島田議長と伊藤副議長に出席をいただいておりますので、代表して島田議長にご挨拶をお願いいたします。

島田議長、お願ひします。

○議長（島田和雄） 皆さん、おはようございます。委員の皆さん、ご苦労さまでございます。

本委員会は、平成 29 年度の決算という大変な審査があるわけであり、付託いたしました決算議案は 8 議案ですが、内容も多岐にわたり、審査も大変であります、十分なる審議をお願い申し上げまして、簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田議長、ありがとうございました。

議案説明のため、副市長ほか担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、決算審査特別委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日から 3 日間という日程で、この決算審査特別委員会で審査をお願いするわけでございます。議案でございますが、平成 29 年度の一般会計、特別会計、企業会計の各決算の認定についての 8 議案でございます。

また、決算審査終了後に財政課長から財務諸表について説明する予定もございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からの質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいり所存でございます。何とぞ全議案認定くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

ここで、加瀬副市長は所用のため退席をいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま議席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 5 分

再開 午前 10 時 5 分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月6日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成29年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成29年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、議案第3号、平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第4号、平成29年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5号、平成29年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成29年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第8号、平成29年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての8議案であります。

審査の日程ですが、本日と明日14日金曜日、18日火曜日の3日間を予定しております。

各議案の審査方法ですが、議案第1号の一般会計については、初めに歳入全般について審査し、歳出については款ごとに、財源である歳入と併せて審査を行います。

議案第2号から議案第8号までの特別会計と企業会計については、議案ごとに歳入歳出を併せて審査いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、会場の都合により、お手元に配付した資料の区分ごとに担当課の入れ替えを行いますので、併せてよろしくお願いいたします。

なお、審査における質疑ですが、島田議長、伊藤副議長にもご出席をいただいておりますので、正副議長の発言を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、慣例によりまして、質疑については、款ごとに一括して質疑を行われていることであります。よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、議案第1号の審査を行います。

議案第1号、一般会計決算の歳入について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 議案第1号、平成29年度旭市一般会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長、着座のまま、どうぞ。

○財政課長（伊藤憲治） ありがとうございます。じゃ、失礼して着座させていただきます。

ありがとうございます。

続けます。一般会計の決算につきましては、本会議におきまして補足説明を申し上げたと

ころですが、財政課からは歳入の概要等について、さらに補足して説明いたします。

それでは、まずお手元にお配りしております平成 29 年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。A4 サイズで、ちょっと厚いつづつもの、こちらでございます。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） はい、もう議案と一緒に。

(発言する人あり)

○委員長（宮澤芳雄） 忘れた人、ちょっと事務局のほうで用意してもらいますから。

(発言する人あり)

○委員長（宮澤芳雄） しばらくの間、休憩いたします。

休憩 午前 10 時 10 分

再開 午前 10 時 12 分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長、引き続き説明をお願いいたします。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、説明してまいります。

今ご用意いただきました資料の 11 ページを、初めにお開きいただきたいと思います。

この表は歳入歳出決算総括表であります。左の歳入の表を用いまして、その内容と性質を説明してまいります。

まず、1 款市税ですが、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税などで構成されております。市政を運営するに当たっての貴重な自主財源でありまして、歳入全体に占める決算額構成比は 25.3%です。

続いて、2 款地方譲与税は、国税として徴収される地方揮発油税の収入額の 100 分の 42 と、同じく国税であります自動車重量税の収入額の 1000 分の 407 を国が市町村に譲与するもので、構成比は 1.1%です。

3 款利子割交付金は、金融機関等から利子などの支払いを受ける際にかかる県民税利子割収入額の 5 分の 3 を県が市町村に交付するものです。

4 款配当割交付金は、株式会社などから配当などの支払いを受ける際にかかる県民税配当

割収入額の5分の3を県が市町村に交付するもので、構成比は0.1%です。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、上場株式等の譲渡益が発生した場合にかかる県民税株式等譲渡所得割収入額の5分の3を県が市町村に交付するもので、構成比は0.2%です。

6 款地方消費税交付金は、地方消費税のうち市町村分相当額を人口及び従業者数で案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は3.7%です。

7 款自動車取得税交付金は、自動車取得税収入額の100分の95を市町村道の延長や面積で案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は0.4%です。

8 款地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う自治体の減収分を補填するために国が市町村に交付するもので、構成比は0.1%です。

9 款地方交付税は、市町村間の財源の不均衡を調整し、全国どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、理論的に計算された一定額を国が市町村に交付するものであります。このうち普通交付税は、標準的な行政経費に対する財源不足額について国から交付されるものです。一方、特別交付税は、災害関係経費など、普通交付税の算定に反映することのできなかつた特殊な事情を考慮して交付されるもので、この2つを合わせた構成比は29.8%です。

10 款交通安全対策特別交付金は、道路交通法により納入された反則金を原資として、交通安全施設の整備などに充てる経費を国が市町村に交付するものです。

11 款分担金及び負担金は、市が行う事業により利益を受ける人から、その受益に対する負担として徴収するもので、民間保育所の保育料や給食費などが該当し、構成比は1.3%です。

12 款使用料及び手数料は、市の施設の利用や特定の事務により利益を受ける人から、その受益に対する負担として徴収するもので、公立保育所の保育料や住民票の写しの交付手数料などが該当し、構成比は2.2%です。

13 款国庫支出金は、国が一定の義務あるいは責任を持つ事業や事務について、その事業や事務を行う市に経費の一部を国が交付するもので、負担金、委託費、財政援助のための補助金などがあり、構成比は9.6%です。

14 款県支出金は、国庫支出金と同じように県が市に対して支出するもので、県自らの施策として単独で交付するものと、国庫支出金と併せて交付するものがあり、構成比は8.1%です。

15 款財産収入は、市が所有する財産の貸し付けや売り払いなどによって得る現金収入で、

土地の売り払い収入や、基金積立金の運用利子などが該当し、構成比は0.2%です。

16 款寄附金は、市が受ける金銭の無償譲渡で、使い道が特定されない一般寄附金と、使い道を限定した指定寄附金があり、構成比は0.1%です。なお、ふるさと応援基金もここに含まれます。

17 款繰入金は、特別会計または基金からの資金収入で、構成比は1.3%です。

18 款繰越金は、前年度の決算における剰余金で、構成比は5.5%です。

19 款諸収入は、収入の性質により他の収入科目に含まれない収入で、延滞金や雑入などがあり、構成比は3.4%です。

20 款市債は、学校や道路など公共施設の整備のための資金として国や銀行から長期で借り入れる地方債であり、構成比は7.6%です。

次に、12 ページをお願いいたします。

歳入の状況になります。

歳入全体を財源別で見ますと、左側のほう、平成 29 年度の枠の下から4段目でございます。一般財源の決算額という行がございます。そこをご覧ください。

市税など市が自由に使える財源であります一般財源については206億7,096万9,000円で、前年度と比較すると、その比較した数字が一番右側でございますが、差し引き増減の欄、マイナス12億9,385万3,000円、5.9%の減となりました。減の主な要因は、地方交付税、繰越金などの減によるものであります。

もう一つ下の段になりますが、あらかじめ使い道が定められている特定財源につきましては95億5,870万3,000円で、前年度と比較するとマイナス13億5,095万6,000円、12.4%の減となっております。減の主な要因は、旭中央病院の地方独立行政法人化に伴う退職手当負担金清算金の減によるものです。

さらに、その下の段になりますが、自主財源と依存財源という区分で見てもまいりますと、自主財源、これは市税をはじめとして、使用料・手数料、分担金・負担金、繰越金など、市が自らの権限で調達できる財源であります。旭中央病院の退職手当負担金清算金の減などにより、前年度に比べマイナス28億6,492万6,000円、19.5%の減となりました。一方、一番下の依存財源、これは国・県支出金や地方債など、国や県の意思決定により交付されるものですが、これは前年度に比べ2億2,011万7,000円、1.2%の増となっております。

それでは、今度は、すみません、決算書をご用意いただきたいと思っております。

決算書の 342 ページをお願いいたします。342 ページでございます。

ここでは、平成 29 年度旭市一般会計実質収支について説明いたします。

歳入の総額は 302 億 2,967 万 2,000 円、歳出の総額が 293 億 3,654 万 7,000 円で、歳入歳出の差引額は 8 億 9,312 万 5,000 円となりました。

この額から差し引く、翌年度へ繰り越すべき財源として、6 月議会でもご報告しましたが、まず（１）の継続費に係る分が 1,191 万 6,000 円で、新庁舎建設事業に係るものです。

次の（２）繰越明許費に係る分は 1 億 811 万 2,000 円で、内容は地域密着型サービス拠点等整備事業や畜産競争力強化対策整備事業をはじめとする 8 事業に係るものです。

次の（３）の事故繰越に係る分は 729 万円で、道路維持補修事業と水道事業会計出資金の 2 事業に係るものです。

以上 3 つの繰越財源の合計が 1 億 2,731 万 8,000 円で、これを差し引いた平成 29 年度の実質収支は 7 億 6,580 万 7,000 円となったものであります。

次に、主な歳入として、地方交付税、基金繰入金、市債についてご説明しますので、恐れ入りますが、この決算書のページを戻っていただきまして、20 ページをお願いいたします。

20 ページの下の方になります。9 款地方交付税であります。内訳としまして、右側の 21 ページの方になりますが、備考欄 1 の普通交付税は 79 億 6,695 万 4,000 円で、前年度比マイナス 3 億 6,275 万円、4.4%の減となっております。減の主な要因は、合併算定替の縮減が 2 年目となり、30%の縮減へ拡大したことや、地域経済・雇用対策費の減などによるものです。

また、備考欄 2 の特別交付税は 10 億 2,929 万 5,000 円で、前年度比 6,727 万 3,000 円、7.0%の増となっております。増の主な要因は、震災復興事業や病院事業分の増などによるものです。

次に、また恐れ入りますが、40 ページをお願いいたします。

40 ページの中段、やや下になります。17 款 2 項の基金繰入金について、順番に説明いたします。

まず、1 目庁舎整備基金繰入金は、右のページの備考欄になりますが、5,600 万円の決算額で、新庁舎整備事業に充当しました。

続いて、下の 2 目災害復興基金繰入金は 4,898 万 8,000 円で、主なものとして、津波被災住宅再建支援事業をはじめ、震災復興・津波避難道路整備事業、「がんばろう！旭」復興支援事業などに充当いたしました。

その次、3目東日本大震災復興交付金基金繰入金は7,123万8,000円で、主に震災復興・津波避難道路整備事業に充当いたしました。

次に、42ページをお願いいたします。

一番上の4目地域振興基金繰入金は1億48万8,000円で、定住促進奨励金交付金事業やコミュニティ育成事業、観光資源創出プロモーション事業などに充当いたしました。

続いて、5目ふるさと応援基金繰入金は2,098万円で、学校いきいきプラン事業や商業活性化推進事業などに充当しました。

6目奨学基金繰入金については、平成30年3月29日に基金残高の全額6,751万5,306円を取り崩し、基金を廃止しました。なお、取り崩した額については、全て育英基金へ振り替えております。

次に、また恐れ入りますが、46ページをお願いいたします。

46ページ、20款の市債でございます。収入額が右側のページになりますけど、23億60万円となっております。この中で、合併特例債の対象となったものを申し上げてまいります。

まず、1目の総務債、1節総務管理費の備考欄1、地域振興基金債8億7,780万円と、その下、2、新庁舎建設事業債970万円の両方が合併特例債です。

次に、2目衛生債については、2節清掃債の備考欄1、広域ごみ処理施設整備事業債8,010万円が該当しています。

続いて、4目土木債については、1節道路橋梁債の備考欄1、蛇園南地区流末排水整備事業債から始まりまして、6の冠水対策排水整備事業債までの6事業全てが合併特例債に該当しております。

そして、7目教育債については、2節の中学校債の備考欄1、中学校大規模改造事業債繰越明許分2億6,260万円とありますが、このうち第一中学校の校舎に係る分として2億1,120万円が該当します。

以上の10事業が合併特例債でございます。この金額を合計いたしますと、15億1,370万円となります。この額は、臨時財政対策債を除く市債借入額全体の84.1%を占めております。なお、これらの合併特例債につきましては、元利償還金の70%が交付税で措置されるものであります。

なお、6目の臨時財政対策債につきましては、借り入れなかった分も含めまして、元利償還金の100%が交付税措置されるものであります。

以上で財政課の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 税務課からは、平成 29 年度の決算について補足説明を申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 長くなるようでしたら、着座でどうぞ。

○税務課長（石毛春夫） じゃ、着座させていただきます。

本日お配りしてございます議案第 1 号、税務課の平成 29 年度決算補足説明資料、市税の収納状況等をご覧ください。7 ページつづりのやつです。よろしいでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） お願いします。

○税務課長（石毛春夫） はい。まず初めに、資料右上の議案第 1 号、税務課と書いてあるものですけれども、1 ページをお開きください。

初めに、市税の収納状況についてご説明いたします。

この表は、国民健康保険税を除く市税全体を前年度と比較したものでございます。

区分欄 A の平成 29 年度の調定額の合計について、84 億 4,911 万 141 円で、約 5,500 万円ほどの増となりました。

続きまして、B の収入済額合計は 76 億 4,432 万 5,796 円で、約 2 億 400 万円の増、C の不納欠損額の合計は 1 億 7,703 万 8,481 円で、約 2,900 万円の増となりました。

1 つ飛びまして、収入未済額合計ですが、これは滞納繰越額で 6 億 2,857 万 2,926 円、前年度より約 1 億 7,700 万円の縮減となりました。

その下の収納率につきましては、平成 29 年度の現年分が 98.08% で 0.06 ポイントの増、滞納繰越分が 18.14% で 1.08 ポイントの増となり、現年・滞納繰越分の合計は 90.47% で、前年度より 1.83 ポイントの増となりました。

続いて、2 ページをお願いします。

この表は市税を税目別に前年度と比較したもので、説明は一番右側の収入済額増減を申し上げます。

初めに、市民税の個人分について、前年度より約 1 億 5,900 万円の増となりました。主な理由は、個人所得の増、給与所得、農業所得などによるもので、その下の法人分については、約 1,100 万円の減となりました。主な理由は、法人税割の減によるものです。

次に、固定資産税については、約 8,100 万円の増となりました。主な理由は、大型店舗及び設備投資による償却資産の増によるものです。

次に、下から2つ目になりますが、都市計画税については、約500万円の増となりました。以上で、市税合計では前年度より約2億400万円の増となりました。

続きまして、3ページをお願いします。

この表は税目別の収納率を前年度と比較したもので、一番下段の市税計をご覧ください。平成29年度の収納率合計は90.47%で、前年度より1.83ポイントの増となりました。

続きまして、4ページをお願いします。

このページの表は差し押さえ処分などを前年度と比較したもので、国民健康保険税を含めた市税全体の件数及び金額となっております。

上の表は不動産や預貯金、給与等の差し押さえ件数で、平成29年度の合計は828件、前年度より9件増となりました。差し押さえによる充当額は約1億3,100万円でございます。

一番下の表は預貯金や給与等の財産調査の件数で、平成29年度は3,511件の財産調査を行いました。

次に、5ページをお願いします。

この表は、過去5年の国保税を除いた市税全体の収納率の推移です。平成29年度の市税の合計の収納率は90.47%で、平成25年度と比較しますと5.89ポイントの増となっており、毎年少しずつ伸びております。

次に、6ページをお願いします。

この表は、過去5年間の収入未済額、滞納額の推移です。平成29年度の現年分、滞納繰越分の収入未済額の合計は6億2,857万2,926円で、平成25年度と比較しますと、約5億4,700万円の滞納額の縮減ができました。

次に、7ページをお願いします。

この表は、過去5年間の夜間及び休日納付窓口の状況です。国民健康保険税も含めます。

上の表は夜間・休日の窓口の合計で、平成29年度は約4,200万円の納付がありました。

以上のとおり、平成29年度の決算の概要をご説明しましたが、今後も滞納整理に当たり、税の公平性の観点から収納率向上に努めてまいりたいと思います。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、一般会計決算の歳入について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

高木寛委員。

○委員（高木 寛） 不勉強のため、変な質問かもしれませんが、よろしくお願いいたします。

歳入で、16 款寄附金です。今話題のふるさと納税のことで、だいたいどのぐらいの推移で、変化がありますかということ、まずお聞きしたいんですね。今年は何件というか、この寄附金は全部含まれている金額だと思うので、この中のふるさと納税分だけ、分かれば教えていただきたい。

もう一つ、返礼品というのはどのようなものか、ちょっと私はまだ存じていないので、ぜひ聞かせていただければありがたいんですけども、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高木委員、それは何ページですか。

○委員（高木 寛） 4 ページの。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 41 ページね。

高木寛委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、ふるさと納税分ということに限った数値を申し上げます。

市内及び市外の団体等からの寄附を除いた純然たるふるさと納税というものでいきますと、平成 28 年度が 663 万 10 円、それと平成 29 年度が 1,541 万 4,310 円という形になっております。2.32 倍に伸びております。

どんなものがということで、返礼品ですが、人気の上位のものを申しますと、完熟イチゴ、九十九里地はまぐり、それと皇室御用達のビニール傘、旭産梨、あとサーフィンスクール券、千葉県産の豚モモ切り落とし、この辺が人気の返礼品となっております。

以上です。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） ただいまの上位の件数を言いますと、イチゴが 117 件……

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） 失礼しました。1,500 万円のほうの寄附は 892 件です。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） それと、じゃ返礼品のほうの上位のやつは、117 件、はまぐりが 67 件、ビニール傘が 60 件、梨が 45 件、サーフィンスクールが 45 件、豚モモ切り落としが 41 件でございました。

以上です。

○委員（高木 寛） ありがとうございます。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） おはようございます。

基金のほうもこの時間でということでお伺いしていますので、お伺いしてよろしいでしょうか。

財政調整基金についてですけれども、全国自治体で基金合計が 20 兆円を超えるという中で、適正規模について議論があるところでございます。本市でも本年度約 8 億円の増ということで、もちろん交付税の減少、また少子化、人口減による税収減、それを見越しての基金積み上げの意義というのは重々理解しております。また、良好な財政状況は財政担当の手腕によるものと感謝してもおります。ただ、一方で、市民の皆さんから、ためるお金があるんだったら、もっとこれはできないのか、あんなことはできないのかというような声があるのも事実であります。

そんな中で、中長期の展望として、今後財政調整基金を取り崩すような状況が来ることについてどのように想定しているのか。以前、財政シミュレーションをお示しいただきましたけれども、できましたら、それと今、現状を比較してどうなのかということをお伺いたいんですが。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員の質疑に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財政調整基金についてのご質問ということで、また将来のことを憂慮していただきまして、本当にありがとうございます。

少し財政調整基金についてのこれまでのところを、まず振り返ってみたいと思います。合併後の話になりますけれども、財政調整基金につきましては、合併後、かなりの期間、取り崩しということで行っておりました。具体的には、平成 22 年度までは財政調整基金を取り崩して予算を組んできた。最終的な決算も取り崩しということを進めてきたところでございます。平成 23 年度からは、財政調整基金を取り崩すことなく財政運営が可能となったものでございまして、現在に至っております。こういった経過がありまして、現在 90 億円を超えるような財政調整基金が積み増しとなっているものでございます。

その要因の一番大きなものは、せんだっての本会議の中でも少し触れたかと思っておりますけれ

ども、合併した団体における地方交付税の特例、合併算定替が 10 年間続いてきたこと、一方で、行財政改革を進めた中で、経費のほうは削減が進んだこと、一番は人件費の削減という部分もございましょうが、こういった要因によりまして、現在の財政調整基金の残高となったというふうに理解しているところでございます。

この大きな額を今後どうしていくかということが注目されるわけですが、1つとしましては、前にもお話ししたかもしれませんが、ソフトランディングのために、この貴重なお金を使っていくことが肝要ではないのかなと思っております。今の時代で収入を得たものを、そのまま今の時代だけで使ってしまうということではなくて、次の世代の人にもこの恩恵がある程度の期間続いていくような形で有効に使っていければと思っております。

今後の見込みとしまして、財政シミュレーションというようにお話もございました。以前、議会にお示ししました財政推計、これは 29 年 2 月の全員協議会のお示ししたものでございますが、そのときのシミュレーションとしては、平成 33 年度には地方交付税が減額になっていくことを踏まえまして、財政調整基金を少し取り崩さないで財政運営ができないのかなというふうに見込みを立てておりました。

それは、先ほどの補足説明でも申し上げましたが、地方交付税の合併算定替の縮減が 28 年度から始まっておりまして、28 年度は 1 割分の縮減でございました。29 年は 3 割分の縮減でございます。今年度、平成 30 年度は 5 割というふうに、だんだん縮減額が大きくなっておりまして、平成 33 年度には全部なくなります。なくなる額の総額は 10 億円ぐらいになろうかなと、今の状況では試算しているところでございます。

平成 29 年度の決算の中では、何とか財政調整基金を取り崩すことはなく運営することができました。ただ、30 年度、今年度の当初予算では、取り崩すことはなくて予算編成をすることができました。ただ、31 年以降につきましては、地方交付税の削減がさらに進んでいきますので、若干、当初予算では少し取り崩して、でも、最終的には戻してということも踏まえて、なるべく取り崩しの開始の時期を後年度のほうに遅らすことができればなど考えております。

本題の、貯金がいっぱいあるから、歳出のほうの圧力といいますか、要請が増えるのではないかということですが、そこは、この貴重なお金を次の世代の人にも使うということ、粘り強くといいますか、きちんとご説明して、大事に使っていくように進めていきたいと思っております。その間に、行財政改革、歳出のほうの削減もさらに進めていくというこ

とも必要になってこようかと思えます。それには、公共施設総合管理計画に基づきます個別計画を来年度策定いたしますけども、それに基づきまして、ある程度重複している施設の削減、そういったものも進めることによって、交付税が減っても帳尻が合うような形、それを目指していきたいなど、このように考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） ありがとうございます。丁寧に説明していただきまして、ありがとうございます。

ソフトランディングということで、今後、施設等も含めて行財政改革を進めていく中で、最終的に収支バランスを合わせていくというのは、三十何年でしたっけ、までということですけども、ただ、声として、やっぱり先ほど言ったような声もあります。また、むしろ、行財政改革に努める一方で、税収増につながるような、例えば企業誘致ですとか、産業振興への今以上の重点的な投入、言ってみれば先行投資ということも必要なのではないかというような声も伺うところですが、現状の良好な財政状況というのを踏まえて、そういった意味で、攻めというか、そういったお考えについてはどうなのかということでご説明を。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員の質疑に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 攻めの姿勢ということで、ありがとうございます。貴重なご意見、ありがとうございます。

攻めの姿勢ということになるのかどうか、今大きな施策として進めております生涯活躍のまち構想、こういったものは将来の人口増といいますか、経済発展といいますか、そういうものにつながるものかなと考えております。それと、人口減少対策としまして、今子育ての関係の支援を充実させているところでございますので、これを引き続き継続できるようにしていくこと、あるいは外からの転入者についての施策なども続けていくこと、そういった全体的な部分で複合的に進めていくことが肝要なのかなと思っております。

なかなか歯切れが悪い答弁で申しわけありませんが、こんなところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは、市民税の収納状況のほうで質問しますけれども、別表で過去5年の表を作っていただきました。平成25年から年々未収入額が減ってきて、今年度は6億2,800万円余りですか、本当に職員の方々の並々ならぬ努力があるものと僕からも感謝と御礼を申し上げるんですが、この5年間の中で継続的に行っている取り組み、それから25年から29年までありますけども、この年間の中で新たに取り組みを行ったもの等がありましたら、詳細をお知らせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 林晴道委員の質疑に対して、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ここ5年間の収納状況の推移ということで、ポイントとしては5.89ポイント増になっているとご説明をさせていただきました。

その中で主な取り組みというのは、4ページを見ていただければ、差し押さえ処分の状況が載っております。これにつきまして、給与等の差し押さえが548件と多くなっております。これについては、やっぱり早期滞納者の処分ということで、現年、滞繰問わず、少し残った方については早く給与照会等をして、やっているという状況がございます。

それと、あと一番下のほうに搜索とかオークションの補償金、こういうものについても職員が積極的に搜索を行って、差し押さえできる財産については積極的にオークションあるいは公売をしているという現状がございます。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） その結果は、この表を見たら分かるんですけど、新たに何か取り組みをして、職員の方の増員をしたとか、そういうことなのか。そういう観点で聞きたいなというふうに思います。

併せまして、夜間・休日納付窓口の状況もごございますけれども、25年から29年まで、実施回数36回、変わらないわけなんですよ。それでも成果が出ているということで、実施回数に対する職員の対応、職員数とか、人工というか、そういうようなことを教えていただけたらありがたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 滞納処分の新たな取り組みということで、最近でありますと、去年から電話催告等を導入いたしまして、納期限内納付を積極的に、納付されない方には電話

等で催告をしているというのが新たな取り組みの一つだと思います。

それと、あと夜間・休日等の納付状況で職員の対応等につきましては、職員につきましては、なるべく時間外抑制ということで、フレックス制を導入したりしまして、夜間徴収窓口が夜の8時までということで、午前中3時間ほどフレックス対応という形でさせていただきます。

あと、職員数の増員等につきましては、増はなく、現状維持か、あるいは1マイナスという状況で今やっている状況でございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 林委員。

○委員（林 晴道） すみません。分かればいいんですが、具体的な対応人数、数が分かれば教えてもらいたい。

○委員長（宮澤芳雄） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 対応人数ですけども、夜間につきましては3名、休日につきましても3名で実施してございます。休日納付窓口につきましては、コンビニ納付等が毎年、率が増えてございますので、来客者は少し減っている状況でございますけども、そういった形で3名体制でやっております。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、一般会計決算の歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出の審査に入ります。

2款総務費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。着座のまま説明してください。

○総務課長（飯島 茂） ありがとうございます。では、着座で説明させていただきます。

ただいま委員長のほうから2款ということでございましたが、まず私のほうからは、人件費、これは全款にまたがりますので、人件費について説明させていただきます。

お手元に、右上のほうに議案第1号、総務課と書いてあって、平成29年度一般会計人件費決算についてと、2枚もののA4資料がお配りしてあろうかと思います。こちらについて説明をさせていただきます。

この一般会計決算書の資料は、各款の2節から4節までの給料、職員手当等、それから共済費のそれぞれを集計したもので、29年度決算と28年度決算を比較しております。

初めに、給料でございます。29年度は23億5,851万720円、28年度と比較いたしまして、3,665万9,316円の減となりました。

次に、職員手当等は、29年度12億5,990万5,220円、28年度と比較いたしまして、56万4,858円の増となっております。各手当の詳細は、後ほど説明をさせていただきます。

表の下から3行目になりますが、共済費でございます。共済費、29年度は7億1,938万6,424円、28年度と比較いたしまして、2,323万1,482円の増となりました。

合計では、29年度43億3,780万2,364円、28年度と比較いたしまして、1,286万2,976円の減となっております。減額となった主な要因は、フルタイムの職員数が前年度と比較いたしまして、13名の減となっているところでございます。

続いて、職員手当等の各手当の内容について説明をさせていただきます。

初めに、扶養手当でございますが、支給人数は302名でございます。1人1か月当たり約1万8,500円となっております。減額の要因は、支給人数の減によるものでございます。

次に、住居手当でございます。支給人数は76名でございます。1人1か月当たり約2万6,000円となっております。増額の要因は、支給人数の増加によるものでございます。

次に、通勤手当です。支給人数は550名でございます。1人1か月当たり約6,000円となっております。減額の要因は、人事異動や住所異動による通勤距離の減によるものでございます。

次に、時間外勤務手当でございます。支給人数は347名でございます。1人1か月当たり約2万2,200円となっております。増額の要因は、保育関連の民生費及び教育費で時間外勤務が増えたことによるものでございます。

次に、管理職手当でございます。支給人数は148名でございます。1人1か月当たり約3万2,300円となっております。減額の要因といたしましては、管理職の人数が減少したことによるものでございます。

次に、期末手当でございます。支給人数は663名でございます。支給は6月と12月の年2回でありまして、1人1回当たりの平均は約41万6,000円となっております。約884万円の減となった要因は、職員数の減によるものでございます。

次に、勤勉手当でございます。支給人数は652名でございます。1人1回当たりの平均は約27万7,500円となっております。期末手当、勤勉手当の支給人数が違いますのは、特別

職のほか、産休、育休等の関係でございます。約 1,469 万円の増となった主な要因といたしましては、人事院勧告によりまして勤勉手当の支給月数が 1.7 月分から 1.8 月分へ 0.1 月分増となったことによるものでございます。

次に、児童手当でございます。支給人数は 170 名でございます。1 人 1 か月当たり約 1 万 8,400 円となっております。減額の要因は、支給対象児童数の減によるものでございます。

次に、宿日直手当でございます。これは、日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給される手当として、1 人 1 回 4,200 円を支給しております。

次に、休日勤務手当でございます。支給人数は 83 名です。1 人一月当たり約 1 万 7,300 円となっております。ほとんどが消防職員に対する支給でございます。減額の要因は、代休での対応が前年度より増えたことによるものでございます。

次に、特殊勤務手当でございます。支給人数は 89 名でございます。1 人一月当たり約 2,600 円となっております。これもほとんどが消防職員でございます。前年度と比較してほぼ横ばいとなっております。

最後に、夜間勤務手当でございます。支給人数は 99 名で、1 人 1 か月当たり約 6,400 円となっております。こちらもほとんどが消防職員への支給で、前年度と比較して約 27 万円の増となっております。

なお、2 枚目の資料は全会計分の人件費についてでありまして、参考として添付してございます。

人件費の補足説明につきましては、以上で終わらせていただきます。

続きまして、決算に関する説明資料によりまして、総務課所管事業について説明をさせていただきます。

決算説明資料をご覧いただきたいと思います。

それでは、決算説明資料の 27 ページをお願いいたします。

新庁舎建設事業でございます。決算書では 87 ページになります。

事業の概要につきましては、基本・実施設計及び施工管理業務までを行う設計業者の選定を行い、建築設計を株式会社横河建築設計事務所に、レイアウトや案内サイン等の設計をコクヨマーケティング株式会社に、それぞれ選定し、基本設計完了に向けて、市民会議や議会への報告、またパブリックコメント等を実施してきたところでございます。

決算額につきましては、5,484 万 5,000 円です。財源内訳につきましては、地方債、合併特例債でございますが、970 万円、その他の 4,450 万円は庁舎整備基金を予定しました。一

般財源は 64 万 5,000 円でございます。

次に、事業の内容でございますが、委託料、継続費として新庁舎建設の基本設計業務 5,421 万 6,216 円、その他事務費として市民会議の報償費や旅費等で 62 万 8,900 円でございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。どうぞ着席で。

○企画政策課長（阿曾博通） はい。それでは、企画政策課からは、決算に関する説明資料によりご説明させていただきます。

説明資料 23 ページをお願いいたします。

「がんばろう！旭」復興支援事業です。決算書では 77 ページになります。

決算額は 877 万円で、財源は全額災害復興基金を充てております。

事業内容についてですが、各種団体が行う復興事業に対しての補助金でありまして、ここにあります 7 事業に対して補助したものです。

続きまして、説明資料 24 ページになります。決算書では 77 ページになります。

ふるさと応援寄附推進事業でございます。

決算額は 821 万円、財源は全額一般財源です。

事業内容の主なものは委託料となります。委託料の内容は、専用ホームページの作成から寄附の受け付けと収納、返礼品の発送など、業務を一括で委託しております。

寄附受納額は、個人と団体を合わせて 3,232 万 7,398 円で、このうち市外の個人寄附 892 件に対し、返礼品を送付しております。また、寄附金全額をふるさと応援基金に積み立てしております。

事業効果としては、新たな財源を確保するとともに、市特産品などの返礼品を送ることにより、市の知名度の向上を図ることができたところであります。

続きまして、説明資料 25 ページをお願いいたします。決算書では 85 ページになります。

定住促進奨励金交付事業です。

決算額は 2,100 万円で、財源は地域振興基金を充てております。

事業内容ですが、新たに旭市へ転入し、新築住宅の建設・購入または中古住宅を購入した人に対し、取得費用の一部として 50 万円を交付するものです。

奨励金交付件数は 42 件で、内訳は新築住宅が 36 件、中古住宅が 6 件となっています。この事業に伴う転入者は、42 世帯 110 人となりました。

続きまして、説明資料 26 ページになります。決算書では 85、87 ページになります。

コミュニティバス等運行事業です。

決算額は 5,653 万 7,000 円です。特定財源の国庫支出金ですが、昨年度、地域にとって、より望ましい公共交通の姿を明らかにし、市民にとって利用しやすい持続可能な公共交通体系を構築するためのマスタープランとなる旭市地域公共交通網形成計画を策定いたしました。その経費について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を充当しているものです。また、財源のその他ですが、車体広告料の 6 事業者分と地域振興基金を充当しております。内訳については、事業概要の下のその他特定財源内訳に記載のとおりでございます。

運行実績につきましては、市内 4 地区を 5 台のバスが運行しており、ルートごとの利用者数は記載のとおりですが、合計では延べ 8 万 2,955 人の方にご利用いただきました。

表の 2 つ目、事業内容の委託料 881 万 2,800 円につきましては、先ほど申しあげました旭市地域公共交通網形成計画の策定に係る委託料でございます。負担金補助及び交付金の旭市コミュニティバス運行事業費補助金 4,712 万 3,363 円については、運行経費から国庫補助金と料金収入を差し引いた金額を、運行事業者である千葉交通株式会社へ助成するものでございます。

企画政策課からは以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 議案の審査は途中ですが、ここで 11 時 20 分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 9 分

再開 午前 11 時 20 分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

2 款総務費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 議案第 1 号、平成 29 年度旭市一般会計決算の認定について、市民生活課所管の補足説明を申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） どうぞ着座で説明してください。

○市民生活課長（宮負賢治） はい、失礼します。

決算に関する資料の 28 ページをご覧ください。

決算書では 97 ページの 2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、備考欄 3、住民基本台帳事務費と、そのすぐその下にあります備考欄 4 の住民基本台帳事務費繰越明許、この 2 つを合わせたものになります。

それでは、住民基本台帳事務費について申し上げます。

本事業は、各種行政サービスの基礎となります住民基本台帳を管理するとともに住民票の写しの交付や転入・転出事務、個人番号カードの交付などの窓口事務を行っております。決算額は 721 万 1,000 円で、すぐ下の括弧書きの金額ですけれども、これは平成 28 年度からの繰越明許分です。

財源ですが、国・県支出金の主なものは個人番号カード交付事業費補助金で、財源のその他窓口でいただく自動車臨時運行手数料や個人番号通知カードの再交付手数料です。

主な支出につきましては、中段の表にありますように、臨時職員の賃金や印刷製本費等の需用費、窓口受付システムの賃借料です。下段の表は平成 28 年度からの繰越明許分で、ここにあります通知カード・個人番号カード関連事務委任委託交付金は、個人番号通知カードやマイナンバーカードの作成を委任している地方公共団体情報システム機構、これは通称 J-L I S といいますけれども、そこへ支払ったものですが、この経費につきましては、全額国の補助対象になっております。

繰り越し理由につきましては、法定受託事務として行っております個人番号カードの交付枚数が平成 28 年度は国庫補助金の想定枚数に満たなかったことによるものです。事業効果につきましては、住民に関する記録を適正に管理することで、市民の住居関係の交渉や選挙人名簿の登録など各種行政サービスの基礎を守り、利便性の向上につなげることができました。

以上で、議案第 1 号について市民生活課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、2 款総務費について質疑に入ります。

質疑がありましたら一括してお願いいたします。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは、総務費、27 ページご説明いただきました新庁舎建設事業でありますけれども、これは公募型のプロポーザル方式にて設計業者ですか、これを決定されたという事業であろうかと思うんですが、その後、この間の全協で、まず免震構造が耐

震に変わったという説明ありましたよね。これ、プロポーザルの意義がないのじゃないのかなというふうに思うんですが、この時のプロポーザル方式はどのようなことで、そういう変動が起こったものなのかを説明願いたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

確かに、林委員おっしゃっていただきましたように、プロポーザルの時点では、今回契約をいたしました横河建築設計事務所のほうからは免震といったようなことで提案がされたところございました。

ただ、横河さんに決定されたという部分につきましては、免震だけではない、全体的なやはりコンセプトといいますか、そこら辺の中で優秀であるといったところで、結果的に横河さんになったところございまして、免震から耐震に変わったということにつきましては、やはり本議会でも何度か答弁をさせていただきましたが、とにかくいろいろな事業費が膨れ上がってくる中で、それから市民会議でも、基本は4階の建物であると、基本4階の建物について免震は必要ではないのではないのか、パブコメであっても、そういった意見もいろいろある中で、やはり事業費のことについて、相当いろいろご意見がある中で、免震から耐震に変えたということございまして、ご理解を賜ればと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 林委員。

○委員（林 晴道） このパブコメで決定をする機関においては有識者の方々が点数をつけて決められたというふうに思うんですよ。やっぱり耐震構造というのは、ほかのものと違って、結構大きなポイントであろうかというふうに思います。

それを、金額だとか市民会議の結果ということで、プロがそれを出してきたものを素人の意見を踏まえて変えるというのはちょっとどうなのかと、そういうことになると、やはり構造はどうあろうと、取りあえず横河さんのほうに決定をして、その後横河さんに注文をつけてやってもらえばそれでいいのかなと、そうとらわれかねないですよ。そういうふうにやっぱり思われるのも、よくないことだと思いますんで、プロポーザルの意味と、取りあえず横河さんに決めてから、構造だとかそういうのを変えればいいのかと、そういうふうにとらわれないようにしてもらいたいのので、その辺のところを分かりやすく説明いただけたらと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 林晴道委員の答弁に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） とにかくプロポーザルの時点では、免震ということでの提案があったと、先ほども申し上げましたとおり、免震か耐震か、または制震かといったことだけで決めたわけではないという中で、そして、素人の意見といったようなことですが、まさしくこれは横河さんと十分協議を進めていく中で、何度かこれは申し上げましたが、地盤が地下のほうで相当、20メートルから40メートルの地盤で、支持土層、砂粒が細かくて軟弱で基礎ぐいのほうが相当必要になりましたよ、そのような話もあった中で、事業費がかかるよ、ですから耐震でも全くIST、これ全く問題なく担保できますよといったような協議を重ねる中で、横河のほうからも提案があり、市民会議でも説明する中で、議会にも説明する中で、そのような方向に変えさせていただいたところでございます。

免震、耐震ということも今ご指摘でございますが、例えば主体構造につきましても、当初は鉄筋コンクリート造ということでしたが、これについても鉄骨造のほうに、これもある意味大きな変更でございました。これにつきましては、やはり地盤の関係上、鉄筋コンクリート造にしますと、その総重量が約4万トンになるだろうと、鉄骨造にしますと、4割カットの2.4万トンですね。相当、4割カットぐらい軽量化が図れるといったようなことで、いろいろとまさしく地盤調査とかする中で進めてきて、その後変更したということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） ちょっと今の話聞きましたも、やはりプロポーザルでしっかりと提案を受けて決めて、それから横河さんのほうで提案があったと、そういう今お話でありましたけれども、それで決めてから違う提案をされるというのは、これはプロポーザルの意味がないのじゃないだろうかというふうに感じますね。

決定してからまた協議して、設計の大きい部分ですか。構造の大きい部分を変えるというのは、そういうものなのかどうかを、最後にちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） とにかく、免震、耐震、大きな部分であろうかと思いますが、とにかく全体のコンセプトの中で素晴らしいだろうと有識者の方のいろいろご意見をいただく

中で決定したことでございます。

それも、やはり事業の関係で現地いろいろ調査する中で必要性があると、そして、とにかく耐震にしたから決して安全性が軽んじているとか、ちょっと危険であるということでは全くないということでございます。

とにかくプロポーザルはそうでありましたが、プロポーザルで選びましたけれども、基本的にその段階でそれに決めたわけじゃなくて、業者がここに決まりましたよ、その提案をやはり市民会議であったり、市民の皆さんであったり、いろいろご報告をする中で、意見をいただく中で変えていくものでございますので、よろしくお願ひします。プロポーザルやった業者だけで決まってしまうと、じゃ、事後のいろいろな市民のご意見等を反映する必要はないんじゃないかと、一方ではそんなふうにもとれますので、そうではなくて、いろいろ状況を見る中で変えてきたということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ありませんか。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 総務課人件費についてよろしいですか。決算カードを各東総地域幾つか比較した場合の人件費なんですけれども、旭市が人数が職員数 649、こういうので割っていくと旭市が一番高いような、高いんですよ、要は。

職員の給料とか手当とか見てみますと、期末勤勉とか住居とか、そういうのは地方公務員の条例で決まっているわけですから、そういう差はないはずなんですけれども、あえて差があるとすれば、時間外勤務手当かなと思ったりするんですけれども、この辺、行政改革のところ働き方改革をしているはずなんですけれども、ちょっと気になったのは時間外勤務手当のところが多いんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） まず、有田委員のほうから、人件費近隣と比べても高いのではないのかなというご指摘でございましたが、少なくとも私承知している中では、例えば銚子市と比べても、人件費のほうは高くないという認識でございます。カードのほう確認していただければ分かるかと思ひます。

それから、これは毎回申し上げておりますが、ラスパイレス指数ですね。国家公務員を100とした場合に、市町村の給与水準がどのレベルにあるかといったようなラスパイレス指

数であります。旭市は、県下の中でも下から数えて3番とか、ちょっと今手元に資料ありませんが、一番低いような状況にあります。まず、そういったベースとしては高くないということをご理解賜りたいと思います。

ただいまのご指摘の中で、時間外が多いただろうということでもございました。先ほど私説明いたしました人件費のこの資料のほうですね。確かに時間外勤務のほうが決算、28、29で比べますと、時間外は100万円ほど増えている。

まず、この増えた理由につきまして、これはまさしく各事業課においていろいろな状況があるわけでもございますが、ちょっと端的に言いますと、教育委員会、学校教育のほうに教育指導主事というものの、いわゆる教員ですね。それが6名配置になっております。ちょうど、その6名がこの時間外等の管理職のほう行ったり来たりの関係になるんですが、管理職は前年で150万円ほど減になっておりますが、ちょうど3級までは主査ですか、これ管理職手当がつきません。4級になりますと管理職手当ついてくるわけでもございますが、ちょうど40歳前後した教職員が配置してくるという中で、例えば28年であれば、その6名中2名が、28年は、管理職でない方が2名ですから、残り4名が管理職手当をいただいていた。29は逆転しまして、今度は29年は管理職が1名かな、すみません、5級が1名、その中で入れ替わりの関係がありまして、この数字のほうはなっております。

とにかく時間外は、各事業課においていろいろな状況ありますが、教育委員会のほうで、教職員が入ってきた関係で、管理職が去年まではついていた。それが今回つかない職員が来たんで、管理職手当が減ったけれども時間外手当が増えたとか、そのような状況ありますんで、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ありませんか。

高木寛委員。

○委員（高木 寛） 私のほうから、個人番号カードについて質問したいと思います。現在、個人番号は何人まで旭市の住民は取得されているというか、交付されていますか。

それと、ここに説明のところに、再交付ということがあるんですけども、これは紛失して再交付された、その紛失の時に例の問題あるカードなんで、問題というか事件とか、そういうのはなかったのでしょうか。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高木寛委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） それでは、まずマイナンバーカードの交付数でございます。27年度から交付をしております、27、28、29 ときまして、29 年度までの累計が 5,593 枚でございます。

それから、再交付ということですが、多いのは自宅で紛失というようなことが多くありまして、事件性のあったものは承知しておりません。

○委員（高木 寛） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） それでは、説明資料のほうにない事業について、この事業成果ということで2つほどお聞きしたいと思います。

決算書の 75 ページ、企画費のうち備考欄の 3 番ですね。姉妹都市宿泊助成事業、これ茅野市と交流ということだと思いますけれども、こちらと、85 ページ、地域振興費のうち備考欄の 4、出会いの場創出事業、こちら 2 事業の 29 年度の事業成果ということで、具体的にお伺いしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 姉妹都市、まず 75 ページのほうの備考欄 3、姉妹都市宿泊助成事業でございます。茅野市のほうの施設に宿泊した場合の、そちらのほうへ宿泊した方に助成しているわけですが、まず、大人が、中学生以上ですが、昨年度は 205 名、小学生が 85 名、それから未就学の児童が 14 名ということで、延べ 304 名の方に助成しております。

それから、85 ページのほうです。備考欄 4 の出会いの場創出事業です。こちらの補助金ですが、これは後継者対策協議会のほうへ交付しております、後継者協議会のほうで婚活イベントなど開催しております。昨年度におきましては、婚活のイベントを 8 回開催いたしまして、延べ 158 名の方に参加をしていただいております。また、その中で会員の結婚ですが、29 年度は 10 名の方が結婚されたという報告を受けております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 申しわけありません。先ほど、私の有田委員の答弁の中で、ちょっと管理職手当の関係、4 級から管理職と言い間違えました。5 級からが管理職手当でありまして、5 級と 4 級の入れ替わりがあった中で時間外が増え、管理職が減っているという

ことをございましたので、おわびして訂正させていただきます。

それから、もう1点補足させていただければ、ラスのほうは53団体中49位といったようなことで、本当に下から数えて相当低いレベルにあるということもご理解賜ればと思います。

以上です。すみません。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） それでは、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども、まず、姉妹都市宿泊助成事業のほう304名ということで、結構多いなと思ったんですけども、こちらの逆に茅野市サイドの数字がもし、直近じゃなくても状況が分かればお教え願いたいのと、それから、あとこれの周知というかPR、どのように行っているのか、その2点についてお伺いします。

それから、出会いの場創出事業ですけども、10名の方がご結婚なされたということで、この10名の方は、今、旭市に在住ということになっているのかどうか、それだけお伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 茅野市の数字といいますと、旭市から茅野市へ行った数ということですか。

（発言する人あり）

○市民生活課長（宮負賢治） 失礼しました。茅野市から旭市の方につきましては、ちょっと今即答できませんので、ちょっと調べて回答したいと思います。

それから、出会いの場の関係ですけども、結婚された方が市内の方かどうかということですけども……

（発言する人あり）

○市民生活課長（宮負賢治） 市内に在住されているかどうかということですけども、ちょっとこれも確認したいと思いますので。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑の中で、どのようなPRをしているかという質疑が答弁漏れていますのでお願いします。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） PRのほうは、市の広報やホームページでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありませんか。

有田委員。

○委員（有田恵子） 今、国で問題になって、総務省が今ちょっと方針を変えようとしているふるさと納税のことなんですけれども、本市の決算額 820 万円という決算を見るんですけれども、前回で見た時の倍ぐらい上がっていますよね、收入的には。倍以上。

よその市と比べたら極端に少ない額ですね。小さい町でも億単位で入っているところもあるということで、これ別に自慢したいとか、したくないとかいう問題じゃないですけれども、旭市民があるよ所に寄附した場合、いろいろな商品もらって、それで減税、免税してもらおうということ、そうすると、この収支は一体どうなっていますかね。現実には。

よその人から寄附をもらっているのがこのお金ですね。820 万円。旭市民がよそに行った場合には、寄附した場合には、旭市が負担しちゃうというシステムですから、実際はすごく損しているんじゃないですか。その辺の収支、ちょっと知りたいんですけれども、820 万円入ってきたのはいいけれども、出ているのが多いんじゃないかななんて思ったりするんですけれども、その辺の収支は出ておりますでしょうか。

（発言する人あり）

○委員（有田恵子） 失礼します。ちゃんと出ておりましたけれども、3,200 万円が入ってきたと、寄附額入ってきた。しかし、免税している金額は幾らぐらいかいうのを分かりませんか。

○委員長（宮澤芳雄） しばらく休憩します。委員の皆さんはその場でお待ちください。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午前 11 時 47 分

○委員長（宮澤芳雄） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 今、有田委員のほうから、ふるさと納税について旭市にどのくらい入って、税控除でどのくらいということなんですけれども、これについては寄附金については当年度で、税額控除については前年度の控除をとという形しか対比できませんので、そ

れが総務省のほうで発表した数字がちょっと手元にありますんで、それでよろしいでしょうか。

○委員（有田恵子） それは前年度ですよ。

○税務課長（石毛春夫） 寄附金控除は前年度。

○委員（有田恵子） 物すごく乖離しますよね、この

○税務課長（石毛春夫） それはちょっとまだ出ていませんので、それ分かりませんので、税額控除としては今受けているのが 29 年中に旭市の市民がふるさと納税として寄附金控除した金額は出ております。あと、それで市のほうは 29 年度で受けた実績というのは、やっぱり 1 年タイムラグがございます。その金額の差でよろしいでしょうか。

○委員（有田恵子） もうそれでいいですから、ちょっと年度と金額教えてください。

○税務課長（石毛春夫） 総務省などの調べによりますと、29 年度の寄附の実績金額で、旭市は 1,566 万 4,310 円が寄附の実績額で公表されております。それに伴いまして、平成 30 年度の寄附の控除実績額、これが 2,498 万 6,668 円、そうしますと 932 万 2,358 円のマイナスになるということです。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） ただいまの件ですが、高市総務大臣のころから、返礼品の金額 3 割を守れということで、通知は何度か来ておりました。野田総務大臣になった時に、市町村に任せるみたいな、ちょっとコメントが一時期ありまして、その高市総務大臣が出していた通知の時のやつがあやふやみたいな状況になっておりました。

その後、前に出ている通知は正しいですよということで、何度かコメントも出ておりましたが、今回、9 月 11 日に野田総務大臣が会見で、ふるさと納税での返礼品に調達価格を寄附の 3 割以上出している団体についてはふるさと納税制度から除外するようなふうな制度改正を図っていくというような発表をしております。

去年もそうでした。うちのほうも、若干、例えば 1 万円に対して 3,140 円とか、そういうような形で、厳密に言うと 3 割を超えているものが何件かありましたけれども、9 月、10 月ごろ、納品業者の方と調整を図りまして、今年 1 月からは全部 30%以下に、もともと 30%以下に近い団体で、そんなに、多いところは、全国でトップなんていうのは返礼品の価格が市場価格から推定すると 100%を超えているんじゃないかというようなものまでありまして、そういうところはやっぱり全国 1 位という、要はそこはとにかく地元の産品を、とにかく宣伝するんだということで、その産品が動くことで経済が回るんだという論法で

やっておりました。

あと、千葉県でも勝浦市ですか、商品券をやっている、商品券は換金性があるので駄目だよとか、そういうような注意を経まして、結構今年辺りは改正をされておりますが、今現在、今年9月1日現在で、千葉県内でも14市町村が3割を超えたものを出していると、やっぱりそこに人気が集まるということはあるので、それは応援するためのということよりは、返礼品欲しさにということ、どうしても偏ってしまうということ、人気のある市町村と出ない市町村ということが出ます。

それと、地場産品以外を景品にしているのも駄目だよというルールがございますので、その辺については、今度総務省のほうからまた強い指導が入るようでございますので、その辺はだんだん平準化されていくのではないかなということ考えておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） すみません、財政課から1つ補足といいますか、説明をさせていただきます。先ほど、税務課長のほうからのお話で、収支の金額についてお答えしたところ、かなりの額が控除になっているということがございましたけれども、税が控除した数値につきましては、地方交付税の反映がございます。具体的には控除した額の75%は基準財政収入額から差し引きますので、その分が地方交付税として加算されるといいますか、考慮されるということを追加してご説明したいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑はありませんか。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 先ほど高橋秀典委員からのご質問の中で、茅野市から旭市へ来ている方の人数というご質問ありました。その人数ですけれども、29年度のデータはないんですけれども、28年度のデータで申し上げますと、子どもから大人合わせて27名です。26、27、28年度の辺りが20人から30人くらいで推移していますので、29年度もそんなには変わっていないのかなというところ、以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ないですね。

特にないようですので、2款総務費についての質疑は終わります。

それでは、2款総務費の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時57分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、3款民生費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、社会福祉課に関連する事項につきまして、補足……

○委員長（宮澤芳雄） どうぞ着座で説明してください。

○社会福祉課長（角田和夫） よろしいですか。

それでは、社会福祉課に関連する事項につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料の29ページをご覧ください。臨時福祉給付金給付事業でございませう。

決算書においては、117ページから119ページになります。

この事業は、消費税が5%から8%への引き上げに伴い、国が低所得者に配慮した暫定的・臨時的な措置として行った給付事業です。

昨年4月から平成28年度繰越明許分として実施した経済対策分臨時給付金ですけれども、事業費の総額は1億5,154万9,929円で、国から全額が補助されます。支給決定者は9,791人で、給付金の支給額は1億4,686万5,000円、事務費は468万4,929円となっております。

続きまして、地域生活支援事業でございませう。説明資料の30ページをお願いいたします。決算書においては、123ページから125ページになります。

この事業は、障害者総合支援法に基づき、障害者等が地域において自立した日常生活や社会生活が送れるように、地域の特性や利用者の状況に応じた様々な支援事業を実施したものであります。

主な事業といたしましては、障害者等に創作的な活動や生産活動の機会を提供する地域活動支援センター機能強化事業、屋外での移動が困難な障害者等を支援する移動支援事業、一時的に見守り等が必要な障害者、障害児への活動の場を確保する日中一時支援事業など、

ここに記載のとおりであります。

事業費の総額は 8,858 万 35 円で、前年度と比較しますと、0.4%の減、37 万円余りの減額となっております。

続きまして、説明資料の 31 ページをお願いいたします。自立支援給付事業になります。決算書は、125 ページになります。

この事業も、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスで、障害の種類や程度等を勘案しサービス等利用計画案を踏まえ、介護給付及び訓練等給付、自立支援医療給付等を行っております。各給付費と利用人数につきましては、事業内容に記載のとおりでございます。

事業費の総額は 11 億 7,257 万 7,394 円で、前年度と比較いたしますと 4.5%の増、事業費で 5,092 万円余り増額しております。この要因といたしましては、ほとんどのサービスの利用人数及び利用件数が増加したことによるもので、中でも生活・療養介護給付費が 1,978 万円余り増額となっております。

以上で、社会福祉課に関連する事項の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高齢者福祉課長。どうぞ着座のまま説明してください。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） ありがとうございます。

それでは、一般会計決算のうち、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

同じく決算に関する説明資料により、説明させていただきます。32 ページをお願いいたします。

地域包括支援センター運営事業でございます。決算書では、131 ページになります。

この事業につきましては、地域包括支援センターにおいて、高齢者の健康保持及び生活の安定のために必要な、相談・支援、介護支援専門員の支援や、要支援と認定された方への介護予防ケアマネジメント等の業務を行ったものであります。

事業内容の委託料は、要支援認定者の介護予防給付ケアプランの作成を居宅介護支援事業所に委託したものです。委託事業所数は全部で 33 か所、作成委託件数は新規作成にかかる初回分が 69 件、2回目以降が 1,353 件で、合わせて 1,422 件の作成を委託したものであります。その他の事務費等につきましては、公用車等の維持管理費等で、事業費の合計は、643 万 899 円であります。

右上の財源内訳について申し上げます。その他といたしまして 832 万 8,000 円とありますが、これは介護予防サービス計画費収入でございます。こちらから地域包括支援センター運営事業に 643 万 1,000 円を財源充当いたしまして、差し引いた 189 万 7,000 円を、さら

に老人福祉関係職員給与費へ充当しているところでございます。

続きまして、33 ページをお願いいたします。生活支援事業関係でございます。決算書におきましては、133 ページになります。

事業内容を、記載順にご説明いたします。

緊急通報体制等整備事業につきましては、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の在宅生活を支援するため、日常生活における緊急時の対応に備え、緊急通報装置の貸与を行うものであります。29 年度末の設置台数は、223 台となっております。

続いて、家族介護支援事業でございます。この事業の対象となる方は、要介護 4 または 5 と認定され、日常生活自立度、これは寝たきり度になりますが、B 2 以上の区分に該当する 65 歳以上の方と同居して介護している介護者に対しまして、支援金を支給したものであります。

支給者は 41 人で、その内訳は、要介護 4 の方が 14 人、要介護 5 に該当する方が 27 人であります。支給額は月額 1 万 2,000 円と、要綱改正前の適用者が 8,000 円で、年 2 回、10 月と 4 月に支給しております。

続いて、外出支援サービス事業でございます。これは、一般の交通機関を利用することが困難な方に、車椅子用のリフトつき車両を使いまして、医療機関等への受診や入退院の送迎を行ったものであります。この事業につきましては、旭市社会福祉協議会に委託して実施しているところであります。利用者は 19 人で、延べ利用回数は 382 回でした。

右上の財源内訳につきましては一般財源で実施しており、その他の欄は利用者負担金でございます。

以上で、議案第 1 号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、議案第 1 号、平成 29 年度旭市一般会計決算の認定について、子育て支援課所管の主要事業 6 事業について補足説明を申し上げます。

初めに、説明資料の 34 ページをお願いいたします。決算書では 137 ページになります。

子ども医療費助成事業は、ゼロ歳から中学 3 年生までの医療費を負担する保護者に、保険診療分の費用の全額または一部を助成するものです。

歳出ですが、扶助費として延べ 8 万 7,491 件の医療費に対して、2 億 45 万 4,471 円を助成いたしました。内訳につきましては、説明資料の事業内容のとおりでございます。

財源内訳ですが、県費補助金、こちらは補助率 2 分の 1 で 7,175 万 6,000 円ですが、小学

校4年生以上の通院及び通院に伴う調剤の費用については補助対象外となっております。

その他財源として、子ども医療費で支払いました国保会計負担分の高額療養費収入等 255万9,169円の諸収入がございます。

次に、説明資料35ページをお願いいたします。決算書は同じ137ページになります。

出産祝金支給事業は、平成28年度から第2子の出産にも対象を拡大し、実施しております。1年以上住民登録があり、1子以上を養育し、第2子以降を出産して養育する父母に対して、祝い金として245名に3,170円を支給いたしました。

また、旧制度の経過措置である小学校入学祝い金として78名に390万円を支給いたしました。

財源につきましては、一般財源のみでございます。

続いて、説明資料36ページをお願いいたします。決算書では同じく137ページになります。

乳幼児紙おむつ給付事業は、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、2歳未満の乳幼児を養育する保護者を対象に、月額3,000円分の紙おむつ購入券を給付する市単独事業でございます。平成29年度は、乳幼児延べ1,016人分の購入券を給付し、実利用枚数が3万3,289枚となりました。

財源につきましては、一般財源のみでございます。

続きまして、説明資料38ページをお願いいたします。決算書では141ページから143ページになります。

民間教育・保育施設改築等事業は、教育・保育環境の向上のため、民間保育所等が園舎の新設、建て替え、増改築等の施設整備を行う場合に、国基準の範囲内で事業費の一部を助成するものでございます。

平成29年度は、社会福祉法人博道福祉会、おうめい保育園の一部園舎の建て替え工事に対して助成いたしました。

施設の整備概要、事業内容は、こちら説明資料のとおりでございます。財源は、国庫補助金、国が補助率2分の1で6,180万4,000円となっております。

続きまして、説明資料39ページをお願いいたします。決算書では、151ページになります。

保育士配置改善事業は、きめ細やかな保育サービスを提供できる環境を整備するため、市内の民間保育所における定数基準を超えた配置等に対して補助金を交付するものでござい

ます。補助対象及び事業内容につきましては、説明資料の事業内容のとおりでございます。財源は、県費補助金、こちらは千葉県保育士配置改善事業補助金で、補助率は基本分と1歳児配置改善加算分が2分の1、特定乳幼児受け入れ分が3分の1で、575万3,000円でございます。

次に、40ページをお願いいたします。決算書では、同じく151ページになります。

保育士処遇改善事業は、民間及び公設民営保育所、認定こども園に勤務する常勤保育士の賃金改善に対して補助金を交付するものでございます。補助内容につきましては、旭市保育士処遇改善事業補助金交付要綱に基づき、平成29年10月分から、保育士1人当たり月額2万円を限度に、民間保育施設へ助成するもので、対象施設及び補助金額は説明資料の事業内容のとおりでございます。

財源につきましては、県費補助金が補助率2分の1で、公設民営保育所、干潟保育所を除く8施設の事業費に対する補助金669万円でございます。

大変失礼いたしました。一部、説明に誤りがありましたので、ちょっと訂正をさせていただきます。説明資料35ページの出産祝金支給事業の説明の中で、245名に3,170円を支給したと申し上げてしまいましたが、3,170万円の誤りですので、訂正をさせていただきたいと思っております。

以上で、子育て支援課の説明は終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、座って説明をさせていただきます。

説明資料37ページ、決算書141ページをお願いいたします。

歳出でございます。

決算書141ページ上段、3款3項1目の児童福祉総務費で、備考欄13番、放課後児童クラブ運営事業をご覧ください。

本事業は、小学校低学年を中心に、下校後家庭において保護者または保護者にかわる者がいない児童に対し子育て支援として生活指導等を行い、児童の健全育成及び事故防止を図るものでございます。

事業内容といたしましては、説明書37ページを見ていただけるとお分かりかと思いますが、15校22クラブの児童クラブに、支援員等77名を配置いたしました。

歳出の主なものは、労災等保険料563万9,301円、賃金8,484万9,909円、その他事務費等に365万3,462円でございます。

財源の内訳でございますが、特定財源として国・県支出金 3,609 万 9,000 円でございます。その他特定財源として、受託料の現年分 4,027 万 1,000 円、過年分として 9 万 9,000 円をいただいております。

事業の効果といたしましては、児童の健全育成及び事故防止を図ることにより、共働きなどの子育て世代への支援ができたところでございます。

補足説明は以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案の審査は途中ですが、ここで昼食のため 1 時 15 分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 14 分

再開 午後 1 時 15 分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3 款民生費について、質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

宮内保委員。

○委員（宮内 保） それでは、私のほうから 2 点ほど質問させていただきます。

決算書 121 ページ、備考欄 6、福祉タクシー利用助成事業の 1,057 万 7,840 円と、あともう一点、同じく決算書 123 ページの備考欄 8、グループ運営費等助成事業 1,854 万 7,075 円の内容等を教えていただきたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員の質疑に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは社会福祉課のほうから、121 ページの福祉タクシーの利用助成事業についてお答えいたします。

この福祉タクシーの利用助成事業ですけれども、市単独の事業でありまして、重度心身障害者等が通院または介護等のためタクシーを利用する場合に、その料金の全部または一部を助成するものです。

利用券の発行枚数なんですけれども、4 月当初の場合には、一般の障害者の方が月 2 枚、1 年間で 24 枚、人工透析者の方が月 8 枚で年 96 枚配布させていただきます。

利用助成額については、1回1,000円が限度額となっています。

今回の1,057万7,840円の内訳なんですけれども、これにつきましては、助成費として一般に使われた枚数が9,338枚使われまして、その助成費が1,053万320円、あと助成券の印刷代とかが4万7,520円で、合わせて1,057万7,840円の支出となっています。

もう一つ、123ページのグループの運営費等助成事業ですけれども、これにつきましては、障害者の方がグループホームだとか生活ホームに入る、今やっています19事業所の運営費の補助と、あとグループホームの利用者76人に対して家賃助成を行ったものです。

利用者の家賃助成なんですけれども、月額5,000円が限度となっています。

内訳としましては、グループホームの運営をしています運営費なんですけれども、19事業所で1,511万3,875円、あと利用者の補助ということで、先ほど76人の方に1人月額5,000円を限度として343万3,200円を支給させていただきました。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員。

○委員（宮内 保） この福祉タクシーの利用助成金というのは年々増加しているんですか、その辺ちょっとまた。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員の質疑に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） これにつきましては、手元に3年間の資料がありますので、それをお知らせさせていただきます。

平成27年度が事業費として1,178万1,985円、平成28年度が1,133万5,990円、平成29年度が1,057万7,840円ということで、少しですけれども減少傾向にはあります。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員。

○委員（宮内 保） 実は、私の知り合いの女性の方なんですけれども、やはり人工透析をやっているということで、夜なんかの帰り際はこのタクシー利用券がすごくよかったということですので、ぜひどんどん進めていっていただきたいと思います。どうも。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） それでは、民生費について4点ほどあるんですが、まず117ページです。

説明欄 8、生活困窮者自立支援事業について。こちらは委託料ということですが、こちらの事業内容と委託先についてお伺いします。

それから 129 ページ、説明欄 8 になります。高齢者筋力向上トレーニング事業、こちらの事業の目的、内容、それから委託先についてお伺いいたします。

それから、141 ページになります。児童福祉総務費、説明欄 15 になります。親と子の絆プロジェクト事業、更新事業ということですので、どのような活動に補助したのか。いろいろな取り組みにかかわったと思うんですけども、その主なものと活動の成果についてお伺いします。

それから、151 ページになります。説明欄 7、保育士処遇改善事業、こちらは説明資料 40 ページのほうでもお伺いしていますけれども、かねてより保育士の給与について、これは旭市に限らず地域間、施設間の格差の問題ということで、基準月額 2 万円ですけれども、これによってどの程度の格差改善になったのか、その成果についてお伺いしたいと思えます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員の質疑に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、決算書 117 ページの生活困窮者自立支援事業について回答いたします。

これにつきましては、事業を社会福祉協議会にお願いしています。

事業内容なんですけれども、これにつきましては、生活困窮している方が生活保護に陥らないようにいろいろな仕事だとか生活の仕方方法だとかを支援して困窮から脱出していただくというような内容のものです。

あと 119 ページのあさひ健康福祉センター……

（発言する人あり）

○社会福祉課長（角田和夫） すみません、P 129 の高齢者の筋力トレーニングの事業なんですけれども、これにおきましては、中谷里にありますあさひ健康福祉センターで事業を実施しているものであります。高齢者の方の体力について筋力をつけていただいて健康保持していただくという内容のものです。

具体的には、トレーニングのトレーナーがつきまして、高齢者の方に合ったようなメニューを提案していただいて、その高齢者の方が筋力トレーニングを行って健康の維持増進に努めていただくという内容のものです。

委託先については、株式会社パーソン&パーソンスタッフ千葉支社にお願いしていますが、これについては、総合体育館のトレーニング室もやっている会社と同じ会社に委託をしています。

○委員長（宮澤芳雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、高橋秀典委員のご質問の、まず 141 ページ、親子の絆プロジェクト事業について申し上げます。

まず、主な活動内容ということでございます。

この事業は、毎年恒例の運動会や発表会のほかに、平成 29 年度は、まず親子で楽しむイベントといたしまして観劇会、そしてコンサート、お店屋さんごっこ、親子でジグソーパズルを完成させる、またはクリスマスツリーと一緒に作ったり、親子で図書に親しむ、そして後援会の事業でありました、あさピーの塗り絵を親子と一緒に完成させるといったようなものを実施しています。また、このほかにサーファー体験であるとか祖父母と一緒に水族館体験、また老人福祉施設訪問等を平成 29 年度に実施いたしました。

このような盛りだくさんの事業が行われまして、参加児童は延べ 6,654 人、保護者等は延べ 6,179 人で、合計 1 万 2,833 人の参加がございました。

補助金は、市内教育保育施設 22 団体と旭市私立保育所後援会連絡協議会に対し 1 か所 10 万円、合計 230 万円を助成いたしました。

成果といたしましては、本事業の目的でございます、まず絆を深めるという部分で、児童の情操が養われて、親子はもとより地域の高齢者との触れ合いを通じてさらなる絆が深まったのではないかと理解しています。

続きまして 151 ページ、備考欄 7 の保育士処遇改善事業についてお答えいたします。

まず、この事業は、常勤の民間の保育所保育士に対して基準月額 2 万円を助成するもので、県の事業に先立ち、昨年 10 月から始められた事業です。

実際に地域間・施設間格差という部分では大変比較が難しい部分ではございますが、単純に平均の給与月額で、この事業を実施する前と後で比較いたしますと、私立の保育園についての平均が約 5 万 5,000 円近く改善されています。また、認定こども園については平均で 3 万円近くの改善が図られています。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） それでは、まず生活困窮者自立支援事業については、セーフティネット

として十分機能しているのかなということで承知いたしました。

次の高齢者筋力向上トレーニング事業ですけれども、こちらはどのくらいの方数がいらっしゃるのか、人数についてお伺いしたいと思います。

それから、親と子の絆プロジェクト事業ということですが、こちらは親と子の絆のみならず地域の高齢者の方々との絆が非常に深まっているということで、またそれぞれ独創性のある事業に取り組んでいるということで推進、さらに広がっていけばいいなというふうに思います。

これ1点お伺いしたいのは、各事業者間にお互いにどういった事業に取り組んでいますよというような事例集みたいなのそういったものは共有、事例が共有されるのかどうか、それについてだけお伺いします。

それから、保育士の処遇改善事業ですけれども、こちらの旭市では大丈夫なのかと思いますが、同様の処遇改善事業はほかのところでも行われているようですけれども、運営者に総額で交付されて、必ずしも保育士本人の給与に一律に増額されていないようなケースもあるように聞いています。その辺、保育士本人の手取りというか、本人への増額分が一律に基準どおりになっているのか、その辺についてお伺いします。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員の質疑に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、129 ページの高齢者筋力向上トレーニング事業の利用者の人数なんですけれども、これにつきましては火、木、土、日と週4日開いてまして、昨年度1年間で205日開設いたしました。それで利用者が4,692人で、1日当たり22.9人でありました。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 141 ページの親と子の絆プロジェクト事業につきまして、こういった事例が共有されているのかというお問い合わせでございます。

公立保育所間におきましては、こういった事業実績等を一覧表にいたしまして配布してございます。ただ、民間の幼稚園でありますとか民間の事業所につきましては、それぞれこの絆プロジェクトの趣旨をご理解いただいた上、独自の発想、アイデアを盛り込んで企画していただいているところです。

なお、こちらの事業実施に当たりまして、事前にこういった目的に沿った事業であるかというの、実施計画書等を提出していただいています、それによって回答するか否かを見ていますので、今後もしろいろなアイデアを盛り込んで事業が展開していただければなと願っています。

次に、151 ページの保育士処遇改善事業につきましては、この事業はあくまでも常勤、非常勤、原則は常勤なんです、非常勤であっても 120 時間を超えている勤務形態がある方には対象となる事業でございます。それに基づく調査を実施していますが、実績報告等でチェックしている中では、この事業の対象となる保育士につきましては、一律に給料に一時金として 2 万円を上乗せして支給しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありませんか。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 2点お願いします。

決算書 123 ページで福祉タクシー利用助成金、一番上のところ。数値を教えてください。福祉タクシー利用者、延べじゃなくて数、利用者数、それと透析患者も障害者に入るそうですね。

それで、その福祉タクシーの券も利用できるということですよ。

その今申し上げた福祉タクシー利用者全体の数と、そのうちの透析患者の数じゃなくて透析患者が福祉車を利用する数、この2点。

それからもう一点、ページ変わりますが 117 ページ、8 番、生活困窮者自立支援事業で、内容は分かりました。生活保護に陥らないようにする、その人数、何人の対象者でこの 1,686 万円が支払われているかということなんですけれども。対象者、何人に生活保護にならないようにしているのかということ。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、タクシー利用券の交付者の人数と実際に使った人数を説明させていただきます。

交付者の人数は、合計 486 人で、そのうち一般が 381 人、腎臓が 105 人でした。それで実際に利用された人数なんですけれども、合計で 400 人、一般の方が 317 人、腎臓の方が 83 人ということになります。

それで、先ほど宮内保委員のほうから、利用枚数等を私、助成金額を最高1,000円というふうにお話ししちゃったんですけども、先ほどの人数を単純に割り返すと1,000円を超えちゃうような形になっているんですが、これについてはタクシー事業者のほうへのいろいろな事務の協力費ということで、1件当たり150円支給させていただいてまして、それも合わせた金額が事業費となっています。

平成29年度ですけれども、新規の相談の受け付け件数が68件です。それで、実際に就労に結びついた方が22人いました。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

議長。

○議長（島田和雄） 1点ちょっとお伺いします。

資料の33ページなんですけれども、この中で緊急通報体制等整備事業についてなんですが、この通報ですか、実際の通報の実績、それからその後の対応、その辺についてお分かりでしたらお伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田議長の質疑に対して、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、緊急通報整備事業の実績等についてお答えいたします。

平成29年度の、まず総件数が6,529件ございまして、システムを設置した高齢者の方から何かしらの緊急通報があった場合に、対応している事業者はALSOKというところになるんですけれども、そこに連絡が行きます。そういったものと、また通常、定期的に事業者のほうから高齢者の見守り的なことで、そちらから連絡が行くというような行ったり来たりというような状況のやりとりで、見守りという点でもやっています。お伺いというような言い方をしているんですけれども。

それで、まず高齢者の方の連絡でございしますが、これは先ほど申し上げましたが6,529件、その中の送受報の件数が1,504件で、内容としましては、まず、正しい通報というんですかね、本当に必要であって押した場合の正しい通報が23件。それで内容はこういったことかといいますと、救急車を呼んでほしいというようなことでの件数が21件、あと介護・介助の必要性があるということでの連絡が2件ございました。

それと、内訳の中で大きいものを申し上げますと、相談・連絡ということで、高齢者でご

ございますので、いろいろ何かしらの連絡をするということで 170 件、それと間違っで連絡をしてしまったというのが 175 件あります。うっかり押ししてしまったとかそういったものです。それと、今の 1,504 件の中には、試しに押ししてくださいということで、そういった件数が 806 件ございます。それと、今度逆に、先ほど申し上げました事業者のほうからお伺いという点で連絡するものが 6,529 件の中で 5,025 件ございまして、それがお伺いというような状況でございます。そのような状況でございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田議長。

○議長（島田和雄） そうしますと、6,529 件あったということでありましてけれども、最も多いのは事業者のほうから逆に、こちらからお年寄りのほうに見守り的な連絡をするというのが一番多い。本当に緊急措置のための通報としては 23 件ということでよろしいでしょうか。

それ、救急的なものが 21 件だというような連絡だったんですけれども、これで救急車を呼んだということによろしいでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 島田議長の質疑に対して、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） おっしゃるとおりの数字でございます。救急車を呼んだ件数が 21 件ということで、その中で最後まで本当に救急車を呼んで病院まで行ったかというところまでは今私のほうではつかんでいないんですけれども、ほとんどがそういうようなケースであって、また呼んだ場合に、緊急連絡者というものを設定していただいていますので、そちらの方へも連絡が行きまして、合わせて救急対応をしています。件数としては、議長おっしゃるとおりの数字でございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田議長。

○議長（島田和雄） お年寄りのひとり暮らし、それから高齢者世帯、そういう世帯のためには、ボタン一つ押せばここにつながるということで、大変有効な方法だと思います。

そういった中で、こういった方法で連絡したいという人は実はもっといるのではないかなと思うんですよ。今現在 223 台しか設置されていないということで、実際にはその辺については高齢者福祉課ではどのように把握されているのかお伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田議長の質疑に対して、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○**高齢者福祉課長（浪川恭房）** 実際に必要な件数が、先ほど申しあげました二百数件という数字で捉えています。ひとり暮らしであっても元気な方とかそういった方は該当になりませんので、そういった方を除いてどうしても必要だという場合、また訪問なりをしまして、そういった措置が必要であるという判断があればうちのほうに連絡が来たりとかして対応しています。そういった中での対応で、本当に必要であるという数も漏れている場合もあるかもしれませんが、そういったいろいろな情報の中で必要である場合は、また設置をしているような状況でございます。

以上でございます。

○**委員長（宮澤芳雄）** 島田議長。

○**議長（島田和雄）** このシステムですけれども、実際に設置するに当たりまして、当人の要望で設置すると思うんですけれども、それ以外に皆さんが、民生委員さんとかいろいろな人からの情報を得て、この家庭はこういうシステムが必要だろうと判断して設置したような、そういった例があるのかどうか。そういった形でも設置していただければと、必要性を感じた場合には設置していただければいいのではないかなと思いますけれども、その辺についてどうでしょうか。

○**委員長（宮澤芳雄）** 島田議長の質疑に対して、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○**高齢者福祉課長（浪川恭房）** 必要であると判断した場合は当然つけますし、また、本人からつけてほしいということも当然そうなんです。はっきりした数字的なものは把握していませんが、うちのほうで捉えている感じでは、訪問したり、またケアマネジャーさんが訪問したり、うちのほうで訪問したりとか、また民生委員さんが見守りの中で訪問したりとか、そういったケースの中で、ここは必要であるなというような状況、そういった場合につけているケースのほうが多いかと思えます。

以上です。

○**委員長（宮澤芳雄）** ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○**委員長（宮澤芳雄）** 特にないようですので、3款民生費についての質疑を終わります。

続いて、4款衛生費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、4款衛生費のうち、企画政策課の所管事業について、決算に関する説明資料によりご説明させていただきます。

41 ページをお願いいたします。決算書のほうでは163 ページになります。

看護学生入学支度金貸付事業です。決算額は400 万円で、財源は全額一般財源です。

この事業は、市内の医療機関の看護師確保対策として、将来看護師として市内の医療機関に従事しようとする4年制大学の学生に対し、入学支度金の一部を貸し付けるものでございます。

貸付額は1件当たり40 万円、平成29年度は10件を貸し付けしています。

なお、卒業後2年以上、市内の医療機関に従事すれば、貸付金の返済が免除される規定となっています。

企画政策課からは、以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） それでは、同じく4款衛生費のうち、健康管理課所管の5つの事業について、決算に関する説明資料により補足説明させていただきます。

○委員長（宮澤芳雄） 健康管理課長、着座のままどうぞ説明してください。

○健康管理課長（木内喜久子） ありがとうございます。では、失礼します。

決算説明資料の42 ページをお願いいたします。決算書では163 ページから165 ページになります。

健康増進事業関係についてでございます。

本事業は、健康増進法に基づいて、各種保健事業を実施したものでございます。

内容としましては、生活習慣予防のための集団健康教育や健康相談、病気の早期発見・早期治療を目的とした各種成人健康診査や各種がん検診事業でございます。

なお、各項目の対象年齢や実績数は表に記載のとおりです。

決算額は9,189 万1,566 円で、特定財源の国・県支出金222 万6,000 円は、がん検診事業に対する国庫補助金と、健康増進事業に対する県の補助金でございます。

続きまして、43 ページをお願いいたします。決算書では165 ページから167 ページになります。

感染症予防対策事業でございます。

本事業は、感染のおそれのある疾病の発生とその蔓延を防ぐことを目的としており、各種の予防接種を実施したものでございます。

内容につきましては、乳幼児から児童・生徒への各種定期予防接種の費用と、高齢者に対する予防接種の費用の助成でございます。

予防接種の種類とその対象、実績人数は表に記載のとおりです。

決算額は1億2,377万5,703円、財源は全額一般財源となっています。

続きまして、44ページをお願いいたします。決算書では167ページから169ページになります。

あさひ健康応援ポイント事業でございます。

本事業は、生活習慣病等を予防し、健康寿命の延伸を目指して、市民が自主的かつ積極的に自らの健康づくりへのきっかけを作ることを目的に実施したものでございます。

具体的な内容は、健康診断や人間ドック、がん検診の受診、また健康目標への取り組みに対しましてポイントを設定し、500ポイントを達成した方に抽選で健康づくりに役立つ景品を進呈するというものです。平成29年度は1,063名の参加があり、市民の健康づくりのきっかけを作ることができました。

決算額は90万267円で、その他特定財源50万円は、ふるさと応援基金繰入金でございます。

次に、資料45ページをお願いいたします。決算書では169ページから171ページになります。

母子保健事業関係です。

本事業は、妊娠・出産期から乳幼児期までの総合的な母子保健事業として、妊婦、乳幼児に対する各種健康診査の実施や、両親学級、育児学級、育児相談等による育児支援、また保健師、助産師による赤ちゃん全戸訪問を実施したものです。

事業項目の詳細と実績人数等については、記載のとおりでございます。

決算額は5,106万9,259円で、特定財源の国・県支出金175万円は、赤ちゃん全戸訪問事業に対する補助金です。

最後に、資料の46ページをお願いいたします。決算書では171ページになります。

特定不妊治療費助成事業でございます。

この事業は、人口減少対策の一環として、不妊に悩む夫婦の不妊治療に要する高額な費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るものです。治療に要した費用から県の助成金を引いた残りの本人負担額のさらにその2分の1を助成するもので、1年度当たり10万円を限度としています。

平成 29 年度においては、36 件 32 組のご夫婦に 303 万 1,000 円の助成をいたしました。財源につきましては、全額一般財源となっています。

以上で、健康管理課所管の事業の説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 環境課長、着座のままです。

○環境課長（井上保巳） それでは、4 款衛生費、環境課所管の事業について、決算に関する説明資料により説明いたします。

説明資料 47 ページをお開きください。

住宅用省エネルギー設備設置助成事業でございます。決算書では、181 ページとなります。

この事業は、地球温暖化防止など地球環境の保全を目的に、省エネ型社会の促進を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する個人に、その設置費用の一部を補助するものです。

決算額は 549 万 1,000 円で、前年度比 22 万 5,000 円、3.9%減となります。財源内訳のうち、特定財源 169 万円は県補助金、一般財源は 380 万 1,000 円でございます。

これまでこの事業の太陽光発電設備においては、千葉県の補助限度額 7 万円に対して市の補助金を上乗せし、補助限度額を 10 万円としていました。平成 29 年度に、県は要綱を見直し、太陽光発電設備の補助対象要件を大幅に変更し、新築住宅を補助対象外とするなど補助対象が狭められましたが、市では省エネ設備の普及拡大を図るため、これまでどおり新築住宅への太陽光発電設備の設置も補助対象として事業を行いました。

平成 29 年度補助金交付件数は 59 件、そのうち太陽光発電設備が 43 件でしたが、このうち県補助金の対象となるものは 1 件にとどまりました。

なお、そのほかの設備は県補助額どおりの補助であり、実績数は記載のとおりでございます。

太陽光発電設備への補助制度は、平成 22 年から開始しており、平成 29 年度までで累計 539 件となりました。この事業により自然エネルギーの利用が促進されています。

続きまして、説明資料 48 ページをお願いいたします。

塵芥処理施設運営費でございます。決算書では、183 ページから 187 ページになります。

この事業は、市に処理責任がある一般廃棄物を適正に処理するため、旭市クリーンセンター及びグリーンパークの運営及び維持管理を行うものであります。

決算額は 5 億 200 万 9,000 円で、前年度比 4,336 万 6,000 円で 9.5%増となります。財源内訳のうち、特定財源は国庫補助金 33 万円、その他は 3 億 207 万 3,000 円で、その内訳は、事業内容の下、その他特定財源内訳に記載の塵芥処理手数料などです。

当事業は、内容によりまして廃棄物収集・処理と施設維持管理に分類しています。

上段の廃棄物収集・処理の内容は、ごみの収集並びに可燃ごみの焼却及び不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの処理に要する経費となります。

こちらの主な内容を説明いたします。

委託料のうち廃棄物収集運搬業務は、ごみステーションに排出されたごみをクリーンセンターまで収集運搬する業務で、市内を4コースに分けて業務委託しています。

次の行の焼却灰等処理業務は、可燃ごみを焼却した後の焼却灰の処理を業務委託するものです。

これら廃棄物収集・処理にかかる費用は合わせて2億3,690万円で、前年度比4.3%増となります。

続いて下の段、施設維持管理の事業内容は、クリーンセンター、グリーンパークなど各施設の光熱水費及び修繕料、施設・設備の維持管理、保守点検等の委託料、並びに施設改修のための工事請負費となります。

主なものを説明いたします。

委託料の焼却施設オーバーホール時運転業務委託は、焼却炉をオーバーホールする際に修繕する炉を停止し、もう1炉を24時間運転するため、修繕に要した期間56日間の焼却施設の深夜運転業務を委託したものです。

工事請負費の焼却施設改修工事は、平成4年建設のクリーンセンター焼却施設ということでは老朽化が進んでいるため、故障等の発生による焼却炉の緊急停止を防ぐため定期修繕を実施したほか、各施設の点検整備、改修工事を行っています。

この施設維持管理にかかる費用は2億6,002万2,000円になり、前年度比16%増となります。

この事業により、市内の一般廃棄物が適正に処理され、生活環境の向上に寄与することができています。

以上で、環境課の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、4款衛生費について、質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） それでは、2点お伺いします。

まず、163 ページです。保健衛生総務費のうち、説明欄 10、看護学生入学支度金貸付事業ですけれども、説明のほうで 10 件ということでお伺いしました。もし分かればなんですが、こちらの市内外の内訳が分かれば。ほかから、要は、市内の医療機関に就業、外から来ている人と市内在住の割合が分かれば。

あと、結構多くの高校生たちが大学の看護科には行っているはずなんです。その数は結構多いことは実感しているんですけども、そういった大学等へもこういった制度がありますよということの、看護科を有する近隣の大学等へのPRを行っているのかどうか、これについてお伺いします。

それから、177 ページですけれども、環境衛生費のうち備考欄の7、不法投棄防止活動事業に関してです。

こちらの事業では、具体的な事業内容と事業成果についてお伺いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 最初に入学支度金貸付事業、平成 29 年の 10 名の内訳としまして、市内在住者の申請は 1 件、県内が 5 件、県外が 4 件でございました。

それと、大学等のPRということですが。これは、中央病院のほうで看護科のある大学等へ回っていますので、その際、市のこのチラシを持参していただいて、その大学でも配っていただけるようお願いしているところがございますので、関東から東北のほうにかけての看護科のある大学については、そういうPRは一応行き届いているはずですが。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、177 ページの不法投棄防止活動事業の具体的な内容及び成果ということでお答えいたします。

具体的な内容ということですが。まず、市内の不法投棄におきましては、現在も海岸であったり山林地域であったり、また市街地においても十分な土地管理がされていないような場所などに非常に多く不法投棄されています。こういったものを市として、まず防ぐための対策ということで不法投棄のパトロールを実施してまして、まず、不法投棄監視員ということで、市内で現在 26 名、不法投棄の多い地区から選出した市民の方に委嘱してまして、その方の委嘱報奨金として 156 万円ほど支出しています。

並びにパトロールの関係では、不法投棄防止パトロールということで、シルバー人材セン

ターのほうに、現在、月2回、市内である程度決まった区域のパトロールをお願いしています。こちらの委託料は21万9,000円ほどになっています。

そういったパトロールをした結果、不法投棄……成果ですか、成果は後ですけれども、不法投棄監視員のほうの活動の状況ということで、平成29年度は延べ575回ほど監視に出向いていただきまして、不法投棄の発見61件ほど見つかっています。

そうすることで、基本的に市のほうの不法投棄物の処分につきましては、市の管理している土地、道路であったり、そういった土地なんですけれども、それ以外に民間の方が基本的にはご自分の土地は自分で管理するというのが決まりではございますけれども、なかなか処分できないものもあります。そういったものをいろいろ協議しながら、実際に不法投棄物、例えば家電のテレビであったり、そういったものはクリーンセンターでは処分できませんので、そういったものを専門業者のほうに処分する費用等もこちらのほうから支出しているような状況でございます。

成果としましては、課としましては、不法投棄は以前よりは減っているというふうに考えていますが、全く根絶することはできていないという状況でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） それでは、看護学生入学支度金に関しては、結構市外、県外からということでお伺いしました。大学へのPRは十分だということですが、できたら、各高校でもそういった制度があるんだと前もって知っておくと、やはり市内の子たちになりますけれども、市内からだ結構看護を志して、これは保育士もそうなんですけれども、出て行く子は多いんですけれども、なかなか帰って来ないというのが現状としてあると思うんです。そういった意味で、旭市にまた看護師として働きに帰ってきってもらうという意味で、高校生の、例えば匝瑳高校とかは今、医療関係、看護関係に力を入れていこうということで今動いているようですので、そういったところと連絡を取り合ってPR促進していただきたいと思っておりますけれども、その辺についていかがか。

もう一つ、不法投棄に関してお話しいただきましたけれども、今お話にもありましたけれども、民地内への投棄ですね。例えばこの市役所前通りも途中で西野団地の先のほうだとか、やはり公道からぽいっとその日の日常生活のごみをコンビニの袋でもそのままぽいっと投げていくという案件が、大口の不法投棄ではないんですけれども、それがすごく見られるところがありますので、それへの対処について今年度取り組んでいることも含めて何かありましたらよろしく申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） これから近隣の高等学校に対してPRを一層していきたいと思
いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） 確かにおっしゃるとおり、道路際の民地にポイ捨てが非常に多いと
いう状況でございます。これにつきましては、もし本当にひどいものであれば、道路と
民地の間にフェンスを設置する等、地元の方からの、地権者の要望があれば、そういった
用意もございますので、そういう対応はできます。ただ、現時点では本当に個人の方の奥
に捨てられた物についてはちょっとご容赦願いたいんですが、道路から本当に数メートル
ということで、道路があるがゆえに捨てられたごみ等については、なるべく旭市のほうで
処分していています。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

高木寛委員。

○委員（高木 寛） それでは、決算書の177ページの8項ごみの減量化推進事業のうちの資
源ごみ集団回収奨励金というのが出されていますが、これは資源ごみについてだけの集団
での回収事業というものといいいますか、そういうことなのでしょうか、その辺をお答えく
ださい。

○委員長（宮澤芳雄） 高木寛委員の質疑に対して、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは177ページ、ごみの減量化推進事業の中の資源ごみ集団回
収奨励金についてのご質問にお答えします。

これは、おっしゃるとおり資源ごみを対象としたものでございまして、10世帯以上の団
体を登録していただきまして、その団体が例えば新聞、雑誌、段ボール、ペットボトルと
かそういった資源ごみを集めていただいて、その資源ごみを処分業者さんに売り渡してい
ただくんですが、その売り渡す重量、重さによって市のほうが助成金を差し上げていると
いうものでございます。

ちなみに1キログラム当たり5円の奨励金ということで差し上げています。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高木寛委員。

○委員（高木 寛） 10 世帯以上という登録みたいなものがあるんですね。実際どういう団体というか、今、何団体あるんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 高木寛委員の質疑に対して、答弁を求めます。
環境課長。

○環境課長（井上保巳） 登録している団体の中には、例えば学校ごとのPTAの中の団体であつたり、あとは地域ごとの団体であつたり、いろいろ各種種類はございまして、現在、平成 29 年度、32 団体に登録をしていただいています。そのうち平成 29 年度、奨励金を実際に交付した団体が 27 団体。

ちなみに、奨励金の交付額としては 60 万 4,060 円ということで交付しています。

○委員（高木 寛） ありがとうございます。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、4 款……島田議長、どうぞ。

○議長（島田和雄） 赤ちゃん全戸訪問事業についてお伺いしますけれども、全ての子どもさんを対象にしてこの事業をやっているという説明でありましたけれども、全ての赤ちゃんと接触ができていますかどうか、その辺お伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 171 ページの 3 番でしょうか。

島田議長の質疑に対して、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） それでは、お答えいたします。

赤ちゃん全戸訪問の、どうしても訪問できなかった方というのもいらっしゃいます。その対応としましては、再通知や電話での受診勧奨や、その後の各母子保健事業の各種健康診査、子育て学級、離乳食教室などで育児状況の確認をしています。

この未実施者の理由としましては、入院中であるとかご事情のある方もいらっしゃいますので 100%まではいきませんが、その後は安心して子どもさんが産み育てていただけますようフォローしていますので、よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） ありがとうございます。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。
（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、4 款衛生費についての質疑を終わります。

それでは、3款民生費と4款衛生費の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。

委員の皆様は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時 8分

再開 午後 2時11分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、5款労働費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

どうぞ、着座のまま説明してください。

○商工観光課長（小林敦巳） では、失礼します。

それでは、5款労働費について、補足説明を申し上げます。

決算書でご説明いたしますので、187 ページをご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、備考欄の中段になります。1番、労働諸費、支出済額 60万6,500円でございます。内容としましては、8節報償費、これは商工業者の永年勤続優良従業員8名の表彰記念品代でございます。19節負担金補助及び交付金 52万6,500円は、雇用対策協議会への補助金となっています。

平成29年度末現在の会員数は39社でございましたが、現在は40社が加入しています。

続きまして、備考欄の2職業相談室運営支援事業は、支出済額は106万7,565円でございます。こちらは、旭市地域職業相談室の運営にかかる経費でございます。主なものとして、受付業務を行う臨時職員1名分の賃金等となっています。

なお、平成29年度の相談室の利用者は、延べで4,983人となっています。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、5款労働費について、質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、5款労働費についての質疑を終わります。

続いて、6款農林水産業費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、6款の農林水産業費につきまして、農水産課よりご説明させていただきます。

それでは、恐れ入りますが、お手元の説明資料……

○委員長（宮澤芳雄） どうぞ、着座で説明してください。

○農水産課長（宮内敏之） ありがとうございます。

では、説明資料の49ページをお願いいたします。決算書は195ページになります。

農水産課は事業が多いものですから、説明資料のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、新規就農総合支援事業になります。

決算額は984万2,000円で、財源内訳の国・県支出金975万円は、県を經由して国庫補助金が交付されたものでございます。一般財源は9万2,000円となっています。

この事業は、本市の基幹産業であります農業の維持・発展を図るため、あすの農業を担う、新規就農者に対し総合的な支援を行うものでございます。

事業内容は、この補助金が、新たに農業経営を営もうとする青年が青年等就農計画を作成し、市の認定を受けることで認定新規就農者となり、就農直後5年以内の所得を確保するため国から交付されるものでございます。6件、975万円となったものでございます。内訳は、表に記載しました内容となっています。

このほかに、その他の事務費等は、市内35歳以下の新規就農者13名を対象といたしまして、羽ばたくルーキー農業者激励会を開催し、記念品の配布等で9万2,367円を支出したものでございます。

事業効果につきましては、総合的な支援を行うことによりまして、新規就農者の本市への定着に寄与したものでございます。

続きまして、次のページ50ページをお願いいたします。決算書は同じく195ページでございます。

次に、水田農業構造改革推進事業になります。

決算額は8,340万1,000円で、財源内訳の国・県支出金1,197万1,000円は、県単独補助金で、10ヘクタール当たりの補助単価により、作付面積に応じて交付されるものでござい

ます。一般財源は7,143万円でございます。

この事業は、米価の下落や米の消費量が減少する中、水田農業を保持するため、飼料用米や転作作物の栽培などの取り組みに対し支援を行ったものです。

事業内容は、上段の水田自給力向上対策事業が県の単独補助分で、合計は1,197万1,000円となりました。

内訳につきましては、固定団地型ほか4事業で、表に記載した内容となっています。

中段の転作作物等推進事業は、市の単独補助分で、合計は7,044万5,064円となりました。

内訳につきましては、麦転作ほか4事業で、表に記載した内容となっています。飼料用米転作は、耕種農家と受け入れる畜産農家双方へ補助を行っています。

次に、下段の転作団地推進事業も市の単独補助で、作付品目を3ヘクタール以上の団地化にした場合の加算で、合計は98万4,710円となりました。

内訳につきましては、麦転作と景観形成作物で、表に記載した内容となっています。

事業効果につきましては、国や千葉県が推進する、需要に応じた米生産の促進につながり、水田農業経営の安定化に寄与したものでございます。

続きまして、隣の51ページをお願いいたします。決算書は197ページになります。

園芸生産強化支援事業になります。

決算額は1億1,073万4,000円で、財源内訳の国・県支出金9,216万9,000円は県単独補助金で、補助率は事業費の4分の1です。一般財源は1,856万5,000円となっています。

この事業は、千葉県の「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業を活用いたしまして、園芸作物の生産力や品質の向上に必要な機械等の導入や生産施設の整備・改修を支援したものでございます。

補助対象は市内認定農業者等で、事業内容につきましては、生産力強化支援型はハウスなどの栽培施設の新設や機械・設備の新規導入に対するものです。件数は14件、園芸施設リフォーム支援型は、老朽化した栽培施設の改修や機械・設備の更新に対して交付するもので11件、合計25件で1億1,073万4,000円となりました。

内訳につきましては、表に記載した内容となっています。

事業効果につきましては、本事業の実施により、施設園芸の規模拡大をはじめ品質の向上や、生産コストの削減に貢献することができたものでございます。

続きまして、同じく説明資料の52ページをお願いいたします。決算書は201ページになります。

こちらは、産地パワーアップ事業になります。

決算額は2億4,127万5,000円で、財源の内訳は国・県支出金2億4,127万5,000円で、括弧書きの数字は、平成28年度繰越明許という表示になっています。2億4,127万5,000円は国庫補助金で、補助率は事業費の2分の1で、一般財源はございません。

この事業は、農業の収益性の向上を図るため、農産物集出荷貯蔵施設の建設に対し支援を行ったもので、事業内容につきましては、ちばみどり農業協同組合の集出荷貯蔵施設の建設、予冷庫の整備等で、表に記載した内容になっています。

事業効果につきましては、老朽化した集出荷貯蔵施設の状況が改善され、梱包設備を整備したことにより集出荷作業に要する時間、労力を大幅に改善することができました。また、予冷庫を整備することにより、新鮮で高品質な農産物の出荷が可能となったものでございます。

続きまして、隣の53ページをお願いいたします。決算書は203ページになります。

こちらは、畜産競争力強化対策整備事業になります。

決算額は5億9,023万8,000円で、財源内訳の国・県支出金5億9,023万8,000円は国庫補助金です。補助率は事業費の2分の1です。こちらにも括弧書きで書いてありますものは、平成28年からの繰越明許ということの表示でございます。一般財源はございません。

この事業は、畜産の収益・生産基盤の確保及び国際競争力を強化するため、飼養管理施設等の整備に対し支援を行ったものです。事業内容の上段は平成29年度分で、うまい千葉の豚肉生産協議会が事業主体となり、3件の畜産農家が汚水処理施設等を整備した事業に対し8,859万円を補助いたしました。

内訳につきましては、表に記載した内容となっています。

下段は平成28年度繰越明許分で、うまい千葉の豚肉生産協議会が事業主体となりまして、4件の畜産農家が豚舎や汚水処理施設等を整備した事業、及びちばみどり農業協同組合畜産クラスター協議会が事業主体となりまして、1件の畜産農家が牛舎や搾乳ロボット等を整備・導入した事業に対し5億164万8,000円を補助いたしました。

内訳については、表に記載した内容となっています。

事業効果につきましては、飼養規模を拡大し出荷頭数等の増加による収益性の向上を図ることができました。また、家畜排泄物処理施設の整備によりまして、良質な堆肥を生産し耕種農家に提供することで、飼料用米の利用拡大と併せ地域循環型農業の構築を図ることができました。

続きまして、54 ページをお願いいたします。決算書は 205 ページになります。

次は、農業基盤整備事業になります。

決算額は 1 億 306 万 5,000 円で、財源内訳の国・県支出金 6,256 万円は、国庫補助金及び県補助金で、補助率はそれぞれ 2 分の 1 です。地方債 1,310 万円は、農業農村補助事業に対して借り入れすることができる公共事業等債で、充当率 90%となっています。一般財源は 2,740 万 5,000 円です。

この事業は、農地の利用集積などにより担い手の育成を図るため、ほ場整備事業と併せ農業用排水路や農道の整備を行われております市内 4 地区の県営土地改良事業に対し、負担金及び補助金を支出したもので、事業内容上段の経営体育成基盤整備事業は、飯岡西部地区の附帯工事に対し 890 万円を負担したものです。平成 29 年度末の進捗率は、金額ベースで 51.8%となっています。

中段の広域農業基盤緊急整備促進事業は、豊和地区及び春海地区のほ場区画整理工事、用水路工事に対し 3,160 万 5,179 円を負担したものでございます。

内訳につきましては、表に記載した内容となっています。

下段の経営体育成基盤整備事業促進費補助金は、事業が完了しました万力Ⅱ期地区で、整備後の農地が高度経営体に集積されたことによりまして、6,256 万円を工区へ交付いたしました。

事業効果につきましては、本事業の実施により、効率的・安定的な農業経営の育成を目的とした農業基盤の整備を促進することができたものでございます。

続きまして、隣の 55 ページをお願いいたします。決算書は同じく 205 ページになります。農業水利施設改修事業になります。

決算額は 1,432 万円で、財源内訳の地方債 650 万円は、農業農村補助事業に対して借り入れすることができます公共事業債で、充当率 90%となっております。一般財源は 782 万円でございます。

この事業は、農業用水施設の長寿命化を図るストックマネジメント事業や、農業用排水路の改修を行う地元農業団体を支援するもので、事業内容の上段の県営排水改良事業負担金は、県の実施する仁玉川の排水路護岸工事に伴い、1,122 万 7,844 円を負担したものでございます。

下段の農業用排水路改修工事補助金は、市内の農業者団体が行います排水路の改修など 21 件に対し、309 万 2,000 円を補助したものでございます。

事業効果につきましては、老朽化や破損により機能が低下した農業用排水路などの機能を確保するとともに、施設の長寿命化を図ったものでございます。

次に、繰越事業についてご説明申し上げますので、決算書の 201 ページをお願いいたします。

決算書の 201 ページ中段の 4 目畜産振興費の翌年度繰越額の繰越明許費 8 億 6,453 万 1,000 円は、恐れ入りますが、次のページ 203 ページの一番上に、4 畜産競争力強化対策整備事業という項目がありまして、この事業分で平成 29 年度に予算化した 3 件の畜産農家が、豚舎のふん尿排せつ物に必要な床部材であるすのこの納入に不測の日数を要したことから工事が遅れまして、補助金を平成 30 年度へ繰り越したものになります。

次の下の段の 5 目農地費の翌年度繰越額の繰越明許費 4,721 万 8,000 円は、次の 205 ページをご覧ください。そちらの 4 農業基盤整備事業分で、本年 2 月に千葉県へ国の補正予算の追加配分がありまして、県営事業が翌年度に繰り越しとなったことから、市負担金を繰り越したものです。

対象地区は、飯岡西部地区と豊和地区で、事業内容は先ほど決算に関する説明資料でご説明申し上げました農業基盤整備事業の継続分となります。

以上で、議案第 1 号、農水産課所管の補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案の審査は途中ですが、ここで 2 時 40 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 29 分

再開 午後 2 時 40 分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 款農林水産業費について、質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

宮内保委員。

○委員（宮内 保） それでは、1 点ほどお伺いします。

決算書の 197 ページ、備考欄の 9、園芸生産強化支援事業の 1 億 1,073 万 4,000 円の、内容等につきましてはある程度分かったんですけれども、これ、農家の皆さんにとっては非

常に人気の補助金だということで、今年辺り申込者数はどのぐらいあったものなのか、また、近年ずっと申込者数が増えているものなのか、その辺お伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 平成 29 年度の申し込みの状況ですけれども、申し込みがあっても説明会等にお見えにならない方とか、やはり辞退したとかというような方があって、正確な数値といえますか実際採択されたのは 25 件なんですけれども、県の事業は前年の 7 月ころまでが一応締め切りになりますので、平成 29 年の事業については平成 28 年 7 月ころということで、55 名くらい申し出がありました。それで、実際に採択に至った方というのは 25 名。

それで、県の予算の配分がありますので、ポイント制になります。いろいろな計画だとか条件があって、ポイントの上位の順から行くので 25 人くらいになってしまうというようなことです。

今までの累積の数字というのは、きょうは手元にしっかりと持っていないのでお答えできないんですが、数的にはだいたい同じくらいの数で来ているのかなと思います。実際 50 件あっても、当該年度に申請を出される方というのはやはり少なくなってきてしまっていて、10 件くらいは少なくなっちゃうのかなというふうに考えています。そういう状況でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員。

○委員（宮内 保） 私もちよっと聞いているところだと、なかなか申し込んでも該当しないとかで、これ申し込みの締め切りが 7 月と今言われたから、結局、暖房なんかのそういった施設に関しては恐らくこれからとか、そういう農家のいろいろな都合があると思うんですよ。ですから、そういう締め切り……県の補助金でしょうから、7 月といたらしょうがないんでしょうけれども、その辺何かうまいあれはないものなんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 当然、その年の気候の状況によって必要なものが出たりということとは当然ありますし、もしそれが災害に結びつくような状況だとかであれば、緊急的な支援というものも出せれる場合もございます。ただ、いかんせん県単独事業の補助事業でございますので、なかなか需要に追いつかない予算配分といえますか、そういう状況であり

ますので、なかなか皆さん手を挙げた方が対応できない。

それと、前年に取りまとめたものを県のほうが予算要求出しますので、それでほかの地区とかで余りがあったりとか何かということであれば、追加の募集ということもあることもありますが、なかなかやはり採択に当たっては、先ほど申し上げたようなポイント制をとっていますので、より効率のいい補助を行うためにポイントの条件に合うようなものをやられている方が対象になってしまいますので、どうしてもそういった採択の要件をクリアできないと補助を受けることができないということでございます。また、そういった要望については、市町村のほうから県のほうへ要望としては上げさせていただいていますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員。

○委員（宮内 保） 今、ポイント制があるとかいろいろ、だから、そういうのも農家の人らにもっとよく説明して、そういうのをクリアできるように農水産課のほうで指導してはどうなんでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） ただいまご指摘をいただきました。当然、ご相談に農水産課のほうにお見えになったときには、できるだけ親切丁寧に細かく説明させていただいています。ただ、それが経営される方の営農サイズといいますかそういったものがなかなか合わない場合にはちょっと厳しくなってしまう場合もありますが、だいたいほとんどの方、そのの事業に合うような形で計画を作られていらっしゃると思いますので、そういったところでは、農水産課のほうはできるだけやれることはやらせていただいていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 私も同じところなんです、非常に内々な話で申し訳ないんですが、この事業、代理店というかあれがあると思うんです。少なからず県のお金と市のお金が入っているわけですよ。それなのに、例えば電話一本で商売やっている方でも、仕事が取れてしまう。例えば県内に事務所が何もなくても、そのほうが絶対に安いんですよ、安いはず、絶対に安いはずですよ。そういった事業をさせないように、県のほうはその後に5者見積もりだとかいろいろなことを取りますよね。基本的にそういうのが無理になっちゃうで

しょう。やはりこの事業はどうなんでしょうか、最低限、千葉県内に事務所があるとか、その辺の縛りがあってもいいような気がしますので、ご一考いただきたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 飯嶋委員がおっしゃったのは、5者の関係と業者……

（発言する人あり）

○農水産課長（宮内敏之） じゃなくて。

（発言する人あり）

○農水産課長（宮内敏之） すみません、ちょっとその辺詳細なのが手元にすぐ出てきませんので、お答えがなかなかできないところではありますけれども……

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） しばらく休憩します。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時47分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） ただいまの業者は県内のようなお話でございましたが、農家さんが事業主体になりますので、その辺は農家さんのほうで選定されたものでやられていらっしゃるのかなということでございます。それぞれの農家さんの営農スタイルがありますから、それは統一的なものではないので、それは農家さん、事業主体となる方の判断で業者を選んでいただいているような状況だということでございます。

（発言する人あり）

○農水産課長（宮内敏之） はい。

（発言する人あり）

○農水産課長（宮内敏之） はい。ですから、それ以上のことを我々のほうで指導というものなかなか難しいのかなというふうに考えていますので、どうぞご理解のほどよろしく願いいたします。

- 委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますでしょうか。
- 有田恵子委員。
- 委員（有田恵子） 説明資料の中の 49 ページで、新規就農総合支援事業なんですけれども、新規就農、補助対象は 6 件と書いてありましたけれども、この個人、夫婦、個人、ルーキーとかどの辺の方が来ていますか、これ。やるところは旭市内。
- で、どの辺の方。
- 委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。
- 農水産課長。
- 農水産課長（宮内敏之） どの辺というのは、一応ここに書かれています対象の方は、市内在住の方でございます。でよろしいでしょうか。
- 委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員。
- 委員（有田恵子） 市内では駄目なんですか、この補助事業は。
- （発言する人あり）
- 委員（有田恵子） 業者は全部市内の人。
- （発言する人あり）
- 委員（有田恵子） 市民。
- （発言する人あり）
- 委員（有田恵子） 市民、権利は。
- （発言する人あり）
- 委員長（宮澤芳雄） 私を通して話ししていただけますか。
- （発言する人あり）
- 委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。
- 農水産課長。
- 農水産課長（宮内敏之） ただいまの質問でございますが、これは国の農林水産省の事業でございますので、全国ほとんどの市で対象になるのかなということでございます。
- それで、一応いろいろ要件がございますので、その要件に合致する方ということで、所得要件が 150 万円未満の方というようなことでございます。それと、あと青年等就農計画を市で認定された方ということになりますので、匝瑳市であれば匝瑳市で計画をつくって認定されれば、匝瑳市を通じて国のほうに申請されるとかそういったものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） その関連でお伺いしますけれども、有田委員も多分同じような趣旨で質問されたかったんだと思うんですけれども、この新規就農者は、もともと市外にいた方が旭市へ来られて就農されたのか、あるいは農家のいわゆる跡取りであって就農されたのかという、その辺の違いはどのようなのでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 米本弥一郎委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 国の要綱的に言いますと、農業の次世代を担う人材を育成するための事業でございますので、それについてはそういうこだわりと申しますか、新たに新規就農した5年以内の方で35歳以下の方、所得が150万円というそれだけのものでありますので、移住とかそういったものの縛りは特にございません。開始して5年以内という、それと金額、あと農業をやろうとする方の意気込みが見える計画をつくっていただくということでございます。そんなところでよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○農水産課長（宮内敏之） はい。よそから来た方というのは、今のところこの6件の中にはいらっしゃいませんが、Uターンという形で、東京のほうでIT関係だとかそういう別の企業についている方がお戻りになって、旭市の農地を持っていますから農業を始めた方という方もいらっしゃいますし、ほとんどの方が土地持ち農家の方であったり、親は農家をやっていたけれども、おじいさんが農家をやっていたので帰ってきて農業を始めた方、そういう方がいらっしゃいます。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） この事業は、たしか親と同じ事業をしたのでは多分もらえなかったのではなかったでしたっけ。親と同じ事業をしたのではもらえないですね。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 失礼しました。ちょっと説明が不足した部分がありまして申しわけございませんでした。

これは、もし仮に、先ほどおじいさんがやっていて、孫の方がやるというような形で説明

させていただきました。親の方が同じ経営体でありますと対象になりませんので、親の方と別に農業経営を独立して始められた方が対象になると、そういう制度でございます。

○委員長（宮澤芳雄） よくご理解いただけましたでしょうか。

○農水産課長（宮内敏之） よろしく申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員。

○委員（宮内 保） やはり同じ質問で大変恐縮ですけれども、これ今年、平成 30 年に新規就農者が 13 名ということは、1 年に 13 名いたということですか。

（発言する人あり）

○委員（宮内 保） これ、ちょっと教えて。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 今 13 名というのは、羽ばたくルーキー、説明資料でいきますと 49 ページの下の段の、羽ばたくルーキー農業者激励会就農記念品というのが、これは参加された方が 13 名でありまして、そのほかにはこれの要件もありまして、年齢的な要件があったりとか、それで参加していただいたのがたまたま 13 名だった。

旭市の農業後継者の就業状況というのは正確に把握はされていないんですけれども、45 歳以上だとか 50 歳でまた就農されている方もいらっしゃるって、だいたい年間約 20 名は就農されているというような状況が確認されています。ただ、詳しい調査というものは行っていませんので、その辺は関係機関、JA さんとか農業事務所さんとか、そういったところに聞いた情報によりますと、約 20 名になるのかなというふうに我々つかんでいるところでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員。

○委員（宮内 保） 年間 20 名いて、こういった新規就農者の支援事業に該当しないというものなかなか、もう少し指導したらどうなんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 説明が下手くそですみません、新米なものですから。

新規就農のほうは、先ほど申し上げたように諸条件があります。まず所得要件があったり、就農から 5 年以内の方が対象になっていますから、人数としては 6 人ということでございます。これは国の補助事業ですから、国の厳格な要綱に基づいてそういったものやって

いるような状況でございます。

もう一つの13人という羽ばたくルーキーのほうは、35歳以下で就農された方だとかそういった方でありますので、ちょっとまた別なものでございます。制度的に国の補助事業の対象となって申請をされた方が6件であると、そういうようなことでございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありませんか。

伊藤副議長。

○副議長（伊藤 保） 決算書の195ページの備考欄7番、こだわり旭ブランド創出支援事業、この事業内容と進捗状況と言ったらおかしいけれども、今現在どのようになっているのか伺います。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤副議長の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） こだわり旭ブランド創出事業の関係で、進捗状況というようなことでございます。

この事業は、旭市の農水産物の生産に当たりまして付加価値をつけてブランド化しようというようなものでございます。平成29年度は、旭水産加工業協同組合によりまして、サバのみりん漬けの開発ということで、そういったものが行われて販売に至っているようなわけでございます。過去には、やはり同じように水産加工業協同組合でイワシのゴマ漬けだとか、そのパッケージ、あと、ちばみどりメロン部会のメロンピューレだとか、そういったものが行われています。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、6款農林水産業費についての質疑を終わります。

続いて、7款商工費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、座ったままで説明させていただきます。

7款商工費でございます。

主な施策事業についてご説明いたしますので、決算に関する資料をご覧くださいませ

しょうか。56 ページになります。

消費者保護対策事業であります。決算書では 211 ページから 213 ページになりますので、ご覧いただきたいと思います。

それでは説明資料ですが、決算額が 660 万円で、財源の内訳としましては県の補助金が 446 万 1,000 円、その他で、こちらのほうは県の金融広報推奨事業費助成金 13 万 3,000 円、残りは一般財源でございます。

本事業では、消費者の保護、被害救済のため、専門資格を有する相談員による、悪質商法や架空請求、契約トラブルなどの消費生活に関する相談事業のほか、多重債務問題の支援事業、消費生活に関する出前講座など各種啓発事業を行っています。

各事業の実績及び事業費については、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、同資料の 57 ページをご覧いただきたいと思います。

商業活性化推進事業であります。決算書では 215 ページになります。

決算額は 2,118 万 1,000 円、財源の内訳としましては、ふるさと応援基金繰入金金が 500 万円、残りは一般財源でございます。

本事業は、地域商業の活性化のために行う各種事業に対し助成を行ったものでございます。

商工業後継者育成事業補助金 18 万 4,000 円は、商工会等が実施する後継者育成の事業に対し、補助を行ったものでございます。

その下の商店街振興事業補助金 103 万円につきましては、商店会等を運営する各団体に補助金を出したものでございます。

その下のプレミアム付共通商品券発行事業に対する補助費としまして、すみません、プレミアム分として 1,497 万 2,567 円、これを運営します旭市商店振興会連合会へ運営補助としまして 200 万円の補助を行っております。

また、その下でございますが、商店街の活性化事業としまして、各商店が実施しますイベントへの補助、これは 5 団体へ 150 万円、その下は、商店街等の施設景観整備事業としまして駐車場の借り上げ、また街路灯の整備に対しまして 149 万 4,000 を補助したものでございます。

続きまして、次の 58 ページをお願いしたいと思います。

観光振興対策事業関係でございます。これは 2 つの事業を合算しています。決算書では 219 ページ、221 ページ、223 ページまでとなります。

決算額ですが 3,857 万円、特定財源ですが、その他としまして、各基金が 2,847 万円、残

りは一般財源となっています。

まず、事業内容の上段の観光資源創出プロモーション事業でございますが、市の豊富な観光資源の魅力を全国へPRするとともに、新たな観光資源の創出を図り、観光振興を図るものでございます。

主なものとしましては、市外の観光客誘致のために実施した観光キャンペーンで配布しました東総有料道路の往復通行券、こちらは現在は東総有料道路は一般道になってしまいましたが、当時は有料道路ということで往復の通行券を購入して配布したものでございます。

その下ですが、観光プロモーション支援業務委託料921万5,640円、こちらは映画「打ち上げ花火、下から見るか？横から見るか？」が、昨年アニメ化されたのを機に、旭市の魅力を広く全国へ発信するために、プロモーション業務の企画・運営を業者に委託したものでございます。

その下の広告料264万5,660円、こちらは観光イベントや市の見どころを紹介する動画を東京の商業施設、また、埼玉県内の各映画館で放映しました。また、観光情報誌への広告掲載を行ったものでございます。

その下の負担金につきましては、先ほどのアニメ映画のPR用としまして、これは銚子市さんと一緒に共同で行ったものでございますが、半年間、高速バスに、この映画のラッピングを施しまして運行したものでございます。その負担金で、これは銚子市さんと折半で負担しています。

続きまして、その下の観光イベント事業でございます。これは、各実行委員会が実施している観光イベントを支援することによりまして多くの観光客の誘致を図り、地域経済の活性化、観光の振興を図るものでございます。

主なものとしましてはこちらに掲載してございますが、広告料245万8,000円でございますが、これは七夕の市民まつりや夏期観光の模様を千葉テレビのほうで作成いただきまして、これをまた千葉テレビで放映いただいた。それと、ベイエフエムラジオのサマーキャンペーンや観光CMの放送料として、合計でこの金額でございます。

このほかに、この下でございますが、旭市の夏を彩ります七夕市民まつり、YOU・遊フェスティバルをはじめ各観光イベントへ補助金を支出したものでございます。

以上で、7款の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、7款商工費について、質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） 215 ページなんですけれども、商工振興費のうち備考欄5、中心市街地活性化対策事業ということで委託料、これはまちかどギャラリーのことだと思っておりますけれども、こちらの委託の状況と、あとどのように実際運営しているのか、例えばお客様の入り数だとか実態がつかめればお願いします。

活性化対策ということですので、やはりまちかどギャラリーにたくさんの方が来てもらってにぎわいをということだと思っておりますけれども、その辺をお伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員の質疑に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、お答えいたします。

まず、こちらの管理委託料でございますが、96万9,300円、こちらにつきましては、ロザリオの聖母会さんへ委託していますが、あそこは管理人がいませんので、使うときには毎日鍵の開け閉め、それから清掃等を毎日こちらの業者さんのほうにお願いしています。

利用のほうでございますが、これはほとんどが文化団体のイベント、文化団体さんのほうで展示会等を開いているところが多くございますが、平成29年度を見ますと33団体、来館者は6,097人でございます。利用日数は223日。一昨年も6,000人台の来館者をいただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員。

○委員（宮内 保） それでは、また決算書215ページの備考欄3、制度資金利子補給事業の2,014万7,650円のこの件数とか利子補給というのはどの程度のあれがあるのか、何%ぐらい補助しているのか教えていただけますか。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員の質疑に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、お答えいたします。

こちらは、中小企業の金融対策事業としまして利子補給を行っているものでございます。昨年度29年度におきましては、274件に対しまして利子補給をしています。率でございますが、年利で2.15%、年2.15%を利子補給しています。

だいたい借りる率にしましては、1年もので2.20%、5年から10年で2.95%、これは通

常の借りるほうでございますが、これに対して、市では一律年利 2.15%の補助をしています。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員。

○委員（宮内 保） これは、金融機関は一般の銀行とか政府系の何だっけ、あれ、何と言ったっけ。

（発言する人あり）

○委員（宮内 保） 金融公庫のそういったあれなんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員の質疑に対して、答弁を求めます。
商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） お答えいたします。

これは、市内で、市のほうでお願いしています金融機関でございます。

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） いや、市内の通常の……

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） 銀行さん、それから商工会……

○委員長（宮澤芳雄） 信用金庫。

○商工観光課長（小林敦巳） すみません、信用金庫さん等でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員。

○委員（宮内 保） 今の一般の金利の利率というのはすごく低いのではないの。これ、市で 2.2 も利子補給しちゃうの。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員の質疑に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） これは、中小企業の運営等の支援ということで、これまでも例年、昨年も 2.15%、その前は 2.5%台の率で利子補給をしていたところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 決算書は 215 ページ、説明書は 57 ページ。

まず、プレミアム付の発行券のことでお聞きしたい。これは、買うと期間どれくらいで使

えるんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） こちらは 10%のプレミアムでございます。それで、年2回発行してまして、期間は半年間でございます。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） このプレミアム券をどこで消費者が、手に入れた人が、消費者が使うかということなんですけれども、結論で言いますと、商店街の人にそんなに恩恵があるのかなという感じがするんですよ。1万円の券があって、仮に1万5,000円分の権利があったと、ちょっと買ったことないので分からないんですけども、1万5,000円で5,000円分得したんだけれども、半年の間で旭市の組合に加盟している所に行けばいいわけでしょう。そうすると、一軒一軒の商店の店屋さんからしたらそんなにありますか、利益、ないと思いますよ。私なんかは、例えばもらったらどうするかといったら、宮沢ガソリンスタンド行きますよ。なぜかという、これは絶対使いますからね、ガソリン。絶対使いますから、毎日のように運転していますから、めちゃめちゃ使いますよ。私、5台ぐらい持っていますから、会社で。そうになってしまうんですよ。そうすると、ある特定のいつも使う所で半年ぐらいで使うかなという気になってしまって、服屋さんに行ったりそういう気にはならないんですよ。だから、これ、私は商店街の味方なんですよ。商店街の人のあれになっていないような気がするんですけども。

もう一件、次の行のイベントのことなんですけれども、イベントにも多額の補助金をいろいろやるわけですが、旗を立てたり七夕でやったりするんです。私は商店街にいっぱい知り合いがいるんですけども、イベントをやられてしまったら寄附金がいっぱい来るというわけです。神輿が4台、5台来ますから毎回渡さないといけない。そして、人がよそから来るものですから、狭いものですから店を閉めるという状況になってしまって、結局イベントが来たら損するというようなことを言っていました。具体的に言ったら広屋さんの隣の人ですけどね。そんなことがあって、補助金を出すんだったら、商店街の人にも確実に恩恵被る、そしてもっと広い所で他府県から来させてお金を落とさせるような何か対策がないですか。そこにいる場所の、イベント会場にいるような人の商店街の人が一番もうちかってもらわないと困るのに、逆のことになっているというような話なんですよ。ガソ

リンスタンド屋さんがもうかる、これはいいですよ。これはいいんだけど、何とか満遍に。プレミアム商品券と言われただけで何か商店街がもうかってくれるかななんて思うんだけど、そうじゃなくて、そういうことですよ。ガソリンスタンド屋さんだけがもうかっているようなことになってしまうということで、もうちょっといろいろ考えて補助金をあげてほしいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、まずはプレミアム商品券につきましてですが、こちらにつきましては、先ほど1万7,000セットで、即日完売だそうです。年2回販売していますが、即日完売の好評ぶりでございます。

こちらにつきましては、商店街さんの活性化ということでございますが、何も商品だけではございません。例えば車検等、こちらに加入している方でございますが、車検等をやればそこでも使える。こちらに加入しているところであれば、何も商品売っている所だけではなくて、そういう役務を提供している所でも使えるということで、だいぶ人気があるということでございます。

この半年間2回ございますが、だいたいその年の約98%が回収されているということで、要は、即座に使われている。ということは、短期の消費喚起に役立っているということで、こちらはこれを運営しています商連さんのほうも、ぜひ毎年行ってくれというふうに言っていますので、商業の活性化に役立っているのではないかと考えているところでございます。

それともう一つ、イベントのほうでございますが、寄附を多額に取られて、こちらのほうでなかなか損をしているのではないかとございまして、寄附を納めていただいた分が全てそれが売りに結びつくというものではないとは思いますが、こういうイベントがあるということで、当日だけでなく広く観光客に認知してもらって誘致して、それが売りに繋がっていけばということを考えています。このイベントだけで寄附した分が全てまた商店さんのほうに還元されるというものではないと思っておりますので、こちらは、この市のイベントを盛り上げていただくという皆様のご協力でなっているものだと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 私はイベント大好き人間で、お祭り大好き人間なんです。だから、こ

それは否定していないんですよ、何も。ただ、毎年毎年同じパターンで同じようなのばかりやるのではなくて、やはり商店街がいかにもうかっていただくかということを実際に念頭に入れて、そしてその後にイベントがついてくるぐらいに、そのために市が補助金を出すという形で、何か、ただ喜んでイベントをやっているんだっただけならむなしいなという感じがしまして、だから、商店街の人の一意見なんですよ。持ち出しのほうが多い商店、そういうのはやめてほしいわというようなことを何件も聞いていますので、その辺これは意見として受け止めていただきたいということでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 答弁はいいですか。

○委員（有田恵子） いいです。

○委員長（宮澤芳雄） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは、僕からも質問、7款です。

先ほど補足説明でいただいておりますが、説明資料 56 ページの中にあります多重債務対策事業ですか、この中で下のほうに職員研修が1回行われているということで、これは継続的に行っている事業であるのかどうか。それから、この29年度の対象となった職員数はどれほどのものか。それから、弁護士さんと社会福祉士等専門家と書いてありますが、講師2人というようなことでいいのか。それから、その方々に対する謝礼と書いてありますが、謝礼の具体的な金額を伺いたいと思います。

それから、補足であった商店会等の運営事業費に対する補助ですか、3団体への補助で103万円という話でございました。その3団体はどのような団体であるのかを具体的に聞きたいのと、この103万円の補助において具体的な事業効果はどのような効果がもたらされたのかを伺いたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 林晴道委員の質疑に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、まず多重債務問題の研修会でございますが、参加者は25名でございます。

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） そうですね。職員は25名でございます。

それと、弁護士の報酬でございますが、3万円でございます。

それともう一つが、商店会の運営補助の103万円でございますが……ちょっとお待ちくだ

さい。

○委員長（宮澤芳雄） しばらく休憩します。

委員の皆さんは、自席でお願いします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時23分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） すみません、失礼しました。

商店会等の運営補助3団体でございますが、これは、1つは海上商業協同組合の育成対策として支出しています。それからもう一つは飯岡商店振興会、それから、飯岡商店振興会の中でのイルピースタンプ事業の3団体でございます。

こちらにつきましては、各商業組合の運営、この管内の各商店会さんのほうの売り上げアップ、それから運営の補助ということで貢献している事業ではないかと思っています。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 課長、いいですか。弁護士、社会福祉士等専門家への謝礼、これ2人でいいですかという林委員からの質問がありましたけれども。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） はい。継続事業かどうかもお答えいただきたいと思います。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） 失礼しました。こちらは、報酬は弁護士への報酬でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 人数は。

○商工観光課長（小林敦巳） 弁護士だけ、1名だけの報酬でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 継続事業ですか。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） 毎年実施しています。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） それでは、説明資料の 56 ページ、消費者保護対策事業、林委員に関連してですが、お伺いします。

消費者保護というのは、逆に考えれば、消費者の方が被害に遭われたということだと思いますが、この消費生活相談事業、昨年度は 847 件ということでしたが、この合併後の推移が分かればお伺いします。それから、被害に遭われた方の被害の内容と、どういった方、女性、男性、年齢、あるいは地域等、どこの方が多いのかとか、少ないのかとか、そういうのが分かればお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 米本弥一郎委員の質疑に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、まず件数のほうでございますが、こちらにございます 847 件というのは、相談事業も 1 年で解決するものではございませんので、延べの人数となっておりますが、こちらの脇に新規受付分でございます。この新規受付分 437 件でございますが、こちらにつきましては、平成 28 年は 453 件、その前の平成 27 年が 468 件、その前、平成 26 年ですと 422 件と、だいたい新規受付が毎年 400 件台でございます。

あと、地区はちょっとあれですけれども、年齢のほうですと、男女はだいたい同じぐらいの人数でございます。年齢はやはり 40 代から 60 代ぐらいが多いということでございます。

先ほど、平成 29 年度の 423 件のうちの主なものとしまして商品のトラブル関係、商品に関するものが 185 件、それから工事だとか役務、サービス関係の役務関係の相談が 192 件、その地が 46 件、合計で 423 件でございます。

近年はネット関係とか幅広い、訪問販売とかマルチ、それから電話勧誘も相変わらず。毎日のように防災無線でも流していますが、ああいうオレオレ詐欺とかそういうのも相談がございます。あと、はがき等で裁判があります、裁判所へ出頭してくださいとか、そういうのも私どもに相談が多数ございます。そういうのは、そういうのにはかかわらないでくださいとかという相談員のアドバイス等によりまして、未然に防げたと思っています。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） ありがとうございます。恐らく相談に来られる方は本当にすぎる思いで来られているんだろうと思います。こういう相談事業をやっていますよというのは、定期的に広報あさひ等でも僕も目にするんですけれども、まだまだそこに届かない、こういう事業をやっているというのを知らないで、一人で悩んでいる市民の方もいらっしゃる

かと思いますので、その辺のPR、周知については今後も引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、7款商工費についての質疑を終わります。

続いて、8款土木費について、補足説明がありましたらお願ひいたします。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） すみません、中座で失礼します。

それでは、建設課所管の事業について補足説明を申し上げます。

本日お手元にあります決算に関する説明資料及び建設課からお配りしました平成29年度予算科目・事業別工事等一覧表という横書きの資料により説明させていただきます。

それでは、説明資料の59ページをお願ひします。

道路新設改良事業です。決算書では、231・233ページになります。備考欄2番、3番です。

決算額は1億8,659万6,000円です。財源の内訳につきましては、一般財源のみで、同額の1億8,659万6,000円です。括弧書きについては、事故繰越しの金額となっています。

事業内容です。工事請負費になります。こちらにつきましては、工事等一覧表、10ページから11ページの表になります。お願ひします。

道路改良工事6件、道路排水工事18件、道路舗装工事4件、事業費は1億4,058万120円でございます。

公有財産購入費ですが、これは道路用地購入で11件、72万6,734円で、163.35平米の用地を購入いたしました。

次に、負担金補助及び交付金です。これは、千葉県施工工事負担金で1件、2,938万1,000円で、海岸基盤整備事業・横根排水路の拡幅工事に関する清算金でございます。

次に、補償補填及び賠償金ですが、物件補償11件、939万9,561円で、電柱等の移設5件、井戸や立木補償など6件でございます。

事業費は1億8,008万7,415円でございます。

続いて下の表、平成27年度繰越明許事故繰越し分でございます。工事等一覧表では、12ページの表をご覧ください。

工事請負費、道路排水工事1件、事業費は650万8,120円です。

次に、説明資料の60ページをお願いします。

蛇園南地区流末排水整備事業です。決算書では、233ページになります。備考欄4番です。

こちらは、決算額1億9,807万5,000円です。財源内訳は、県支出金1,199万1,000円、合併特例債1億7,670万円、一般財源は938万4,000円です。

事業内容ですが、初めに委託料です。こちらにつきましても、工事等一覧表の13ページ、上の表をご覧ください。

調査・設計委託1件、244万800円は、家屋の事後調査を実施いたしました。

次に、工事請負費ですが、こちらについても工事等一覧表の13ページ、下の表になります。

道路排水工事が6件、事業費は1億8,941万5,800円でございます。

補償補填及び賠償金ですが、補償金4件、398万1,370円は、電気工作物等への補償でございます。賠償金は5件、223万7,500円は家屋等への賠償でございます。

事業費については1億9,807万5,470円でございます。

次に、説明資料の61ページをお開きください。

旭中央病院アクセス道整備事業でございます。決算書では、233ページになります。備考欄5番、6番です。

決算額は1億2,019万3,000円です。財源の内訳は、国からの交付金1,064万9,000円、合併特例債が9,570万円、一般財源が1,384万4,000円です。括弧書きについては、事故繰越しの金額となっております。

事業内容ですが、委託料になります。こちらにつきましては、工事等一覧表の14ページ、上の表をご覧ください。

調査・測量委託3件、64万8,000円は、物件補償算定1件と土地不動産鑑定の2件を実施いたしました。

次に、工事請負費ですが、こちらについても工事等一覧表の14ページ、中ほどの表になります。

道路改良工事3件、事業費は7,976万6,640円です。

公有財産購入費ですが、道路用地購入11件、3,079万7,910円で、3,327.44平米の道路用地を購入しました。

補償補填及び賠償金ですが、物件補償3件、638万8,830円で、農業用ハウス等への補償

でございます。

事業費は1億1,760万1,380円でございます。

下の表になります。平成28年度事故繰越し分です。工事等一覧表は、14ページの下の表になります。

道路改良工事が1件で、259万2,000円でございます。

次に、説明資料の62ページをお願いします。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業でございます。決算書では、233・235ページになります。備考欄7番です。

決算額は1,944万9,000円です。財源の内訳は、合併特例債が1,820万円、一般財源が124万9,000円です。

事業の内容ですが、委託料ですが、工事等一覧表の15ページの上の表に記載してあります。

調査委託料で2件、41万6,880円で土地不動産鑑定を実施いたしました。

次に工事請負費、これも工事等一覧表の15ページ、下の表になります。

道路改良工事1件で、667万円となります。

公有財産購入費ですが1件、1,236万1,667円で、2,538.33平米の道路用地を購入したところでございます。

次に、説明資料63ページをお願いします。

南堀之内バイパス整備事業になります。決算書では、235ページになります。備考欄8番です。

決算額は921万3,000円です。財源内訳は、合併特例債が870万円、一般財源が51万円です。

事業内容ですが、工事請負費、これも工事等一覧表の16ページの表に記載してございます。

道路改良工事で、921万3,480円でございます。

次に、説明資料の64ページをお願いします。

震災復興・津波避難道路整備事業になります。決算書では、235ページになります。備考欄9番、10番です。

決算額は2億4,276万4,000円です。財源内訳は、国からの交付金が5,695万円、その他4,936万1,000円、この内訳は、東日本大震災復興交付金基金繰入金が3,594万1,000円で、

災害復興基金繰入金が 1,342 万円となります。一般財源が 1 億 3,645 万 3,000 円となります。括弧書きは繰越明許の金額です。

事業内容です。最初に、委託料となります。こちらも工事等一覧表の 17 ページの表になります。

調査・設計委託が 2 件で 775 万円、これは横根三川線の交差点部分の設計と椎名内西足洗線で支障となる施設の改修設計を実施いたしました。

次が、調査・測量委託で 11 件、1,297 万 7,743 円です。これは、各路線の家屋等の物件補償調査や土地不動産鑑定となります。

合わせて 2,072 万 7,743 円です。

次に、工事請負費ですが、こちらも工事等一覧表の 18 ページ、上の表になります。

道路改良工事 6 件で、横根三川線が 1 件、椎名内西足洗線が 5 件、事業費は 2,701 万 7,280 円です。

次に、公有財産購入費です。道路用地の購入で 24 件、3,241 万 7,104 円、この内訳は、横根三川線においては 13 件分で 2,063.77 平米を購入しまして、1,346 万 4,434 円です。椎名内西足洗線が 11 件分で 1,529.91 平米、1,895 万 2,670 円となります。

補償補填及び賠償金です。物件補償が 10 件、1 億 357 万 6,808 円で、内訳としましては、横根三川線において農業用のハウスや工作物への補償が 4 件分で 3,374 万 5,485 円、椎名内西足洗線については、建物や電気工作物等への補償物件が 6 件分で 6,983 万 1,323 円となります。

下の表、平成 28 年度繰越明許費分です。工事等の一覧表では 18 ページの下の表になります。

工事費は、道路改良工事 2 件ございます。事業費は 2,223 万 7,600 円です。これは椎名内西足洗線の施工分でございます。

公有財産購入費ですが、道路用地の購入で 1 件、228 万 7,566 円、横根三川線の用地 161.08 平米を購入いたしました。

物件補填及び賠償金ですが、物件補償は 2 件で 3,448 万 5,463 円、これは横根三川線の建物への補償でございます。

次に、説明資料の 65 ページをお開きください。

冠水対策排水整備事業でございます。決算書では、235・237 ページになります。備考欄は 11 番です。

決算額は、3,749万5,000円です。財源内訳は、合併特例債3,560万円、一般財源が189万5,000円でございます。

事業内容です。工事請負費、こちらについても工事等一覧表の19ページの表をご覧ください。

道路排水整備工事が3件、事業費は2,996万5,600円でございます。

次に、負担金補助及び交付金1件、572万4,000円については、工事に際しまして水道管の切り回しが必要になったことから工事負担金を支出したものでございます。

補償補填及び賠償金ですが、物件補償が1件で180万5,660円、これは電気工作物の補償でございます。

以上で、議案第1号の建設課所管の補足説明を終わります。

長くなりましてどうもすみません。よろしく申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（鶴之沢 隆） それでは、申しわけありません、失礼して着座して説明をさせていただきます。

議案第1号、平成29年度旭市一般会計決算の認定についてのうち、都市整備課所管の事業についてご説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の66ページをご覧ください。

事業名、住宅リフォーム補助事業です。決算書では249ページの上の段になります。

この事業は、市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、リフォーム工事費用の一部を補助するものです。

決算額は964万8,000円、財源内訳の特定財源、国・県支出金は、社会資本整備総合交付金175万円です。

具体的な事業内容ですが、個人の住宅を市内業者によりリフォームした場合に、工事費用の10分の1以内を補助するもので、限度額は20万円となっています。

平成29年度は、71件の申請者に対し補助を行いました。

リフォーム工事の内訳としましては、外壁、屋根の工事が32件、浴室、トイレ等の水回りが29件、内装、建具等が10件となっています。

以上で、都市整備課の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明が終わりました。

議案の審査は途中ですが、ここで4時まで休憩します。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時59分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8款土木費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） それでは、土木費について、235 ページですけれども、説明欄の 11、説明書の 65 ページ、冠水対策排水整備事業ですけれども、具体的な内容、内訳についてはお伺いしました。冠水対策が必要と指摘されている箇所が今どれだけあって、今後、事業対象となっているのはどれだけあるのかお伺いします。

それから、249 ページ、住宅管理費のうち備考欄 8、住宅リフォーム補助事業についてですが、大変人気事業だということで、71 件の補助ということですが、要件を満たした希望者全てが補助対象になったのか、それとも漏れた方がいらっしゃるのか、それについてはいかがでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員の質疑に対して、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、冠水対策が必要とされる箇所はどのくらいか、今後の事業対象はどうなっているのかという質問に対しましてお答えします。

冠水対策が必要とされる箇所につきましては、一時的または部分的な道路冠水につきましては市内に多くあるかと思っておりますので、数の把握はなかなか難しいところでございます。しかしながら、冠水対策事業につきましては、放流先がなく、流末からの整備が必要な地域や道路等の冠水が著しく、解消に時間がかかる地域について、流末からの整備を行っているものでございます。

今後の事業の予定といたしましては、現在、平成 21 年度から実施しております蛇園南地区約 46 ヘクタールの流末の整備が完了するめどがつかまりましたので、これからの冠水対策の事業といたしましては、蛇園地区の 46 ヘクタールの面整備を今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 高橋秀典委員の住宅管理費、8の住宅リフォーム補助事業、71件の補助ということだが、要件を満たした希望者全てが対象となったのか、漏れた方はいないのかというご質問でした。回答のほうのご質問の内容に即したものになっているかちょっとあれなんですけれども、要件としては、市内に住所を有していて、住宅に居住していると。対象者及び同居している者が市税を完納していることなどがありますけれども、要件を満たして申請された方は全て補助金の対象者となっております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） 平成29年度においても道路新設、複数の路線がされたようでございます。平成29年度に行われた道路新設の総延長はどのぐらいになっておるのか。また、その総延長は、旭市の中にある道路延長のうちの何%であるのかを伺いたいと思います。

また、そのことによりまして地方交付税にも影響が与えられておるのかなと思いますので、その影響、地方交付税交付金の旭市の金額を伺いたいと思います。

また、その交付金額を算出するための道路総延長はどのぐらいのものであり、それからその総延長にかかった総工費は幾らであるのかを伺いたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 林晴道委員の質疑に対して、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 総延長といいますと、時間がちょっとかかるんですけども、よろしいでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） どのぐらいかかりますか。

○建設課長（加瀬喜弘） 10分ほどかかります。

○委員長（宮澤芳雄） じゃ、この質疑に対しては、次の方の質疑の後に答弁をいただくということで、林晴道委員、どうでしょうか。

○委員（林 晴道） はい。

○委員長（宮澤芳雄） 建設課長、どうですか。

○建設課長（加瀬喜弘） よろしく申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ありますか。

財政課長。

○**財政課長（伊藤憲治）** 林委員のご質問の中で、道路整備に伴う地方交付税の影響というご質問ございましたので、恐縮ですけれども、単価という形でお答えをさせていただきたいと思っております。

道路の関係の地方交付税の影響につきましては、2つの数値を用いて交付税に算入することになっております。

1つは道路の面積によって計算するものでございまして、道路の面積については、1,000平方メートルあたり7万3,500円、1平方メートルだと73.5円。道路の延長がもう一つの項目でございまして、こちらは1キロメートルあたり19万3,000円ですので、1メートル193円。こんな形での積算になっておりまして、それらを今までの累計としてなっているもので計算していきますと、道路の関係、面積では約3億6,000万円、延長としては2億7,500万円、これが今算入されているということでございます。

私からは以上です。

○**委員長（宮澤芳雄）** 林晴道委員。

○**委員（林 晴道）** まだその総延長にかかる総工費のほうは出てないので、地方交付税交付金の金額、3億幾らという金額、結構大きな収入であろうかと僕は感じるんですが、財政課長はその金額をどのように捉えているのかを伺いたいと思います。

○**委員長（宮澤芳雄）** 林晴道委員の質疑に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（伊藤憲治）** 地方交付税に算入されている額をどのように考えているかというご質問でございます。何とも申し上げにくいというのが正直なところなんでございます。

と申しますのは、ほかの数値の比較もやればというのもございますけれども、ほかの市町村の道路の状況は千差万別でございまして、なかなかそれを一概に比較するというのは難しいのかなと思っております。

あと、道路につきましては、この交付税、道路台帳という形で認定して供用開始した数値を使っておりまして、そのほかにも認定になってない部分ですとかという数値も実際、住民としては使っているわけでございますので、その辺を今、新しく舗装できるものはしていくといった部分になっておりますので、この台帳に基づいた数字で交付税は算入されておりますけれども、これだけの数値をもってどうかという形でのご答弁はちょっと勘弁していただければなと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありませんか。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 説明資料の 61 ページ、アクセス道路整備。

3 つございます。

まずは、事業内容の物件補償 3 件、638 万円と出ています。道路をこしらえていくときに物件補償とかいうのがよく出てくるんですけども、このケースはどういった内容の補償でしたか。

それから 2 つ目。アクセス道路用地購入 11 件、これの面積教えてください。11 件合計した面積です。

それから 3 つ目。アクセス道路の用地買収率、今現在どこまで進んでいるかということ。

3 点よろしく願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ここでしばらく休憩します。委員の皆さんは自席で待機してください。

休憩 午後 4 時 1 0 分

再開 午後 4 時 1 0 分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、物件補償 3 件の内容ですが、井戸、打ち込み井戸、それとコンテナ等の移設がございます。

それと、11 件の面積はということでした。面積については 3,327.44 平米でございます。買収率といいますか、アクセス道路についてはあと残り 1 名ということで進んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 先ほどの林委員からの質問に対しまして答弁したいと思ひます。遅くなりました。申しわけございません。

総延長が 1,103.35 キロメートルでございます。それで、整備延長につきましては 668.4 メートルで、全体の 0.06%、事業費については 5,793 万 7,440 円でございます。

以上でございます。遅くなりました。失礼しました。

○委員長（宮澤芳雄） ここで、先ほど商工観光課長よりありました説明の中で訂正をしたいとの報告がありましたので、これを許可します。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） すみません。先ほど、有田委員の答弁の時に、プレミアム商品券の回収率の関係で、私約 98%と申し上げましたが、失礼いたしました。これが平成 29 年の夏に販売した分で、換金が平成 30 年 1 月までとなっておりますが、回収率が 99.6%、ほとんど回収されているということでございます。

今期の分はまだ結果が出ておりません。

改めまして訂正させていただきます。失礼しました。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、8 款土木費についての質疑を終わります。

それでは、5 款労働費から 8 款土木費までの担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4 時 14 分

再開 午後 4 時 17 分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、9 款消防費について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、9 款消防費の主な事業について補足説明を申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 着座でどうぞお願いします。

○消防長（川口和昭） 失礼します。

説明資料 67 ページをお開きください。

消防庫整備事業であります。決算書につきましては 257 ページになります。

まず、この事業につきましては、既存消防庫のうち、老朽化が顕著で耐震性が不足する消防庫について、建て替え整備を行いました。決算額は 1,728 万 4,000 円でございます。財

源の国県支出金は、消防防災施設強化事業補助金 224 万 5,000 円、地方債は緊急防災・減災事業債 1,360 万円、一般財源は 143 万 9,000 円であります。

事業の内容といたしまして、干潟地域——萬歳・関戸・溝原地区を管轄します第五中隊第 1 分団第 3 部の消防本部改築工事 1,512 万円と、これに伴います設計・監理委託料 75 万 6,000 円であります。

加えまして、干潟地域溝原地区、同地域の箇木地区、これも老朽化した既存の消防庫、及び飯岡地域の下永井地区にありますホースの乾燥柱の解体撤去工事を行いました。

その他の事業費は、上水道給水申し込み給付金であります。地域の防災拠点として機能強化を行い、消防団活動の支援を図ることができました。

続きまして、説明資料 68 ページをお開きください。

消防団車両整備事業であります。決算書は、そのまま 257 ページになります。

この事業につきましては、消防団用小型動力ポンプ付積載車 3 台の更新整備を行いました。決算額は 2,321 万 5,000 円でございます。財源の国県支出金は、消防防災施設強化事業補助金 138 万 6,000 円、地方債は施設整備事業債 1,150 万円、一般財源は 1,032 万 9,000 円でございます。

事業の内容につきましては、海上地域——松ヶ谷地区、岩井地区を管轄します第三中隊第 3 分団第 3 部、干潟地域——これは清和甲・松沢開墾・長部地区を管轄します第五中隊第 2 分団第 2 部、同地域の箇木地区を管轄します第五中隊第 3 分団第 1 部配備の小型動力ポンプ付積載車 3 台、2,311 万 5,060 円を更新整備しております。

その他の事務費は、保険料、自動車重量税でございます。老朽化した消防団車両を更新整備することで、防災活動体制の維持・強化が図れました。

以上で消防本部所管の事業、補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 続きまして、9 款、総務課所管事業について説明させていただきたいと思いますが、着座にて行わせていただきます。

○委員長（宮澤芳雄） はい。

○総務課長（飯島 茂） ありがとうございます。

説明資料、引き続きまして 69 ページでございます。

津波避難施設整備事業でございます。決算書では 261 ページ。

この事業につきましては、東日本大震災の津波による被害を踏まえ、市民の生命を守り、

災害に強いまちづくりを目指すため、津波避難施設築山の整備をしたものでございます。

決算額は1億3,715万7,000円。括弧内は平成28年度からの繰越明許分の内書きで、9,860万7,000円でございます。

財源の地方債は防災基盤整備事業債であり、1億3,370万円、うち繰越明許分は9,700万円でございます。一般財源は345万7,000円、繰越明許分が160万7,000円であります。

主な事業の内容は工事契約費で、築山本体を築造する工事の前払い金3,400万円であります。工事の概要は、山の築造、排水施設や道路、駐車場の整備。そして、築山と広場に施した工事でございます。

下段の表の平成28年度繰越明許分の主なものは、築山の底辺部の造成工事費の9,699万4,800円でございます。

工事の概要は、取得した用地の一部が田であったことから、その部分の盛り土工事と地盤の液状化対策工事を実施したものでございます。

以上で総務課所管事業の補足を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、9款消防費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 説明資料の68ページ、車両購入費。ポンプ付積載車3台とか2,311万円。1台約770万円。これは新車ですよ。当たり前でしょうけれども。

私など普通の人間は、例えばクラウンを買ったとかいったときに、古い車、引き取ってもらおう。だから値引き入れてもらおうとかいう話が普通あるんですけども、こういった新車を市が買った場合、3台、古いやつ、どこ持っていくのか。古いやつの引き取り料とか値引きとか、そういった収入は入るはずだと思うんですけども、ただで業者にばっと引き渡すんですか。そういった流通の経路と収支の関係教えてほしいんですけど。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） 処分車両の質問だと思いますが、これは市内の業者に出すような形で、お金を市のほうに売れた金額で出しておりますので、ただでということではございません。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 3.11 あったときに、消防車、たしか真っさらで買ってありましたよね。

それが水かぶって、真っさらが駄目になったとかいう話があったんだけど、ああいうの、捨てるのもったいない。物すごい高いやつですからね。そういう収支の報告っていうのは議会とか、どうなんですか、されてます。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） 処分の車両に関しましては、入札を行いまして、高額でありました業者に売り払いをしております。その入金につきましては市のほうに入ります。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、9款消防費についての質疑を終わります。

続いて、10款教育費について補足説明がありましたらお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課のほうから、庶務課所管の内容について説明させていただきます。

○委員長（宮澤芳雄） どうぞ着座で。

○庶務課長（栗田 茂） すみません、座って失礼します。

決算に関する資料の70ページをお開きください。決算書では267ページとなります。

幼稚園就園奨励事業です。私立幼稚園に就園させている保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の充実及び振興を図るため補助金を交付したものです。

本事業の決算額は1,299万3,000円で、特定財源の国庫支出金は幼稚園就園奨励費補助金で353万7,000円です。

事業内容の表中上段の旭市私立幼稚園就園奨励費補助金は、保護者等の所得に応じて、入園料と保育料に対して補助金を交付するもので、平成29年度は85人に交付しました。事業費については記載のとおりです。

表中下段の旭市私立幼稚園第3子以降就園補助金は、第3子以降の園児の保護者のさらなる経済的負担の軽減を図るため、入園料、保育料、給食費に対して全額補助をするもので、平成29年度は12人に交付しました。事業費については記載のとおりでございます。

決算に関する説明資料の71ページをお開きください。決算書では275ページとなります。

小学校大規模改造事業です。

防災の観点から改修の必要のある学校施設の大規模改造工事を実施したものです。

本事業の決算額は、繰越明許分を合わせ 1 億 416 万 6,000 円で、特定財源の国庫支出金は、学校施設環境改善交付金で 3,304 万 2,000 円と地方債 2,990 万円です。

事業内容の表中上段は、干潟小の屋内運動場防災機能強化工事設計業務で、非構造部材の耐震化を行う工事に伴う設計業務を委託したものです。事業費は記載のとおりです。

下段の平成 28 年度繰越明許分ですが、中央小、鶴巻小、古城小の屋内運動場防災機能強化工事及び監理業務で、天井等の落下防止対策を実施しました。

それぞれの事業費は記載のとおりでございます。

続いて、72 ページをお開きください。決算書では 283 ページとなります。

中学校大規模改造事業です。

防災及び老朽化の観点から改修の必要のある学校施設の大規模改造工事を実施したものです。

決算額は、繰越明許分を合わせ 4 億 8,460 万 3,000 円で、特定財源の国庫支出金は学校施設環境改善交付金で 9,506 万 3,000 円と地方債 2 億 6,260 万円です。

事業内訳の上段は、第二中の屋内運動場防災機能設計業務で、天井板の落下防止等の工事に伴う設計業務を委託したものです。事業費は記載のとおりです。

下段の平成 28 年度繰越明許分ですが、第一中の校舎老朽化に伴う大規模改造工事の実施及びその監理業務を委託しました。また、干潟中の屋内運動場防災機能強化工事及び監理業務で、天井等の落下防止対策を実施しました。それぞれの事業費は記載のとおりです。

以上で庶務課の説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、座って説明をさせていただきます。

最初に説明資料の 73 ページ、決算書は 283 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

決算書 283 ページ中段でございます。

10 款 3 項 2 目の教育振興費で備考欄 1 中学校教育振興費をご覧ください。

中学校教育振興費のうち、平成 29 年度より開始した新規の事業であります実用英語技能検定料補助金についてご説明をさせていただきます。

本事業でございますが、グローバル化に対応した教育の充実のため、英語力向上を目的とした教育支援として、市内の各中学校へ英検 3 級を受検する生徒へ検定料を補助したもので

でございます。

内容としましては、実用英語技能検定料補助金に 76 万 1,600 円、受検者数は 224 人でございました。補助対象の検定は英検の 3 級、検定料は 3,400 円で全額補助、在籍生徒 1 人 1 回に限り補助いたしました。

また、その他学校関連経費としまして 815 万 636 円でございます。

事業の効果につきましては、実用英語技能検定 3 級の検定料を補助することにより、グローバル化に対応した教育の充実のため、英語力向上を目的とした教育支援が図られました。

説明は以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） すみません、座って説明させていただきます。

○委員長（宮澤芳雄） どうぞ。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、一般会計の生涯学習課所管の文化事業について補足説明申し上げます。

決算に関する説明資料 74 ページをお開きください。

文化振興事業は、市民の文化意識の高揚を図るため、東総文化会館を中心に各種事業を実施いたしました。

事業内容につきましては、表中項目の 1、市の主催事業といたしまして、旭市民音楽祭、あさひのまつり、文化講演会など 9 事業を実施しました。事業費は 1,046 万 3,714 円でございます。

表中項目の 2、その他の文化振興事業費といたしまして、報償金 126 万円は、あさひ少年少女合唱団の指導者への報酬でございます。助成金・補助金の 113 万 3,300 円は、あさひ舞踊会、東総歌謡研究会、みどりコーラスなど 13 団体が東総文化会館を使用した際の助成金でございます、その他印刷代等を含めまして、事業費は 266 万 8,663 円でございます。

決算額 1,313 万 2,377 円となりました。

多様な文化振興事業を実施することにより、市民の文化意識の高揚と文化活動の振興が図れたものと考えております。

続きまして、生涯学習課所管の海上キャンプ場事業について補足説明申し上げます。

こちらにつきましては、決算書の 321 ページをご覧ください。

平成 26 年度から海上キャンプ場の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、株式会

社塚原緑地研究所に利用料金制による指定管理者制度を導入し、民間ノウハウを活用しながら、さらなる施設の有効活用を図っております。

平成 29 年度の海上キャンプ場運営事業でございますが、11 節需用費の消耗品費といたしまして、宿泊者用毛布 150 枚を新たに購入いたしました。

維持補修費につきましては、体育館給湯器等修繕、曝気ブロワー交換、体育館シャワー水栓修繕、屋外照明器具及び漏電改修、体育館時計修繕など 8 件の工事を実施いたしました。

13 節委託料の看板につきましては、案内看板の整備をするため、看板書き替え委託として 3 基、看板作製委託として 5 基を設置いたしました。

指定管理料は、年度協定に基づき、株式会社塚原緑地研究所に支払った指定管理料でございます。

樹木剪定等委託料は、樹木の伐採業務と剪定業務を実施いたしました。

キャンプ場改修工事につきましては、管理棟及び実習棟改修工事として、管理棟及び実習棟の屋根、外壁、ウッドデッキ塗り替え、管理棟と実習棟の間のひさしの撤去、管理棟ウッドデッキ床材の一部交換、室外機を覆うフェンスの撤去等を実施いたしました。

海上キャンプ場の施設整備により、利用者の安全性、快適性、環境整備等を図ることができました。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、座って説明させていただきます。

それでは、体育振興課より補足説明いたします。

決算に関する説明資料 75 ページをお願いいたします。決算書は 323 ページと 325 ページになります。

東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業についてでございます。

決算額は 867 万 3,000 円で、財源内訳は地域振興基金からの繰入金となります。

事業内容につきましては、オリンピックの日本卓球協会強化本部長の宮崎義仁さんによる卓球講習会や、講習会時に市民がオリンピックに対する機運を高めるため、一部、オリンピックと同様の会場づくりのため、卓球用コートマットの賃貸料と 2020 年東京オリンピックの事前キャンプ地としてドイツ卓球チームを誘致するため、ドイツ訪問の旅費等の必要経費になっています。

また、備品購入費として、車椅子でも対応できる卓球台 8 台と、経年による卓球台の天板

交換を8台行いました。

そのほか、総合体育館案内表記の英語表記や体育館パンフレットの英語表記のものを1,000部作成いたしました。

事業効果といたしましては、ドイツ訪問時にドイツ卓球協会会長、ナショナルチーム監督からは、口頭ではありますが、事前キャンプを実施するなら旭市で行うと約束をいただきました。また、内閣官房からホストタウンに認定・登録されたことにより、交流事業等によりスポーツ振興を図るための経費については、国からの財政支援を受けられることになりました。

次に、決算に関する説明資料76ページをお願いいたします。決算書は331ページになります。

社会体育施設改修事業についてになります。

決算額は1,879万3,000円で、財源内訳は全て一般財源になります。

事業内容ですが、総合体育館は築後20年が経過し、経年劣化により外壁のひび割れ、塗装の劣化等があったため、調査設計を委託いたしました。また、調査段階で屋根にも損傷が見られるため、調査・設計を今年度行います。

また、経年により施設内の空調及び外構も補修が必要になったため、エントランス広場タイル改修工事等も行いました。

エントランス広場工事につきましては、体育館利用者の安全確保のため、807平米のうち543平米の改修を行いました。残りの264平米は今年度工事を行います。

そのほか、スポーツの森公園庭球場Dコート的人工芝改修工事など、計画的に実施いたしました。

スポーツ森公園庭球場Fコート的人工芝修繕は、人工芝がめくれるための修繕費でございます。

各体育施設につきましては、今後も計画的に維持管理に努めてまいります。

以上で体育振興課の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明が終わりました。

それでは、10款教育費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは、中学校の教育振興費のことについて伺いたいと思うんですが、

英検の3級に対しての補助がございましたが、3級というのは中学校英語の中ではどのぐらいの階級に位置づけられているのか。

それから、受検者数が全体の規模から見たら小さいなと思うんですけども、この中で合格率というのは聞くことが可能であれば教えていただきたいなというように思います。

あと、グローバル化ということが説明の中に何回もあって、事業効果の中でもグローバル化というふうに出ているんですけども、なぜ英語をここまで際立てて取り組んでいるのか。それからまた、英語以外の、グローバルということは地球規模でしょうから、同じような取り組みがあるようでしたら伺いたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 林晴道委員の質疑に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） まず1問目の階級ということですが、英検3級につきましては、中学校の卒業程度というふうに示されてございます。

それから、規模につきましては、そこにありますように、3年生200人です。受検者数224人ですけども、3年生の200人の割合ですが、579人、3年生、対象おりますので、3年生で見ますと、34.7%が受検をしたということでございます。

合格率でございますが、3級取得の二次合格の合格率、3年生200名のうち119名、合格率59.5%、中2、19名のうち8名、合格率42.1%、中1、5名のうち3名で、合格率60%。全体では、224名のうち130名ということで、合格率は58.0%でございます。

最後に、英語をとということなんですが、これは国が示すグローバル化に対応した教育というようなことで、国からの通知を受けて、ほかにも外国語たくさんありますけれども、一番使う頻度が高いといえますか、そのようなことで英語検定を進めております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ほか。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） 2点あります。

269ページですけども、備考欄の9、育英資金給付事業になります。こちらの給付の内訳について、対象者の進学先が大学、高校、専門学校とあると思うんですけども、こちらの内訳について。また、申請者数が何人であったのか。実際の給付対象に対して。それをお伺いしたいと思います。

それから、283ページ、林晴道委員と同じ部分になりますけれども、中学校教育振興費の

うち実用英語技能検定補助金に関してです。

合格率等についてはお伺いしました。ご存じだと思いますけれども、大学受験の仕組みが今の高校1年から変わって、英検を持っていることをもって、例えば英検2級を持っていると英語の試験が免除されるだとか。今、英検の3級をとっておくということは将来のメリットにも大きくなってくると思うんです。3年生の受検者数がもっと多くていいんじゃないかと思うんですけれども、学校現場ではどのように英検の受検について生徒に勧めているのか、その辺お伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員の質疑に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは初めに、育英資金給付事業についての内訳と申請者ということでございますが、平成29年度決算637万2,000円の給付人数と給付額を申し上げたいと思います。給付人数は40名です。内訳で、高校生が10名、大学生等が23名、短大生1名、専門学生が5名、高等専門学校生が1名ということで、合計40名でございます。

それから、申請者ということでございますが、平成29年度で申し上げますと、高校生、募集枠6人に対して応募は10人です。それから、大学生等は、丸めてしまいましたが、10人に対して16人。計26人の応募がございました。

続きまして、英検3級のということですが、国のほうも英語に大変力を入れて、来年度から全国学力・学習状況調査のほうで英語が中3で新しく。3年に1回ということで、正式な通知はございませんが、そのようなことで教科が増えるというような情報が入ってきております。ですので教育委員会としましても、ますます授業の精度を高めながら推進していきたいと思っております。

3年生がもう少し多くていいのではないかということなんですけれども、英検3級というのが中学校卒業程度ということでございますので、3年生になって受ける時期には、2年生のものは習っておりますけれども、これから習う内容なので、ある程度先行して学習しないと対応できないところがございますので、それも踏まえて中学校は、特に3年生は年が明けますと受験の時期になりますので、その時期にぶつかってしまうとどうしても受検者数は少なくなってしまいますので、スケジュールを見込んで取り組んでいただくようお願いしているところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） まず育英資金のほうですけれども、奨学基金のほうから積み増しもあって、基金としてはかなり増になっています。その中で申請者、基本的に条件満たしていれば通るような形で、増額されたということではありますけれども、個々の増額もぜひお願いしたいなど。これは要望です。

それとあと英検のほうですけれども、3年時の内容を習得していて合格というんでしょうけれども、ですから、できれば4級から。言いながら、3年生の受検って無理がある子も多いのかなと思うんです。ですから、中2習得でほしい4級かなというところだと思うんですけれども、その辺のご検討についてはどうかということをお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員の質疑に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） ただいま4級からというようなご意見というかご質問でしたけれども、国のほうが、中学校卒業段階で3級を50%というような数値を目標に掲げておりますので、本市といたしましても、その目標数値を意識してといたしますか、それで取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ありますか。

高木寛委員。

○委員（高木 寛） それでは、決算書の269ページ、備考欄10学校いきいきプラン事業2,100万円余りを補助しますけれども、この内容をお知らせください。

次に、291ページの地域子ども教室事業。これはどのようなものか教えてください。

それからもう一点、323ページ、飯岡しおさいマラソン大会にはどのぐらいの参加者がありましたかお尋ねいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高木寛委員の質疑に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校いきいきプランでございますけれども、もともと特色ある学校づくりといたしまして、校長の裁量権でいろいろな行事ですとか教育課程を組めるということで、それに対して補助をしております。大規模校には80万円、それ以外の学校には50万円ということなんです。

今回、金額が増えているのは、ふるさと応援寄附ということで1,100万円の寄附をいただきましたので、このような金額になってございます。

各学校は特色ある取り組みということで、例えば生徒指導、教育相談の充実ですとか、豊かな体験活動のための事業ですとか心の教育推進事業ですとか、事業改善のための事業ですとか、それぞれ年度初めあるいはその前年に計画を立てまして取り組みを推進しているところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） 地域子ども教室事業でございますけれども、この事業につきましては、そもそもの趣旨が、子どもたちの様々な体験や交流活動を通して豊かな人間性や社会性を育むために、放課後を活用して子どもたちの体験活動を行います。

実施期間といたしましては6月から翌年1月の間で、対象は小学校3年生から6年生ということでございます。

生涯学習課におります指導員の先生方が担当して開催している事業でございます。

内容的には、万華鏡作りとかキーホルダー作り、アクアキャッチャー作りというもので、これを各小学校で実施しております。そのほかに公民館等で実施するものとしてしましては、子ども会英会話教室、子ども英語教室といったものがございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、飯岡しおさいマラソンの参加人数と申しますか申し込み人数になるんですけれども、部門別でよろしいでしょうか。

まずハーフ、20キロなんですけれども、これが1,207名、3キロ、小学生になりますけれども、482名、それと5キロの部が387名、10キロの部が707名、親子、2キロになりますけれども、371組です。全体では3,154組ということなんです。

よろしく申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ありますか。

島田議長。

○議長（島田和雄） 先ほどの英検3級の話なんですけど、この補助事業を始めての効果と申しますか、受検者数、以前と比べて増えているのかどうかお伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田議長の質疑に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 平成29年度の新規事業でございます。今年度2年目となって

おります。先ほど申しましたように、スケジュール化をして、できるだけ子どもたちに勧め、保護者にも周知するように呼びかけているところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田議長。

○議長（島田和雄） 聞きたいのは、この補助事業が始まる前の受検者数と比べて、この事業が始まってから受検者数が増えたのかどうかということです。

英検3級の受検者数です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田議長の質疑に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 申しわけありません。

最初に、受検をした生徒数ですが、288名で、前年度が187名ですので、101人の増でございませぬ。

次に、3級以上を取得している生徒ですが、165名、前年が103名でしたので、62名の増です。

英検3級以上を取得している生徒に英検3級以上相当の英語力を有すると思われる生徒数を加えた英検3級以上相当の英語力を有する者ですが、平成29年度は243名、42.1%、前年度が188名、29.7%ですから、全体でも55名の増でございませぬ。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、10款教育費についての質疑を終わります。

次の11款災害復旧費については支出がありませんので、12款公債費について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、12款公債費につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の338ページをお願いいたします。338ページの下のほうになります。

12款公債費の支出済額は28億5,410万8,013円で、前年度比マイナス1,495万3,794円、0.5%の減となっております。

内訳として、1項1目元金の備考欄1借入金償還費が26億6,671万4,070円、2目利子の備考欄1借入金利子支払費が1億8,739万3,943円となっております。

なお、一般会計の平成 29 年度末の市債現在高は 273 億 5,213 万 8,000 円で、これに対する交付税算入見込額は 239 億 5,994 万円、交付税算入見込額の割合は約 87.6%となっておりまして、差し引いて市の実質負担額は 33 億 9,219 万 8,000 円、率にして 12.4%となっております。

以上で 12 款公債費についての補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、12 款公債費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） この利子率幾らですか。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 借り入れの利率ということでございますが、近年は非常に安くなってきております。平成 29 年度の借り入れの状況を全体で見まいますと、安いものでは 10 年物で 0.01%というようなものもございます。年数が少し長くなりますと、15 年物で 0.25%、こういったような利率が平成 29 年度の実績としてございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、12 款公債費についての質疑を終わります。

続いて、13 款諸支出金について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、13 款諸支出金について補足説明を申し上げます。

決算書の 340 ページをお願いいたします。

13 款諸支出金の支出済額は 1,215 万 7,000 円で、前年度比マイナス 1 億 6,751 万 5,000 円、93.2%の大幅な減となっております。

減の主な要因は、海上配水場の増池工事にかかる事業費が減ったことに伴って、水道事業会計へ出資する額が減少したこと、さらに、その出資金を翌年度へ繰り越したことによるものです。

なお、2 項 1 目水道事業公営企業費の備考欄 1 水道事業会計繰出金 95 万 7,000 円は、人

件費に係る基準内の繰出金であります。

また、備考欄 2 の水道事業会計出資金 1,120 万円は、海上配水場増池工事に係る出資金であります。

以上で 13 款諸支出金についての補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、13 款諸支出金について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、13 款諸支出金についての質疑を終わります。

続いて、14 款予備費について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、14 款予備費について補足説明を申し上げます。

そのまま決算書の 340 ページになります。

予備費の充当状況について説明いたします。

予備費支出及び流用増減の欄になります。平成 29 年度の予備費の充当額は 2,841 万 8,000 円で、件数としましては 43 件でございました。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、14 款予備費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、14 款予備費についての質疑を終わります。

以上で議案第 1 号の質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより討論を省略して、議案第 1 号の採決をいたします。

議案第 1 号、平成 29 年度旭市一般会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

以上で議案第1号の審査は終了いたしました。

これにて本日の審査を終了します。

なお、本委員会は、あす14日午前10時より、議会委員会室にて開催いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時 4分

決算審査特別委員会

平成30年9月14日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 2号 平成29年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について
議案第 3号 平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
議案第 4号 平成29年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第 5号 平成29年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
議案第 6号 平成29年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
議案第 7号 平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
議案第 8号 平成29年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

出席委員（9名）

委員長	宮澤芳雄	副委員長	飯嶋正利
委員	高木寛	委員	宮内保
委員	有田恵子	委員	米本弥一郎
委員	高橋秀典	委員	林晴道
委員	遠藤保明		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	島田和雄	副議長	伊藤保
----	------	-----	-----

説明のため出席した者（27名）

企画政策課長	阿曾博通	財政課長	伊藤憲治
税務課長	石毛春夫	保険年金課長	遠藤茂樹
高齢者福祉課長	浪川恭房	農水産課長	宮内敏之

下水道課長	高野和彦	会計管理者	松本尚美
監査委員	伊藤義一	水道課長	加瀬宏之
事務局長			
その他担当	17名		
職員			

事務局職員出席者

事務局長	大矢淳	事務局次長	池田勝紀
副主幹	黒柳雅弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

昨日に引き続きましての2日目の決算特別委員会になります。

きょうはだいぶ涼しいんですけども、残念ながらエアコンが故障しております。ですから、無駄な時間をとらずに、スムーズに運営に努めたいと思いますので、これは委員長1人ではかないませんので、各位のご協力を切にお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

ただいまの出席委員は9名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、片桐文夫議員、平山清海議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

すみません、事務局の配慮で、きょうはエアコンがないということで、上着を脱ぐとか、ご自身でいろいろ調整していただきたいということで、それが来ていますのでお伝えします。

昨日に引き続き、島田議長と伊藤副議長に出席をいただいております。代表して島田議長にご挨拶をお願いいたします。

○議長（島田和雄） 皆さん、おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、昨日に引き続きまして、決算審査をしていただくことになっております。どうか、十分なるご審議をお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

ここで、執行部より昨日の質疑の回答について、訂正したい旨の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 昨日、10 款教育費の決算審査の際に、島田議長より、中学校教育振興費実用英語技能検定料補助金で、英検 3 級受検者数の推移で見ると事業の効果についてのご質問がありました。昨日の回答に説明不足がありましたので、次のように訂正を

させていただきます。

まず、昨日は、この事業の効果につきまして、毎年秋に中学生を対象に実施している英語教育実施状況調査の調査結果を基に回答をさせていただきました。3級と限らず、英検を1回以上受検した3年生の数288名が、前年の28年度187名と比較すると101名の増であったこと及び3級以上相当の英語力を有する3年生の数243名が、前年の28年度188名と比較すると55名の増であったことを紹介させていただき、英語力の向上に一定の効果があるものと考えていると回答させていただきました。

しかしながら、この生徒数は、説明資料73ページにある受検者数224名、または3年生の受検者数200名とは合致しておりません。先ほどの288名という数字は、英検を3級と限らず、どの級でも1回以上受検した生徒の数であるからでございます。

議長ご質問の、事業開始前と今回を比較し、受検者数が増えたかということでございますが、3級受検者数の推移ということで、ほかの級は除き、3級を受検した生徒につきましては、申し訳ありませんが、各学校への事前調査は、口頭で聞き取りにより状況を確認しております。改めてデータをお示しすることはできませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

今後は、新規事業でありますこの補助事業の推進のため、2年目以降、3級の補助対象分の受検者数の推移について、把握に努めていきたいと考えております。

訂正は以上でございます。お時間をいただき、ありがとうございました。

○委員長（宮澤芳雄） ご苦労さまでした。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） それでは、議案第2号から議案第8号まで、一括して審査を行います。

初めに、議案第2号について補足説明がありましたら、お願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、議案第2号、平成29年度旭市病院事業債管理特別会計決算の……

○委員長（宮澤芳雄） 着座で結構ですから。

○企画政策課長（阿曾博通） はい。じゃ、失礼します。

の認定については、本会議でご説明申し上げたとおりでございますが、今回提出資料といたしまして、病院事業債の明細書を追加してございます。

その資料をお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 昨日配られたものですか。

○企画政策課長（阿曾博通） はい、そうです。

その資料の4ページをお願いいたします。一番下になります。

4ページの一番上の行、見出しの中ほどに未償還残高という欄がございます。未償還残高の一番下の行になります。219億3,108万7,734円は、平成29年度末の起債残高となっております。また、そのすぐ上の行、37番は、平成29年度の借り入れ分2億円でございます。説明は以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について補足説明がありましたら、お願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、議案第3号、平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

本会議では決算書によるご説明をいたしましたので、本日は決算に関する説明資料によりましてご説明いたします。

決算に関する説明資料のほうをお願いいたします。

説明資料の1ページをご覧ください。大丈夫でしょうか。国民健康保険事業特別決算、大丈夫ですか。大丈夫ですね。

○委員長（宮澤芳雄） いいですか。

では、どうぞ。

○保険年金課長（遠藤茂樹） すみません、はい。

それでは、説明資料の1ページをご覧ください。

上段になりますけれども、29年度の国保の年間平均世帯数は1万1,764世帯、前年度比4.6%の減となり、被保険者数においては2万1,949人、6.7%と大きく減少しております。下段の表、29年度の加入率におきましても、世帯割合で44.3%、人口割合においては

32.2%に減少いたしました。社会保険の適用拡大なども伴いまして、今後も減少傾向が続くものと思われまます。

2ページ、3ページは、保険給付の状況でございます。

3ページ上段②の表、左にあります、平成29年度の出産件数においては66件となっております、前年度より20件近く減少しております。

また、下段⑥の合計欄をご覧ください。29年度の保険給付費の総額は国保連合会に支払う手数料も含めまして53億9,253万円、前年度比3.5%の減少となりました。

恐れ入ります、4ページをご覧ください。

国保税の収納状況でございますけれども、29年度、現年課税分の収入済額は21億5,310万4,000円、不納欠損額は300万7,000円、収納率は93.8%となり、滞納繰越分の収入済額は1億8,365万9,000円、不納欠損額は2億373万8,000円、収納率は22.7%となっております。

6ページをお願いいたします。

後期高齢者支援金は、74歳までの世帯の方で、後期高齢者医療を支援するものでございます。当該年度の概算額から前々年度精算額を差し引きまして納付するものでございます。29年度は12億2,556万7,000円で、4.3%減少しております。

続いて、介護納付金は、40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者が納付するもので、同様に概算額から前々年度精算額を差し引いて納付するものです。29年度の納付額は5億5,071万2,000円、5.5%の減少となりました。

最後に、滝郷診療所の状況でございますが、29年度の診療日数は191日、患者数は6,815人で、前年度と比べ3.1%増加しております、診療収入は7,226万9,000円、同様に3.1%増加しております。

以上で、議案第3号の補足説明を終わりにさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 税務課から補足……座ったままで失礼させていただきます。

○委員長（宮澤芳雄） どうぞ。

○税務課長（石毛春夫） 昨日お配りしました議案第3号、税務課、平成29年度決算補足説明資料、国民健康保険税の収納状況等についてお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 申し上げます。

○税務課長（石毛春夫） では、すみませんけれども、1 ページのほうをお開きいただきたい
と思います。

初めに、国民健康保険税の収納状況についてご説明いたします。

資料の表は、前年度と比較したものでございまして、区分A欄の平成 29 年度の調定額の
合計については 31 億 230 万 1,513 円で、約 2 億 5,500 万円の減となりました。減の主な理
由は、先ほど保険年金課長から説明されたとおり、被保険者数の減等によるものでござい
ます。

続きまして、収入済額B欄で、合計は 23 億 3,676 万 3,381 円で約 9,300 万円の減、Cの
不納欠損額の合計は 2 億 674 万 4,124 円で約 9,200 万円の増となりました。

1 つ飛びまして、収入未済額の合計でございしますが、これは滞納繰越額で 5 億 6,023 万
6,240 円、前年度より約 2 億 5,400 万円の縮減となりました。

その下の収納率につきましては、平成 29 年度の現年分が 93.78%で 1.88 ポイントの増、
滞納繰越分が 22.68%で 1.11 ポイントの増となり、現年・滞納繰越分等合計は 75.28%で、
前年度より 2.95 ポイントの増となりました。

続いて、2 ページをお願いいたします。

この表は、国民健康保険税を科目別に前年度と比較したもので、説明は一番右の収入済額
の増減を申し上げます。

初めに、一般被保険者についてですが、医療分、後期高齢者分及び介護分とも減となり、
小計では前年度より約 7,000 万円の減となりました。

次に、退職被保険者について申し上げます。約 2,400 万円の減となりました。減の主な理
由ですが、一般被保険者、退職被保険者ともに被保険者数が減少したことによるものです。

以上、国民健康保険税の合計では前年度より約 9,300 万円の減となりました。

次に、3 ページをお願いいたします。

この表は、国保税を含めた市税全般の差し押さえ処分で、市税で説明したものと同じで
ございますので、説明は省略させていただきます。

次に、4 ページをお願いいたします。

この表は、過去 5 年の収納率の推移です。平成 29 年度の国民健康保険税の合計の収納率
は 75.28%で、平成 25 年と比較しますと 8.90 ポイントの増となっており、毎年伸びている
状況でございます。

次に、5 ページをお願いいたします。

この表は、過去5年間の収入未済額、滞納額の推移です。平成29年度の現年分、滞納繰越分の収入未済額の合計は5億6,023万6,240円で、平成25年度と比較しますと約5億5,500万円の滞納額を縮減できました。

次に、6ページをお願いいたします。

この表は、過去5年間の夜間及び休日納付の窓口の状況です。この表も国保税を含めた市税全般のもので、内容は市税で説明したものと同じものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上のとおり、平成29年度の決算の概要を説明いたしました。今後も滞納整理に当たり、税の公平性の観点から、収納率向上に努めてまいりたいと思います。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について質疑がありましたら、お願いいたします。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは、国民健康保険事業特別会計の中で、施設勘定のほうですけれども、滝郷診療所の患者さんの状況、本会議でも今も受けましたが、1人当たりの診療収入、それを割り返してちょっとお伺いしたいのと、1人当たりに係る費用を伺いたい。それから、薬剤関係の購入と販売金額が分かれば教えていただきたい。

最後に、あとほかには、若干機材なんかも購入されているのかなと思うので、機材費のほうも併せて伺いたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 林晴道委員の質疑に対して、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、林晴道委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1人当たりの診療収入ということでございますけれども、平成28年度におきましては、1人当たり9,908円となっております。また、29年度の決算におきましては9,900円というようなことになっております。あとは、経費というのは、ちょっと申し訳ございませんが……。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） しばらく休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 1人当たりの経費といたしましては、28年度で1万608円、29年度で1万604円というようになっております。

○委員長（宮澤芳雄） しばらく休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時23分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） まず、薬剤の購入費でございますけれども、薬剤の購入費につきましては、3,494万4,000円、あと機材費としましては74万2,000円というふうになっております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） 薬剤購入費用は分かりました。売上げといたしますか、販売の金額、近年の薬価差益の変動が分かりましたら薬価差益で伺いたいと、そのように思います。また、機材のほうなんですけれども、幾つの機材、どのような機材を幾らぐらいで購入したのか、分かる範囲で結構ですのでお知らせ願います。

○委員長（宮澤芳雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 機材につきましては、リース対応となっておりますので、購入のほうはございません。あと、薬価のほうなんですけど、これは薬価改定ということでよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○保険年金課長（遠藤茂樹） 差益ですか。診療報酬の中に、院内処方していますので、薬価

と区別されていませんので、全て一体として診療報酬というような形になってございます。

リースしているものとしては、要は酸素を吸入しないと維持措置ができないというような方が何名かいらっしゃいまして、その方のために一応そういうものをリースして提供しているというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ありますか。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 何点かございまして、まず旭市国民健康保険事業の説明資料のところから、6ページ、7番滝郷診療所の状況でございます。29年のところでいきますと、診療日数191日、つまり15日、患者数6,800というようなところなんですけれども、お聞きしたいのは、15日じゃ月の半分なんですけれども、医者は何人で、看護師が何人で、それは医者が常勤なのか非常勤なのかというところと、それから診療報酬というのは、これで賄っていかないといけないんですけれども、現実に経費は幾ら、これはちょっと決算のところで見ると分かりますけれども、決算で実際に入ってきたのが——入ってきたんじゃない、これだけしか入らないんですけれども、実際にかかった費用、経費のところとの対比を教えてくださいということなんです。

それと、今度、全体の話なんですけれども、国民健康保険税の収納状況という、補足資料の中で、これちょっと説明してくれますか。毎回、国民健康保険の収納の率とかいうのを聞かされて、頑張っているというところを知らされるんですけれども、国民健康保険税というよりも介護保険税というか、介護保険の収納状況というのは出していますか。

○委員長（宮澤芳雄） 有田委員にお話しします。議案とそこは違いますので。

○委員（有田恵子） では、先ほどの分でお聞きします。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、医師が何人かと、あとはスタッフの問題だと思うんですけれども、それ以外の職員ということだと思うんですが、医師につきましては1名、常勤でございます。あと、スタッフにつきましては、事務を担当する職員が現在は1名で、それ以外は看護師、並びに医療事務の関係の臨時職員等で賄っているというような状況でございます。

あと、決算の対比ということでもございました。決算の対比ですが、決算書と同じになるん

ではございますが、歳入につきましては 8,798 万円、歳出につきましては 8,092 万 9,000 円、差し引きしますと 705 万 1,000 円の残ということになります。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 先ほど、有田委員のほうから国保税の収納率ということと介護保険ということで質問がございました。介護保険については、また別会計のほうでやらせて。

国保税について、資料のほうで、4 ページのほうで過去 5 年間の推移というのがございますので、それをご覧いただいて、先ほども説明したとおり、8.9 ポイントほど伸びている状況でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 滝郷診療所のところでお聞きします。診療日数 15 日ぐらいしかないんですけれども、月の半分、週休 2 日制だったら 22 日、22 引く 15、7 日、何しているんでしょうか。これ常勤だったら常勤の給料が入ると思うんですけれども、この 15 日ぐらいで常勤と言えるのか。それと、一つの診療所を造るのに、医者が 1 人に対して看護師が 1 人、ここまではいいんですけれども、医療事務 1 人、これもいいと思いますよ。ただ、事務員 1 人、これは何なんですか。医療事務 1 人、これは分かるんですよ。計算しないとイケないし、給料、いろいろありますから。あと事務 1 人って、これは何ですか、常勤ですか、非常勤ですか。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 診療日数がちょっと少ないのではないかとということですが、一応、土日祝日、祭日を除きまして、あと水曜日が医師の研修日ということになっていきますので、水曜日は一応休診という形になります。通常、常勤ではありますけれども、その分がちょっと 1 日減るということでございます。

あと、委員、先ほどおっしゃいましたが、まず事務員につきましては、一応伝票処理だとか会計処理だとかやってやるのは、当然職員じゃないとできませんので。以前は常勤の看護師もおりましたが、今現在はおりません。なので、全て看護師については臨時で対応するということと、医療事務のほうも臨時の職員で対応して、経費のほうを削減するように努めておりますので、どうかご理解のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） すみませんね、細かい話ばかりしまして。収入が 8,798 万円、経費が 8,092 万円、700 万円もうかったというような話なんですけれども、こういうの普通、ちょっと申し訳ないんですけれども、これは常識的な数字じゃないんですよ。こんなので経営なんかやっていただけません、はっきり言ってもう倒産です、はい。医者が 1 人常勤で、看護師が 1 人いて、医療事務がいて、医療事務は非常勤だと。全体、そしてちょっと一つおかしいのは……

（発言する人あり）

○委員（有田恵子） 臨時、臨時でいいです、医者 1 人のところで臨時でいいんですよ。ほかのこと、会計処理とかいうのは、これ常勤の市役所の人が公務員として入っているという、ここは、これってちょっと考えられない。医療事務 1 人で十分、これぐらいの収入だったらですよ、私が申し上げたいのは。このレベルの収入だったら医療事務で全部できちゃいます。なぜ 1 人の常勤の公務員がこんなところに入りこまないといけないのか、ちょっとそこを。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 有田委員が言われることも分かるんですが、あくまでも伝票処理、会計処理については、職員がやらないといけないということになっておりますので、その 1 人をもう完全に外すということは、もう市としての機能ではなくなってしまいますので、事務員 1 人置くということだけは、ちょっとご理解を願いたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） その理屈は分かるんですよ。それだったら、こんな収入をもっと増やさない駄目ですよ。

（発言する人あり）

○委員（有田恵子） うん。この収入を増やすように、こんな 15 日じゃなくて、丸々働いてもらって。だってこの医者の収入はどこから来ていますか。これも公務員でしょう。違うんですか。これは丸々お給料を払っているわけですか。

（発言する人あり）

○委員（有田恵子） 言っていること分かりますよね。別に嫌みで言っているんじゃない。ちょっと常識からかけ離れた感じで回っているのを、平気で会計処理で、これでいいと思っている感覚がちょっと分からないもんですからお聞きしているわけなんです。1 人

公務員の常勤の人っていうのは、平均をとったら 630 万円の給料をもらっているわけですよ。その 630 万円の人、丸々入っている、こんなの私に言わせたらパートでいいんだ。やめた人で任用でユートピアセンターに 1 人、元校長先生がいらっしゃいますけれども、そういうベテランの人を入れて、たった 15 日しか、分かりますか、15 日しか働いていない中で、常勤の医者がいて、事務員がいて、こんなのもうかるはずがない。こういう体制っていうのは、もうちょっと常識レベルに戻していただけないものではないでしょうかね。

以上です、これは。

○委員長（宮澤芳雄） いいですか。答弁もらいますか。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） とにかく診療収入、要は、有田委員が言われるのは、診療収入が少ないよということが最大の言われる意味だと思いますので、その辺は今後とも努力して、何とか頑張っていきたいと思っておりますので、どうか末永く見守っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 今どき病院に、診療所でも、どんな、日本全国、レントゲンも置いていないところはないですよ。とにかくもうからないように、もうからないようにしているような体制の中でもうけなきゃいけないなんて、稼がなきゃいけないということ自体難しいんですよ。だから、もっと根本的な見直しをしていただきたいということで、この話はこれで、次にまた話します。

○委員長（宮澤芳雄） じゃ、続けてやってください。一括して質問ですから。

○委員（有田恵子） ちょっとそっちが終わって、収納率のところ、国民健康保険税の収納状況、お願いします。

飯岡支所、私は飯岡に住んでいるんですけども、飯岡支所に入りましたら、健康保険を払っていない人の名前が、差し押さえというのがだあっと出ているわけですよ、差し押さえ。名前、住所、全部出ていますよ。私はあれを見て気の毒だなと思いながら見るんですけども、あれとこれと連動していますか、この話の。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

税務課長。

○**税務課長（石毛春夫）** 今、有田恵子委員から、飯岡支所に差し押さえの一覧が出ているということを、ちょっと私は考えられませんし、あったら見たいと思いますので、はい。何かそれは公示送達か何かの勘違いかなと……

（発言する人あり）

○**税務課長（石毛春夫）** 通知とか督促とか、そういうのが届かない人については公示送達をしますので、そういった方については掲示板に張るということになっているんですが、差し押さえの一覧を張りつけることはまずありません。

○**委員長（宮澤芳雄）** 有田恵子委員。

○**委員（有田恵子）** ちょっと私も錯覚しているか、今度ちょっとよく見ておきますけれども、介護保険のことをちょっと言いますと、介護保険の保険を払わない人というのは、サービスを受けられないというようなことがある中で、健康保険、これだけ九十何%払っている率で、払っていない人がいるという不公平が生じているんですけれども、これは、病院というのは、診療所はどこでもそうですけれども、払わなくてもサービス、診察を受けられるということが原因なんですか。収納できていない人がいるということは。

○**委員長（宮澤芳雄）** 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

保険年金課長。

○**保険年金課長（遠藤茂樹）** 税を払わなくても診療はできるかということなんですけど、基本的には診療はできます。ただし、10割負担になってしまいます。一応、資格証という形で保険証は発行いたします。

以上になります。

○**委員長（宮澤芳雄）** 有田恵子委員。

○**委員（有田恵子）** それで、これを見る限りは、何年か見ますと抜群に収納率が上がっているんですけれども、何年もかけてやっているということ自体どうなんですか、1回診察して、保険も払わないで、医師法の関係で、人間の命は大事だからということで、そこはいんですけれども、1回ぐらいしておいて、次からちゃんと掛金払ってもらった人に診察するというような形をとっているのか、取りあえずはだあともう保険金を払わなくても、診察だけやってあげて、後で行政が悩んだらいいわというようなことなんですか。その辺のちょっと、何というんでしょうかね、回収率が物すごく年月が入っているので、その辺どうなっていますか。

○**委員長（宮澤芳雄）** 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 少し払ってというような形で、納付相談をしていただいて、まず短い保険証もあります、当然。全額納められない場合には3か月証とか、半年証とかというのを交付しますので、当然全く納めない方は資格証になってしまいますけれども、その辺納付の状況を確認しながら、ある程度納めていただければ、短期証を発行するという事は可能でございます。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） それでは、課長のおっしゃったことは国の方針ですか。

○保険年金課長（遠藤茂樹） もちろんそうです。

○委員（有田恵子） そうですか。これを見ていましたら、25年から29年までの統計をいただいて、これは何か、25年に払った人なのか、29年まで持ち越しているのか、ちょっとよく分からないんですけども、分割というかそういうのがあるんですかね。要は、払いたくても払えなくて、診察しないと命だけは欲しいという人がやっぱりいるじゃないですか。そういう人を全部悪人にする事自体、もう私はちょっと疑問だと思っている立場なんですけれども、その辺のところ、どれだけ猶予が期間的にあって、ちょっとずつでも、掛金が3,000円なんだけれども1,000円ずつ払ってとか、そういうこともできるんでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 有田恵子委員から、滞納者についての納付相談、あるいは今後の徴収について相談ということででしたけれど、一応国税徴収法の中では、1年以内に納付しなくちゃならないというのが大原則でございます。ですから、税務課のほうは、まず1年以内に納付する計画を立てていただきます。それについて、収入と支出、そういったものを調査しながら生活相談、あるいは、今でいえば多重債務者等によって、弁護士等と言って照会かけたりとか、そういう方も結構おられます。もし、それでもまだ駄目な方については、もう1年ということで、これは国税徴収法の中で2年以内に完納しなさいということが大原則でございます。

あと、それ以外で、またないものについては財産がないということで、旭市のほうは、生活保護の方については執行停止をかけて即時消滅とか、いろんな不納欠損という処置をしています。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） まず、収納率の向上、また未済額の減少ということで、担当課のご努力がうかがわれることかなというふうに思います。私は、滞納者への対応ということなんですけれども、今ちょっと話にも出ていましたけれども、短期被保険者証、それとまたさっきもお話に出ました被保険者資格証明書ですか、こちらのほうの交付の状況に関して、もし近年の動向が分かればお願いしたいんですけれども。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋秀典委員の質疑に対して、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 短期証の状況ということでございますけれども、30年6月1日現在の状況でちょっと申し上げたいと思います。

まず、資格証明書、いわゆる10割負担で診療にかかる方は9件、9世帯ということになっております。あと、短期被保険者証、これは3か月、6か月含まれますけれども、合わせまして1,198件、要は世帯ですね、1,198世帯ですね。あと、留保といいまして、要は相談等もまだ来られないというような状況の留保中の方が452件、俗に言う一般証、普通の保険証でございますけれども、それにつきましては、1万328件というようなことになっております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） それでは、後で資料で提出してください。それでいいです。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 分かれば報告します。

○委員長（宮澤芳雄） そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について補足説明がありましたら、お願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、議案第4号、平成29年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

議案第3号同様、決算に関する説明資料によりご説明させていただきます。

資料のほうをお願いいたします。1枚、ぺらっとあるやつだったんですが。

○委員長（宮澤芳雄）　お願いします。

○保険年金課長（遠藤茂樹）　はい、すみません。

それでは、説明資料の上段の表をご覧くださいと思います。

29年度の年間平均被保険者数は9,383人で、そのうち1,472人が社会保険などの被扶養者であった方でございます。また、表中、75歳未満の被保険者は、一定の障害を持つ方で、申請によりまして加入された方でございます。

下段の表、保険料の収納状況でございますが、特別徴収分は年金から天引きされる分でございます。収入済額は2億7,114万5,000円で、当然収納率は100%となります。

普通徴収分の収入済額は1億2,985万5,000円で、収納率は98.5%になりました。不納欠損額は31万7,000円、収入未済額は248万7,000円で、合計収納率は99.3%となっております。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄）　担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄）　特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について……

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄）　保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹）　先ほどの高橋秀典委員の最近の交付状況ということで、ちょっと資料のほうがありましたので、お答えさせていただきたいと思います。

まず、平成25年度でございますが、短期証の発行、これはちょっと詳しく出ているんですが、当初、25年度は1か月証というのがございまして、今は発行しておりませんが、877人、3か月証が454人、6か月証が1,328人で、計2,659件ということでございます。

（発言する人あり）

○保険年金課長（遠藤茂樹）　計でよろしいですか。何か月証と分けなくてもよろしいですか。

（発言する人あり）

○保険年金課長（遠藤茂樹）　そうですか。申し訳ございません。

じゃ、平成25年度は2,659件、平成26年度は2,158件、27年度は1,869件、28年度は

1,688件、29年度は1,468件というふうになっております。すみません、よろしくお願ひ
します。

(発言する人あり)

○保険年金課長(遠藤茂樹) あと、資格証ですけれども、25年度は500件、26年度は437
件、27年度は423件、28年度は333件、29年度は214件というようなことになっておりま
す。

以上でございます。

(発言する人あり)

○委員長(宮澤芳雄) じゃ、簡単に。

(発言する人あり)

○委員長(宮澤芳雄) 特別に、おまけです。

有田恵子委員。

○委員(有田恵子) すぐ終わります。後期高齢者、年齢が65歳から100歳まであって、実
際は75歳なんでしょうけれども、75歳からこの333人、現役並みとか低所得者があるんで
すけれども、保険料の負担割合、1割、2割、3割と我々、私なんかは3割ですけれども、
これはどこで線引きされていますか。いわゆる3割の人はどこのラインですか。それだけ
でいいです。

(発言する人あり)

○委員長(宮澤芳雄) じゃ、課長、後で文書で出してください。

○保険年金課長(遠藤茂樹) 分かり次第、また。

○委員長(宮澤芳雄) いいですよ。

続いて、議案第5号について補足説明がありましたら、お願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(浪川恭房) それでは、議案第5号、平成29年度旭市介護保険事業特別
会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

歳入歳出決算に関する説明資料に基づきまして説明させていただきますので、ご用意のほ
どお願いいたします。

それでは、よろしくお願ひします。

まず、1ページをお開きください。

1の高齢者人口等につきましては、本会議におきまして補足説明を申し上げたところです

ので、2の要介護・要支援認定者数からご説明いたします。

要介護・要支援認定者数の状況でございますが、65歳以上の第1号被保険者では、要支援1と2を合わせた認定者が496人、要介護1から5を合わせた認定者が2,347人で、合わせて2,843人となっております。

次に、特定疾病を要件といたします40歳以上65歳未満の第2号被保険者では、要支援認定者が12人、要介護者が93人で、合わせて105人となり、全体では要支援認定者508人、要介護認定者が2,440人で、合計2,948人という状況であります。

続いて、2ページをお願いいたします。

3の介護保険料ですが、65歳以上の第1号被保険者の保険料率は、負担能力に応じた所得段階別定額制となっております。所得段階は11段階で、第5段階が基準額となります。基準額は、年額5万4,000円、月額4,500円となっております。第1段階から第4段階は、低所得者に配慮し、基準額1.0から段階的に引き下げた率となります。第6段階から第11段階につきましては、本人が市民税課税者で、収入額に応じて加算された率となります。

続いて、4の所得段階別第1号被保険者数ですが、こちらは、ただいまご説明いたしました所得段階別の被保険者数の状況と構成割合となっております、詳細の説明は割愛させていただきます。

続いて、3ページをお願いいたします。

5の保険料納付状況でございますが、年金からの天引きとなります現年度分特別徴収の収入済額は9億1,587万1,000円となり、還付未済額を差し引いた収納率は100%であります。口座振替及び直接納付となります現年度分普通徴収の収入済額は8,987万8,500円、収納率は83.8%であります。特別徴収と普通徴収を合わせた現年度分収入済額は10億574万9,500円となり、還付未済額を差し引いた収納率は98.3%であります。

次に、過年度分ですが、収入済額は593万2,078円となり、収納率は19.0%であります。不納欠損額は962万9,708円で、対象者は260人であります。現年・過年度分を合わせた全体では、収入済額は10億1,168万1,578円となり、還付未済額を差し引いた収納率は96.0%で、前年度と同率になりました。

続いて、6の保険給付費のサービス別支出状況でございますが、居宅サービスの延べ利用人数は3万5,490人で、居宅サービスの計はA欄になりまして17億2,381万3,222円、これは前年度と比較しますと3,495万9,676円、2.0%の減となるものであります。

居宅サービスで特に利用の多いのは、①の訪問介護と⑥の通所介護サービスで、訪問介護

サービスは、延べ利用人数 5,324 人、年間給付額は 2 億 3,925 万 1,711 円で、1 人当たりの 1 か月の給付費に換算いたしますと 4 万 4,938 円であります。

次に、通所介護サービスは、延べ利用人数 7,356 人、年間給付費は 5 億 602 万 1,316 円で、1 人当たりの 1 か月の給付費は 6 万 8,790 円であります。

続いて、地域密着型サービスですが、このサービスは、原則として旭市民が利用できるサービスで、認知症高齢者グループホームや地域密着型通所介護等が該当いたします。サービスの延べ利用人数でございますが、6,352 人で、年間給付費は、B 欄になりまして 5 億 9,749 万 7,349 円です。前年度と比較しますと 5,222 万 2,340 円、9.6%の増となりました。1 人当たりの 1 か月の給付費は 9 万 4,064 円であります。

地域密着型通所介護につきましては、これまで居宅介護サービスに分類されておりました県が所管する通所介護サービスのうち、1 日の利用定員が 18 人以下の介護事業所については、28 年度から市が所管する地域密着型サービスへ移行されたものであります。

続いて、施設サービスですが、延べ利用人数は 7,625 人で、月平均施設入所者数は 636 人です。内訳は、老人福祉施設が 434 人、老人保健施設が 200 人、療養型医療施設が 2 人でございます。施設サービスの計は C 欄になります。18 億 3,152 万 4,197 円で、前年度と比較しますと 4,056 万 8,622 円、2.3%の増となりました。1 人当たりの 1 か月の給付費は 24 万 200 円であります。

続いて、特定入所者介護サービス費でございますが、これは市民税非課税世帯等の低所得の要介護者が、施設サービスや短期入所サービスを利用したときの食費、居住費について補足給付として支給するもので、延べ 6,173 人に 2 億 2,094 万 2,740 円を支給いたしました。

続いて、高額介護サービス費等でございますが、これは 1 か月に支払った利用者負担額が一定の上限額を超えたときに、所得区分に応じまして超えた部分を払い戻すもので、延べ 8,167 人、8,542 万 5,732 円を支給いたしました。

保険給付費の総額は一番下の欄になりますが、44 億 7,136 万 7,903 円となり、前年度よりも 5,598 万 1,968 円、1.3%の増となりました。

以上で、議案第 5 号の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 5 号について、質疑があったらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

議案の審査は途中ですが……

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） すみません、先ほどの有田委員の、高齢者医療でもって3割になる方の基準ということで、ご説明いたします。

3割になる方につきましては、市町村民税課税所得が145万円以上の被保険者及びその方と同じ世帯にいる被保険者ということになります。

以上でございます。すみませんでした。

○委員長（宮澤芳雄） それでは、議案第2号から議案第5号までの担当課は退席をしてください。

ここで、11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時16分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、説明に関しては着座のままです。答弁は起立でお願いいたします。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたら、お願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 議案第6号、平成29年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

歳入歳出決算に関する説明資料によりまして説明させていただきます。

決算書では、決算書の514ページとなります。

それでは、1ページをお願いいたします。

下水道改修事業は、事業費2,218万6,000円で、財源の内訳につきましては、特定財源の国庫支出金893万7,000円とその他の909万1,000円、一般財源は415万8,000円となります。事業内容といたしましては、中ほどの表に記載してございますが、公共下水道ストックマネジメント実施方針策定業務委託は、施設を適正に維持管理するために実施した

もので、事業費は 1,787 万 4,000 円です。公共ます設置工事は、公共下水道へ接続するための公共ますが未設置であった土地が宅地化されたことに伴いまして、公共ますの新設工事を実施したもので、事業費は 406 万 800 円です。その他事務費が 25 万 716 円で、計 2,218 万 5,516 円でございます。

その他特定財源の内訳ですが、こちらは下水道事業負担金で 909 万 1,600 円です。

事業効果といたしましては、ストックマネジメント実施方針を作成することにより、安定した持続性のある下水道事業の運営を保つことができます。また、宅地化に伴う生活排水を公共下水道へ接続することによりまして、生活環境の保全を図ることができました。

次に、2 ページをお願いいたします。

公共下水道状況一覧でございます。

初めに、1、下水道の状況ですが、平成 29 年度末の処理区域面積は 202 ヘクタール、普及率 9.7%、水洗化率 67.3%となっております。

次に、2、受益者負担金です。

平成 29 年度の収入済額は 909 万 1,600 円、収納率 41.3%で前年度比 21.6 ポイント減となっております。なお、調定額などの現年度分及び過年度分につきましては、表の下の米印に記載しております。

続いて、3、使用料収入です。

収入済額は 1 億 166 万 6,716 円、収納率 99%で前年度比 0.1 ポイント増となっております。不納欠損ですが、3 万 1,292 円で、対象者は 5 名となっております。

最後に、4、補助金です。

水洗便所他改造資金補助金及び水洗便所他改造資金利子補給金につきましては、平成 29 年度は該当がございませんでした。

以上で、議案第 6 号、下水道課所管の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 6 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 今の説明の 2 ページの一番上で、下水道の状況のところの普及率なんですけど、9.7%、このところちょっと、何が普及率なんですかね。ちょっと分からない。普及率が、何が普及率。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 普及率、パーセント、下にA/Bとなっておりますが、このAと
いいますのが処理区域内の人口ですね。処理区域内 202 ヘクタール、今、供用開始して
おりますが、その区域内にお住まいの方が 6,405 人で、市内全体の行政区域内人口が 6 万
6,156 人、これを割り返します。6,405 人割る 6 万 6,156 人掛ける 100 で 9.7%という計算
になっております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） それは分かるんですよ、見ていたら。そういうことじゃなくて、この
9.7%というのは区域内の人口との関係なんですから、これはいい数字なのか悪い数字
なのか、これは何%になればいいのか、これちょっと、9.7 という、何かぱっと見て少な過
ぎるから、本来何%なのか、よそは何%なのか、よその地域はね。よその地域というか、
他市、その辺ちょっと概況を教えてくださいませんか。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） この普及率ですけれども、要は市内全体で 9.7%、約 1 割の方が
下水道が利用できる状態にあるというところで、他市の状況なんですけれども、やはり西
へ行けば行くほど高くなっております。90%を超えている所もございます。98%というよう
な所もございます。

近隣ですと、ちょっとはつきり数字は分からないんですけれども、銚子市で 50 とか 60 と
かそのぐらいだったかと思うんですけれども、県内でもかなり低いほうで、10%以下とい
う所が、県内では旭市と館山市が同じような数字でかなり低くなっております。これが、
理想的には生活環境の保全ですとか、公有水面の水質の保全とかと考えると、理想は
100%なんでしょうけれども、なかなかそこまでは事業費が大きく変わってしまうという
ところで、今、27 年度で 202 ヘクタールの整備も終わったというところで、事業は休止して
いるというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 九十何%がいたり、隣が 50%だとかいうような話、これは実際この
9.7%だとどういう現象が起こるんですか。これ、市としては 100%に持っていきたくとこ

ろなんですか。それとも、もうこれでいいわと。この 9.7 が、下水はどういう状態になっているんですか、今、旭市は。すごく低いですね。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 理想といたしますか、旭市の理想が 100%というところではなくて、下水道事業そのものが追いかけていきたいのが 100%というところがございます。旭市につきましては、今建設当時の起債の償還ですとかというところで、たびたびお話しいただきますけれども、一般会計からの繰入金などの関係で、今休止しております。すごく長期的な話になれば、その起債の償還が終わる、あるいは社会情勢の変化ですとか市の財政状況によっては、また話が変わってくるかも分かりませんが、現時点では取りあえず適切に維持管理しようというところで、下水道事業は面整備は今休止しているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） これを限りなく理想的なものに近づけるといった場合、これはかなりお金がかかりますか。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 申し訳ございません、まだ全体計画というところがあって、その費用まではじっていない状況なんです。市内全域というようになるところになりますと、また面積も変わってきますし、申し訳ございませんが、事業費というところでは現在把握してございません。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほかありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第 6 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 7 号について補足説明がありましたら、お願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、着座にて失礼させていただきます。

議案第 7 号、平成 29 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定につきまして、補足

説明を申し上げます。

歳入歳出決算に関する説明資料をお願いいたします。

それでは、まず初めに、1 ページのほうをご覧くださいと思います。

農業集落排水建設事業になります。決算書は 537 ページと 539 ページになりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、この事業は、江ヶ崎地区で管路の改修を行ったもので、決算額は 4,453 万 9,000 円でございます。財源の内訳は、国県支出金 2,347 万 8,000 円は、国・県からの補助金で、補助率は国が 50%、県が 10%となっております。地方債 1,960 万円は農業集落排水事業債でございます。

次に、事業の概要ですが、江ヶ崎地区におきまして、県道旭笹川線の歩道の下に埋設してあります陶管が老朽化等により破損したため、平成 28 年度から始めた管路の改修工事です。内容といたしまして、表の上段にありますよう、委託料の設計・管理委託料が、管路改修工事の設計業務及び管理業務の委託経費となっております。家屋事前調査委託料は、管路改修工事に伴う建物 3 棟の事前調査業務の委託経費になります。合わせまして合計 436 万 3,200 円となりました。

次に、下段の工事請負費になりますが、管路施設改修工事は、破損した陶管を塩ビ管に更新した工事になります。延長は 201 メートルでございます。管路改修附帯工事は、ただいまの管路施設改修工事の際、工事の支障となりましたブロック塀、延長 78 メートルでございますが、そちらと門柱の工事を行ったものであります。工事費のほうは、合わせまして、工事請負費の合計は 4,017 万 6,000 円となりました。

事業効果といたしましては、江ヶ崎地区において、改修予定の陶管 760 メートルのうち、388 メートルの更新工事が完了し、汚水処理機能の向上が図られたところでございます。

続きまして、資料の 2 ページをお願いいたします。

こちらは、農業集落排水事業の事業状況の一覧になります。

1 番の普及状況ですが、地区ごとに説明いたしますので、全体の表の下にあります江ヶ崎地区のほうをご覧くださいと思います。

処理区域面積は 30 ヘクタールで、平成 29 年度は区域内世帯数 389 戸に対しまして、接続世帯数は 298 戸になっております。区域内人口 1,242 人に対しまして使用人口が 944 人で、普及率は 76.0%となりました。

次に、右側の琴田地区の表をご覧ください。

処理区域面積は18ヘクタールで、平成29年度は区域内世帯数219戸に対しまして、接続世帯数は140戸、区域内人口727人に対し使用人口が514人で、普及率は70.7%になりました。処理対象区域内の家庭排水を浄化することで、周辺の農業用水路などの水質を保全し、生活環境の改善が図られております。

その他の内容につきましては、本会議で補足説明をいたしましたので、こちらの説明でよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、議案第7号、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定についての補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願ひいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について補足説明がありましたら、お願ひいたします。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） それでは、議案第8号、平成29年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてのうち、平成29年度の主要事業について補足説明を申し上げます。

決算書の13ページをお開きください。

（1）建設工事の概況となります。

表の2行目、海上配水池耐震補強工事ですが、当該工事は、平成29年度末に完成を予定しておりましたが、施工中に配水池内部の配管が劣化損傷していることが認められ、これを修復するに当たり不測の日数を要したため、年度内の完成が見込めなくなり、事故繰越としたもので、これにつきましては、第2回定例会において報告しているとおりとなります。

工事の概要ですが、既存配水池の耐震補強工事となります。炭素繊維シートによる耐震補強及び内壁の防水補修、外壁の塗装などを施工する……

（発言する人あり）

○水道課長（加瀬宏之） はい、その13ページです。

決算書の13ページ。よろしいでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） いいですか。

○水道課長（加瀬宏之） じゃ、もとへ戻りまして……。

○委員長（宮澤芳雄） 続きでいいですよ。

○水道課長（加瀬宏之） よろしいですか。

○委員長（宮澤芳雄） はい。

○水道課長（加瀬宏之） それでは、工事内容について、契約金額は1億257万8,400円、平成29年度における出来高金額は6,421万4,765円となりました。また、当初予算と出来高金額の差額6,506万1,235円を翌年度に繰り越すものでございます。なお、本工事は、平成30年6月15日に完了しております。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第2号、平成29年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成29年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の

起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成29年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成29年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、平成29年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(宮澤芳雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

それでは、議案第6号から議案第8号の担当課は退席してください。ご苦労さまでした。
しばらくの間、休憩します。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時38分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、財政課よりお手元に配付してあります財務諸表の説明をお願いします。
財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、恐縮です、着座のままということでお許しをいただければと思います。

○委員長（宮澤芳雄） はい、お願いします。

○財政課長（伊藤憲治） 財政課から追加してお配りしております財政状況に関する資料2つについてご説明いたします。

まず1つ目としまして、平成29年度旭市財務諸表（速報版）と書かれた資料をご覧ください。A4サイズの冊子としたこちらの資料でございます。これを用いまして、旭市の財務4表について説明してまいります。

それでは、1ページをお願いいたします。

初めに、財務4表の作成の経緯について申し上げます。平成18年に総務省が示しました地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針に基づきまして、旭市においても平成20年度決算から財務4表の作成に取り組みまして、今回が通算で10回目の作成となります。また、この財務4表の作成に当たり、近隣団体は簡易な作成方法を選択する中、旭市では固定資産台帳を整備することで、資産状況を的確に把握できる基準モデルを当初から採用し作成してまいりました。

こうした中、国から全ての地方公共団体に対し、原則として、平成28年度の決算分から統一的な基準に基づいて財務書類を作成することが要請されました。これを受けまして、旭市では、国の要請どおり、平成28年度の決算からこの統一的な基準に基づく財務書類の作成を開始し、今回が統一的な基準による作成の2回目となっております。

次に、作成する財務書類についてですが、1ページの下表、対象とする会計の範囲をご

ご覧ください。

書類としましては、対象とする会計の範囲に応じて3つを作成する必要があります。一つは、一般会計と病院事業債管理特別会計を合わせた一般会計等財務書類。2つ目は、旭市の全ての会計を対象とした全体財務書類。そして3つ目は、旭市の全会計に関連する団体等を加えた連結財務書類、これら3つの財務書類を作成することになります。

このうち本日は、旭市の全ての会計を対象とする全体財務書類について、速報版ではございますが、決算議会に間に合うように作成しましたので説明いたします。

なお、一部事務組合などの関連団体まで加えた連結財務書類につきましては、今年度中に対象団体から決算書などの提供を受け、年度末をめどに作成、公表する予定であります。

次に、右側の2ページをご覧ください。

財務4表の種類についてであります。1つ目としまして、貸借対照表、いわゆるバランスシートであります。2つ目は行政コスト計算書で、民間企業における損益計算書に相当するものであります。3つ目は純資産変動計算書で、自己資本に相当する純資産の増減等の流れを明らかにするものであります。4つ目は資金収支計算書で、資金の増減等の流れ、いわゆるキャッシュフローを表すものであります。

次に、財務4表の相互関係であります。この図で示しましたように、4つの表の間で対応する項目については矢印の線で結ぶとともに、①、②、③の表示がしてありますが、この後説明する各表の中でも丸つきの数字を表示してありますので、併せてご確認いただければと思います。

それでは、次に3ページをご覧ください。

ここから6ページまで財務4表を順番に説明してまいります。また、各ページに共通することですが、上の部分には借方、貸方形式で科目の合計金額を表示し、下の表には資産の部、負債の部など科目ごとの内訳の数値を載せております。

それでは、まず1の貸借対照表、バランスシートについて申し上げます。

下の表のほうをご覧ください。

資産の部の1の固定資産につきましては、平成29年度は1,372億5,512万5,000円となり、前年度と比較すると22億9,687万1,000円の減となっております。これは、学校などの事業用資産や道路等のインフラ資産において、新たに整備した分よりも過去に整備した資産の減価償却が大きかったことによるものでございます。

次に、2の流動資産は、平成29年度は164億4,713万円となり、前年度と比較して

7,249万3,000円の増となりました。これは主に基金の積み増しによるものであります。固定資産と流動資産を合わせた資産合計については1,537億225万5,000円で、前年度と比較して22億2,437万8,000円の減となっております。

下の負債の部に移りまして、1の固定負債については、平成29年度は537億8,217万1,000円となり、前年度と比較して20億5,620万円の減となりました。これは主に地方債の償還が進んだことによるものです。2の流動負債については、平成29年度は54億3,464万5,000円で、前年度と比較して2億3,808万7,000円の減となりました。これは主に水道事業会計において未払い金が減少したことによるものです。

固定負債と流動負債を合わせた負債合計については592億1,681万6,000円となり、前年度と比較して22億9,428万7,000円の減となっております。

以上により、資産から負債を差し引いた純資産は944億8,543万9,000円となり、前年度と比較して6,990万9,000円の増となりました。

続きまして、右側の4ページをお願いいたします。

2の行政コスト計算書、民間企業でいうところの損益計算書です。

下の表をご覧ください。1の経常費用については、平成29年度は417億7,068万7,000円で、前年度と比較して11億7,951万6,000円の減となりました。これは(2)の移転費用の①補助金等において、前年度に計上していた旭中央病院の退職手当負担金清算金がなくなったことが主な要因となります。

次に、2の経常収益は、平成29年度は31億6,308万2,000円で、前年度と比較して6,701万2,000円の減となりました。これは水道事業会計において雑収入が減ったことにより、(2)のその他の収益が減少したことが主な要因です。

以上により、経常費用から経常収益を差し引いた3の純経常行政コストは386億760万5,000円で、前年度と比較して11億1,250万4,000円の減となりました。さらに、これに4の臨時損失を加え、5の臨時利益を引いた6の純行政コストは、平成29年度は386億437万円で、前年度と比較して5,298万円の増となりました。

続きまして、5ページをお願いいたします。

3の純資産変動計算書です。やはり下の表をご覧ください。

1の前年度末純資産残高は944億1,553万円で、ここから2の純行政コスト386億437万円を差し引き、3の財源386億7,427万9,000円を加えた額が、一番下の8、本年度末純資産残高で944億8,543万9,000円となります。また、前年度との比較を見てまいります

と、3の財源が14億5,955万円の減となっております。これは、個人市民税や固定資産税が増収となった一方、前年度に計上していた旭中央病院の退職手当負担金清算金がなくなったことによる減が約20億円あるためです。

次に、6ページをお願いいたします。

4の資金収支計算書、いわゆるキャッシュフローです。やはり下の表をご覧ください。

最初の網かけの業務活動収支A、これは行政サービスにおける毎年度の継続的な収入支出となりますが、平成29年度は37億3,890万円となり、前年度と比較して6億9,550万5,000円の減となっています。これは、すぐ上に内訳がございしますが、1、業務支出の中の(1)業務用支出で、物件費等が増えたことによるものです。

次の網かけの投資活動収支B、これは学校や道路などの資産形成、あるいは投資、貸付金などによる収入支出となりますが、平成29年度は22億1,762万1,000円のマイナスとなり、前年度と比較すると10億8,433万8,000円の増となりました。これは、上の1、投資活動支出において、公共施設等整備費や病院への貸付金が減となったこと。その一方で、2の投資活動収入において、国県等補助金収入が増えたことによるものです。

次の網かけの財務活動収支C、これは地方債や借入金などの借り入れと償還の収入支出ですが、平成29年度は21億7,586万7,000円のマイナスとなり、前年度と比較すると6億4,615万9,000円の減となりました。これは、新たに借り入れた地方債の金額よりも過去に借り入れた地方債の償還のほうが大きかったことによるものです。この結果、A、B、Cの3つの収支を合計した本年度資金収支額Dは6億5,458万8,000円のマイナスとなり、これにその下の前年度末資金残高Eの42億2,560万7,000円を加えると、今年度末資金残高Fは35億7,101万9,000円となりました。これにさらに、本年度末歳計外現金残高Gの1億9,451万4,000円を足した一番下の本年度末現金預金残高は37億6,553万3,000円となり、前年度と比較して6億6,097万4,000円の減となりました。

次に、7ページをお願いいたします。

ここからは財務4表の数値を用いた分析指標の説明で、今回初めて作成いたしました。

まず1つ目は、市民1人当たりの指標です。これは、資産合計、負債合計、純行政コストの各金額を人口で割ったもので、資産については資産の形成度を、負債については財政の健全性を、行政コストは行政の効率性をはかることができます。

資産については、平成29年度は232万3,000円で、前年度と比較して1万円の減となりました。これは、本年度に整備した固定資産よりも過去に取得した固定資産の減価償却費

のほうが大きかったことが主な要因です。

負債については 89 万 5,000 円で、前年度と比較して 2 万 5,000 円の減となりました。これは主に一般会計等で病院事業債の償還が進み、約 16 億円地方債の残高が減少したことが原因です。

行政コストについては、7,000 円の増となっています。これは、畜産競争力強化対策整備事業補助金や産地パワーアップ事業補助金の増により、業務費用が増えたことと人口の減少によるものです。

次に、2つ目は、歳入額対資産比率です。これまでに形成された資産が歳入の何年分に相当するかを表すもので、資産形成の度合いが分かります。平成 29 年度の比率は 3.0 年で、前年度と比較すると 0.1 ポイントの増となっています。分子である資産合計が、過去に取得した固定資産の減価償却の進展により、約 22 億 2,000 万円の減となった一方で、分母である歳入総額は、旭中央病院の退職手当負担金の清算金がなくなったことや地方債の発行収入が減ったため、約 23 億 1,000 万円減少したことが要因です。

続いて、右側の 8 ページになります。

3つ目は、純資産比率です。総資産のうち、返済義務のない純資産がどのくらいの割合を占めているかを表します。企業会計でいう自己資本比率に相当し、この比率が高いほど財政状況が健全であると言えます。平成 29 年度は 61.5%で、前年度と比較して 0.9 ポイントの増となりました。これは、減価償却の進展による資産合計の減少よりも地方債の償還による負債合計の減少のほうが大きかったため、結果として純資産が増えたことが主な要因です。

4つ目は、有形固定資産減価償却率です。有形固定資産のうち、建物や工作物などの償却資産について、耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているかを表します。この比率が高いほど施設の老朽化が進んでいると言えます。平成 29 年度は 59.8%で、前年度と比較して 1.6 ポイントの増となっています。これは、新たに取得した固定資産よりも過去に取得した固定資産の減価償却のほうが大きいことが要因です。

次に、9 ページをお願いいたします。

5つ目は、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスです。支払い利息支出を除いた業務活動収支と投資活動収支を合算したもので、地方債等の元利償還金を除いた歳出と、地方債等の発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標です。この数値がプラスであれば、その年の政策に係る経費が借金以外の収入で賄われていることとなり、財政が健全である

ことを示します。平成 29 年度は 22 億 5,121 万円の黒字で、前年度よりも黒字額が 3 億 1,348 万円増えました。これは、旭中央病院の退職手当負担金清算金がなくなったことにより、業務活動収支が減ったものの、公共施設等への整備に対する支出が減ったことで、投資活動収支が改善したことが主な要因です。

6 つ目は、社会資本形成の世代間負担比率、別の言い方をすると将来世代負担比率です。社会資本整備の結果を示す固定資産を、市債等の借り入れによってどれくらい調達したかを表します。この比率が高いほど、将来の世代が負担する割合が高いと言えます。平成 29 年度は 57.1%で、前年度と比較して 1.3 ポイントの減となっています。これは、地方債の償還により地方債残高が一般会計でマイナス 3 億 6,611 万円、病院事業債管理特別会計でマイナス 15 億 9,473 万円、下水道事業特別会計でマイナス 2 億 1,380 万円、それぞれ減少したためです。

最後に、右側の 10 ページになります。

7 つ目は、受益者負担の割合です。経常収益を経常費用と比較することで、行政サービスの提供に対する負担について、どの程度使用料や手数料等の受益者負担で賄えているのかを表します。経年による比較や他団体との比較により、受益者負担が適正か、はかることができます。平成 29 年度は 7.6%で、前年度と比較して 0.1 ポイントの増となっています。これは、旭中央病院の退職手当負担金清算金 20 億 5,819 万円の減により、経常費用が減少したことが主な要因です。

以上、簡単ですが、財務 4 表の説明を終わります。

なお、この内容につきましては、ホームページなどを通じて公表し、市民の皆様旭市の財政状況をできるだけ分かりやすく説明していきたいと考えております。

それでは続きまして、次に、お配りしているもう一つの資料についてご説明いたします。

平成 29 年度決算状況、左上に速報版と書かれた A 4 サイズ 1 枚、両面印刷の資料をご用意いただきたいと思います。

これは、毎年度総務省に報告する地方財政状況調査、いわゆる決算統計の内容をコンパクトにまとめたものでございます。県内の市町村が全て同じ様式で作成するため、他の団体との比較もしやすくなっております。ただし、記入した数値につきましては、決算統計の手法に基づいて、共通したルールで作成されておりますので、歳入歳出の総額などが決算書の数値とは異なっていることをご理解いただきたいと思います。その違いを大まかに言いますと、このカードの数値は一般会計の数値に病院事業債会計の中の独法化以降の起債

借り入れ分を加えたものでございます。

それでは、細かい説明は省略しまして、このカードにどんな内容が盛り込んであるかということを説明してまいります。

まず、表面をご覧ください。平成 29 年度決算状況と書いてあるほうです。

上段には、人口と産業構造を表示しております。中段の左側には決算額の収支と交付税の算定に用いた基準財政需要額など、また右側には各種の財政指標と健全化判断比率を表示しております。そして、下段のほうには、各特別会計の決算額を表示しております。

続いて、裏面のほうをご覧ください。

左側の上段には款別の歳入を、またその下には市税の収入状況を表示しております。右側に移りまして、上段は性質別の歳出を、またその下には目的別の歳出を表示しております。最後に、一番下の枠には、現在進めております大規模事業を表示しております。

説明は以上でございます。一つ一つの内容につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

以上、非常に簡単な説明でしたが、平成 29 年度決算に基づきます財務 4 表と決算カードについての説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） ありがとうございます。これは 28 年度から全国統一の財務諸表 4 表、総務省から要請されたと思うんですけども、本市においてはこれは決定、決定というか、従来の会計制度をやりながら、これもやりながらということですか。それとも、これで、財務諸表 4 表これでいくということ。結局、数値を落とし込むだけなんですけれども、手間暇は結構、併用していくとかかかると思うんですよ。それよりもこれ一本でいくのか。それと、我々議会でもらっている決算書、これは従来の会計の収支の決算書になってしまうわけですけども、財務諸表 4 表となると、私が前にも言ったように、固定資産台帳とかいろんなことが入ってくるわけですよ。それはネットで見るにしても、市民も見られるということで結構なんですけれども、今後の我々議会が審査とか、議会で頂戴できる形はどうなるんでしょうかね。

○委員長（宮澤芳雄） 有田恵子委員の質問に対して、説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） ご質問にお答えいたします。

幾つかございました。この表の作り方がこのままいくのかということがまずございました。通常の一般会計から特別会計まで公営企業の部分につきましては、ご案内のとおり、俗に言う官庁会計、収入支出という現金取引で経理しているところでございます。こちらは、そのまま当面といたしますか、ずっと続きます。

と申しますのは、この作成につきましては、国の法律の下の施行令で決められておりますので、ここを破ってというわけにはまいりません。一方で、この財務4表につきましては、国が作れということで要請がされておりました、今、統一的な基準ということで、今回お示ししているように作成しているものでございます。

したがって、国が新たな方針に移らない限り、私どもは従来の決算書の方式と、この財務4表の方式を並行して進めていかなければならないという状況でございます。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） ほかにお聞きしたいことはありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、財政課長の説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 4分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 宮澤芳雄

建設経済常任委員会

平成30年9月19日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 9号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第12号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

出席委員（6名）

委員長	宮内 保	副委員長	林 晴道
委員	佐久間 茂樹	委員	平野 忠作
委員	高木 寛	委員	平山 清海

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 島田 和雄

説明のため出席した者（15名）

副市長	加瀬 正彦	商工観光課長	小林 敦巳
農水産課長	宮内 敏之	建設課長	加瀬 喜弘
都市整備課長	鶴之沢 隆	下水道課長	高野 和彦
水道課長	加瀬 宏之	農業委員会 事務局長	赤谷 浩巳
その他担当 職員	8名		

事務局職員出席者

事務局長

大 矢 淳

事務局次長

池 田 勝 紀

副主幹

黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

きょうは最低気温が 20 度を切ったということで、非常に秋らしくなってきたのかなど。きのうは銚子港にサンマが揚がったということで、非常にいい季節になったのかなということでございます。そのような中でありますので、今後ともよろしく願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了解をお願いします。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解をお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立しました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、島田議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（島田和雄） 皆さん、おはようございます。

委員の皆さん大変ご苦労さまでございます。

本日は、一般会計補正予算を含む3議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審議をお願いいたします議案でございますが、全部で3議案でございます。まず、予算関係が1議案でございます。議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち建設経済常任委員会の所管事項となります。

次に、条例関係が1議案でございます。議案第12号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次に、規約の制定に関する協議についてが1議案で、議案第13号、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁いたしますよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての3議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いします。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についての都市整備課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の10ページをご覧ください。

歳出になります。中段ぐらいになります。

8款4項1目住宅管理費、説明欄1、市営住宅改修事業工事請負費の解体撤去工事498万8,000円は、都市整備課所管の神西住宅と双葉団地の解体撤去に要する費用です。

市営住宅のうち老朽化の著しいものについては、順次、用途廃止の上、解体していく予定でありまして、本年度に入り当該住宅の一部が空き家となったことから、神西住宅4戸と双葉団地1戸の解体撤去費用を補正するものです。

以上で、議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について、都市整備課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 所管の問題もあるんですけども、入りのほうだからいいんだろうと思うんですけども、というのは、財産収入、これは道の駅の件なんで、これは質問してもいいですか、委員長。所管外。

○委員長（宮内 保） 外。

○委員（佐久間茂樹） そうですか。総務の所管なんですか。お答えはいいです。

ただ、ちょっと気になるのは、利子及び配当金 61 万 5,000 円というのは、多分、平成 29 年度の決算、副市長、ちょっと教えていただければありがたいんですけども、これ 61 万 5,000 円というのは、平成 29 年度の、帳簿上は平成 29 年度の収入ですよ。それで、多分このときにかなり利益が出ていて、法人市民税を受け取っていると思うんですけども。その金額が幾らぐらいになるのか。

それから、これは建設経済ですから、そういう点では今これ千葉県食肉公社って、事業計画書の報告書をもらいましたけれども、決算書で見ると 544 ページに、食肉公社に、ちょっと話がそれちゃうかもしれないんですけども、関連なんで、ベイエフエム、園芸プラスチック、うなかみの大地、季楽里あさひということで、有価証券を持っているわけです。株を持っているわけです。これが平成 29 年度で、道の駅の季楽里あさひからは 61 万 5,000 円配当がありましたと。この二、四、五、今これ事業計画書をもらったから思ったんですけども、ほかの配当というのも、多分 3 月決算であれば 5 月くらいに出るから、当然補正には入ってきていいとは思うんですけども、その辺のところを分かったら教えてもらいたいなど。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員、一応、所管の農水産課のほうから食肉公社に関しては報告だけということで、質問はなしということで一応聞いているんですけども。

○委員（佐久間茂樹） じゃ、別に、私はそう思った、どうなったのかなと思っただけの話で、お答えいただければ別にそれで構いません。だから、今これ絞って。株式の配当が季楽里が 61 万 5,000 円ありますよ。関連で上の 600 万円という数字もいろいろ議案質疑、一般質問でも出ているから、ちょっとこの辺で確認できればありがたいと思うんですけども。これは所管外ですかね。

○委員長（宮内 保） それでは、佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 季楽里あさひの関係なんですけれども、61万5,000円は市が615株持っておりますものの1株当たり1,000円の配当ということになります。これについては、株主総会の中で利益の処分を決定したということなので、平成30年度の中で正式に金額が示されたということになって、今回補正しているということになります。

法人市民税のお話もありましたけれども、今手元に資料がございませんので、幾ら払ったかはちょっと今分かりません。

それと、出資による権利、確かにいろいろ持っていますけれども、食肉公社については株式配当していません。というぐらいは分かります。それ以外のところも、ほぼ配当がないという状況でございます。

ベイエフエムはたしかあったと思うんですけれども、今細かい金額は把握しておりません。

それと、うなかみの大地が2万円という配当があったということでございます。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 多分61万5,000円の配当金より、どうもあれ税金を多分千万単位で納めると思うんだよね。これは前からずっと企画政策課長にも聞いているんだけど、その税の納税した金額の内訳を教えてくださいと言っているんだけど、なかなか教えてくれないんだよね。ただ、これ決算だから、歳入のほうで法人市民税が入っているはずなんだよね。当初予算に入っているのか、それとも入っていないのか。それをちょっと確認したい。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○委員長（宮内 保） それでは、再開します。

ただいま佐久間委員の質疑に対し、所管事項以外になりますが、でも答弁できますか。

○副市長（加瀬正彦） 資料がないので、細かい数字はちょっと。また違う数字を言ってしまうと……。

（発言する人あり）

○委員長（宮内 保） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） 当然、法人市民税ですから、それは予算の中である程度組んであるものであります。

例えば、予算については、前年度の収入等を見込んで今年度どのくらいの伸びがあるのかとか、そういった基礎の中での数値になりますので、その法人から幾らということではありませんけれども、全体の中での予算の中には組み込まれているということになるかと思えます。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） ちょっと疑問に思ったのは、要するに株式配当だけ補正して、法人市民税は補正しないのかということなのよ。同じタイミングでしょう、だって。歳入の法人市民税を当初予算が去年の実績のもとに暫定という話なんですけれども、そしたらこれ決算が終わったら、ちゃんと補正すべきじゃないのかなと、私はそう思うんだよね。それだけです。いいです。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について補足説明がありましたらお願いします。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 議案第12号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本会議において説明したほかに補足して説明することはありません。よろしく願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について質疑がありましたらお願いします。

平野委員。

○委員（平野忠作） それでは、12号に対しまして何点かお聞きしたいと思います。

旭市営住宅ですね。今回、神西が5戸でいいですよ、取り壊しということで、このいろいろ資料を見てみますと、神西のほうは昭和40年代前半ですか、造ったということで、既に五十数年経過で、飯岡の双葉団地は昭和36年、これも60年近いあれなんですよ。たっています。老朽化が甚だしいのは間違いないんです。

ここでちょっとお聞きしたいのは、家賃は双葉と神西は同等の家賃ですか。分かればお幾

らぐらいだと。

そして、神西のほうですね。取り壊して、今から数年前はたしか取り壊して、一部は分譲というか、民間業者に払い下げたということです。今回1戸残って、それをどのような対応で持っていくのか。

それともう一つは、一番大事なのは、私は低家賃で入れるということは、生活の困窮が第一と。それと、家族がその中で独居、ひとり暮らしですね。両方に対しましてどのくらいいるのかと、あるいは夫婦のみか、それとも子どもが何人いるかと、その辺が分かれば両方の団地の家族構成が分かるんですよね。そういう人も何年かくらいはそのまま、ある程度修理しながら持っていてもらいたいなというのが分かりますもので、分かる範囲内で結構ですので、その辺をちょっとお聞かせください。

○委員長（宮内 保） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鶴之沢 隆） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

それぞれ神西と双葉の家賃はというご質問がありました。

家賃につきましては、入居する方の収入等によって変わってまいりますけれども、神西住宅がだいたい月額で2,500円から4,500円、それと双葉団地は月額1,800円から4,600円ということで今なっております。

それと次のご質問で、今後どのようにしていくのかと、どのように考えているのかというご質問でした。

神西住宅につきましては、用途廃止後2棟11戸を取り壊す予定となっております。これによりまして、南北、道路で分けられております3列ぐらい区域があるんですけれども、そのうちの東側の2列分ぐらいがきれいになります。ある程度まとまった面積、だいたい4,300平米程度になるんですけれども、それが空き地となります。

その一方で、一番西側の区域2,700平米ぐらい残るんですが、ここには建物が1棟、長屋形式で6戸で1棟だけ残る格好になりますので、この区域を含めて全体がきれいになってから売却するかどうか、あるいは今回ある程度きれいになった東側の2列分だけ4,300平米程度を売却するのかということにつきまして、土地の利用価値、これを十分考えさせていただいて、売却の区域割とか、時期については庁内の関係課を交えて検討していきたいというふうに考えております。

双葉団地のほうです。双葉団地につきましては、まだ今回の用途廃止が終わって解体して

も、40 戸以上まだ入居者がいる状況ですので、今後は同様の用途廃止によってある程度まとまった面積の空き地が確保できるようになった段階で、売却等を含めた有効利用についてはまた検討していきたいというふうに思います。

それと、現在の入居者の状況ですね。家族構成とか、独居なのかとか、そういう概略ですけども、神西住宅のほうは、今残っている6戸1棟の中で、4戸は現在政策空き家として空き家になっております。実際入っていらっしゃるの2戸で、1戸は80代の女性、それからもう1戸は70代の女性と40代の息子という形になっております。

双葉団地のほうですけども、現在管理しているのは43戸で、政策空き家がそのうち2戸ございますから41戸に人が入っているという状況です。41戸のうち独居は19戸、それで年齢はだいたい50代から80歳代という幅になっております。それと、夫婦で入っていらっしゃる方が6戸、これは年齢は主に70歳代という状況です。その他、残りの家族による入居が16戸というふうな形で双葉団地のほうは状況になっております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 平野委員。

○委員（平野忠作） 今、課長のほうからご説明ありました。

やはりこれは高齢化、それでその皆さんが働けなくて、収入がないから安いところにいるというのが浮き彫りになっているのかなということで、旭で考えた場合は、どういうわけか知らないけれども、アパート、マンションばかりばんばんいまだにどのくらい入ったか分からないけれども、新築が毎年のように建っているというのが現状なわけなんですけれども、このように生活弱者と申し上げませんが、こういう皆さんのためにも、やはりある程度の市営住宅は確保してあげなくてはいけないのかなと、このように思っています。

だいたいよく説明を受けたので、この件に関してはよく分かりました。ありがとうございました。

○委員長（宮内 保） 答弁は。

○委員（平野忠作） 全て出ているからよろしいと思いますよ。ありがとう。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

高木委員。

○委員（高木 寛） それでは、私のほうから条例直接ということじゃないんですけども、

11 から6戸に改正されると。それで、先ほどいろいろ説明ありまして、老朽化して取り壊

しと。

私の聞きたいのは、今6が残っていると。これが同じように老朽化は当然していると思うので、それがもし地震で危険な状態になるとかということであれば、市の住宅として補償とか、そういうのは当然必要だと思うんですけども、その辺の措置なんていうのは、直接はどういうふうになるんでしょうか。

同様に 43 残る双葉もそのように老朽化していると思うんで、そういう災害のときの対応といたしますか、住居者本人の責任になるのか、市営住宅なので市の責任になるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 現在残っているのはだいぶ老朽化しているけれども、そういうので事故、災害とかあったときの補償というお話ですけども、特に補償につきましては市のほうで、建物について老朽化しているというのは、入居者の方も十分ご存知だと思います。状況によるとは思うんですけども、基本的には災害によるものをどの程度まで市で補償できるのかというのは、現状その状況が予想つきませんので、お答えは難しいのかなというふうに思います。

災害時ですけども、例えば台風とかで、だいぶ老朽化しているので壊れるというようなことがあるのかなというのは、実際あると思います。そういう場合には、老朽化している部分で壊れるのが確認できれば、そういうのは市のほうで危険がないように補修はかけていきたいと。事前の補修なんかも考えてはおりますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 12 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 13 号について補足説明がありましたらお願いします。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 議案第 13 号につきましては、本会議において補足説明申し上げたとおりとなります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 13 号について質疑がありましたらお願いします。

高木委員。

○委員（高木 寛） それでは、私のほうから現在構成している市と町、私ちょっと勉強不足で把握していなかったもので、構成している市、それぞれの選ばれている議員といたしますか、その辺の人数、数を教えていただければありがたいですが。

○委員長（宮内 保） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） まず、構成団体ですが、旭市、銚子市、それから東庄町となります。

それで、議員の数ですが、各構成団体から首長、それと議長ということになります。そのうちの首長の中から1名が企業長ということになります。ですから、議員としては5名ということになります。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 水道課長にこういう質問して申し訳ないんですけども、この条例の改正の目的を、何で5人から8人にしたのかというところをお聞かせ願えればと思います。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 今申し上げたとおり、各首長、それと議長ということで構成団体から2名ずつ出ております。今現在ですが。これで首長の1名が企業長となりますので、その構成団体のほうが議員1名ということになってしまいます。ですから、この辺を考慮して、もう1名ということだと思います。

また、今回の場合は首長が指名した議員、それと副市長ということになります。これらの方が4年以上継続して審議にかかわっていただけるということで、より一層よいものとなるという方向づけがあったのかと思っております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） もう1回だけ聞いていいですか。

各市の出資状況、パーセンテージ。じゃ、それは後でまた資料を皆さんに渡してやってください。

去年、私1年間これ行かせていただいたんですけども、来年の4月から新しいここに議

員、多分、市長と副市長が同時に行くことはないんだろうと思うんだけど。だから、こちらにいるここから誰か知りませんが、どなたか議員が2人行くんだろうと思うんですよ。

今まで正直言って、これは私の報告として聞いてもらいたいんですけども、今まで議長が充て職で非常に忙しい中、大して議案も見ると余裕もない中で見て、ぱぱぱっと決めて、いや応なしなんです。だから、大して議論もしないで、要するに企業長とそれから総務課、公団の執行サイドとすればやりやすいでしょうけれども、かなり30億円近いお金が10年以上も滞っている。こんなもったいないです。誰も何も言う人がいないということなので、それで議長は忙しい中で一人では大変だろうから、もう一人くらい専属の議員がいたほうがいいんじゃないかと私申し上げたんですよ。

市長はそれ言ってくれたんだろうと思いますけれども、併せて企業長、任期4年と書いてあるんです。これ後で規約を事務局、皆さんに配っておいてくださいよ。企業長、任期4年なんですけれども、ずっと銚子市なんです。総務課長もずっと銚子市。だから、企業長だって、要するに旭に持ってこいということじゃなくて、銚子、旭、東庄と要するに輪番制、これは市長もそういう話に納得していただいたと思うんですけども、そうなれるように、そうすることが健全だと思うので、そういった意味ではこれは一歩前進。企業長の任期は4年と書いてありますから、これも4年ごとに交代してもらってと思うんですよ。

ですから、これからどなたか議員、もちろん議長は出ていくわけですけども、そのほかに副市長、行かないでしょう。多分だからそうするとほかの議員が行くので、その辺のところをできれば活性化、透明化をしてほしいなと思っているんですよ。一歩前進で、私は大賛成です。ご苦労さまです。

ただ、あと資料、規約と出資状況の資料を委員の皆さんに配ってほしい。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 出資状況ということ、負担割合ということで構わないでしょうか。

（発言する人あり）

○水道課長（加瀬宏之） 各構成団体の負担割合。当初、負担割合を定めたときには、銚子が36.3%、当市が48.4%、東庄町が15.3%となっております。

それと、企業長の件ですか。

（発言する人あり）

○水道課長（加瀬宏之） これにつきましては、私のほうではありませんので、議会を通してそのようなご意見を、またこちらからこういう意見があったというのは、企業団のほうには私のほうからご報告しておきます。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 13 号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮内 保） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任お願いしたいと思っておりますが、これにご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(宮内 保) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(宮内 保) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

商工観光課長。

○商工観光課長(小林敦巳) それでは、商工観光課のほうから、恋する灯台の認定についてご報告申し上げます。

商工観光課の資料をお持ちいただけますでしょうか。

こちらにつきましては、市長の政務報告にもありましたが、飯岡灯台が恋する灯台に、また旭市が恋する灯台のまちに認定され、8月14日にこの認定証の授与を受けましたので、報告いたします。

こちらにご用意しました資料は、1ページから3ページまでがプレスリリースした際の資料でございます。

一番最後の4ページ、これが認定証でございます。認定日は6月19日となっておりますが、実際、授与いただいたのは8月14日でございます。

この認定は、日本財団と一般社団法人日本ロマンス協会が灯台をロマンスの聖地と位置づけて地域観光資源とし、再価値化する取り組みでございます。現在、全国で42基の灯台が認定されており、千葉県内では飯岡灯台が初めての認定となります。

この認定を受けまして、今後の取り組みといたしまして、飯岡灯台を恋する灯台とし、市内外にPRしてまいります。具体的には、恋する灯台プロジェクト運営事務局においては、恋する灯台の観光リーフレットの作成、それからウェブサイトでの紹介、それと11月1日の灯台の日を記念したキャンペーンが予定されております。

商工観光課としましては、恋する灯台、恋する灯台のまちを、これから予定されております観光商談会等におきまして、大手の旅行会社に積極的に売り込みを行ってまいりたいと

思います。また、近隣市町を含めた婚活の担当部署等に婚活イベントにぜひこの灯台を利用していただきたいという働きかけを行っていきたくと思います。それから、市内のイベント実行団体に対しましても、この灯台を絡めたイベントの開催等を働きかけてまいりたいと思います。さらに、今年度は間に合いませんでしたが、次年度の夏季観光に向けて、これらを積極的にPRしていきたくと考えております。

商工観光課からは以上でございます。

○委員長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農水産課から株式会社千葉県食肉公社の第 23 期事業報告及び第 24 期事業計画について報告をさせていただきます。

資料は右上に農水産課というふうに記入されました食肉公社の書類のほうをご用意いただきたいと思います。

初めに、建設経済常任委員会での報告の経緯につきましてご説明を申し上げます。

株式会社千葉県食肉公社は旭市が出資をしている法人であり、日本政策金融公庫からの借入金に対する損失補償を旭市が行っているため、地方自治法の規定に基づき平成 27 年度までは毎年 9 月の定例議会で経営状況を報告しておりましたが、借入金の返済が進み、旭市が損失補償する額が公社の資本金 7 億 2,000 万円の 2 分の 1 未満となりまして、平成 28 年度より議会への報告義務がなくなりましたが、本委員会において経営状況のご報告を申し上げているところでございます。

それでは、お手元の資料の 1 ページをご覧くださいと思います。

ローマ数字の I の事業報告になります。

平成 29 年度の屠畜数は、大動物の牛が 1 万 4,275 頭で、前年より 17 頭減少し、前年比 99.9%になっております。

なお、近年における全国的な繁殖農家、酪農家の減少により肉用牛の元蓄となる市場に出荷される子牛が減少しているとのことでございます。

小動物の豚は 43 万 1,027 頭で、前年より 7,023 頭増加し、前年比 101.7%でございます。この増加の理由は、1 日当たりの最大屠畜数を増やしたことにより増加したとのことでございます。

枝肉販売実績は、牛が 3,647 頭で、前年より 151 頭増加し、前年比 104.3%です。豚は 19 万 2,151 頭で、前年より 1,883 頭増加し、前年比 101.0%となっております。

次に、II の貸借対照表は説明を省略させていただきます、収支につきまして、III の損益

計算書によりご説明いたします。

2ページをご覧ください。

一番最初の収入となります売上金の合計は114億1,022万2,000円で、これから費用となります売上原価を差し引きますと、中段にありますように、売上総利益金額は3億1,829万7,000円となります。これから販売費と一般管理費を差し引いた営業利益は6,944万円で、一番下にあります税引き後の当期純利益は3,423万2,000円となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

こちらIVの第24期事業計画になります。

(1)の屠畜数計画ですが、平成30年度計画は牛が1万3,200頭、豚は43万頭になります。前年の計画頭数の記載がありませんが、前年並みの頭数に設定されております。

次に、(2)の販売頭数計画になりますが、こちらは平成30年度の計画は、牛の枝肉が2,540頭、豚の枝肉は19万2,000頭になります。こちらも前年度計画販売頭数の記載はございませんが、ほぼ前年並みの設定となっているところでございます。

それでは、4ページをご覧くださいと思います。

平成30年度の収支計画で、本年度も効率的な経営と一般管理費の削減等に努めることといたしまして、表の一番下にありますように、当期純利益を2,567万7,000円と見込んでいるところでございます。

なお、市が行っている損失補償に係る借入金は当初32億6,600万円でしたが、平成29年度までに32億1,427万円余りの元金を返済し、計画どおり着実に償還されているところでございます。

その結果、平成30年3月31日現在、借入金の元金は5,172万円余りとなっております。借入金の最終返済期日は本年9月20日の返済をもって全て終了する予定でございます。

以上で、株式会社千葉県食肉公社の第23期事業報告書及び第24期事業計画書についての報告を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の報告は終わりました。

ここで私より委員各位にお願いがあります。

ただいま報告がありました千葉県食肉公社第23期事業報告及び24期事業計画については、担当課長より説明がありましたとおり、議会への報告義務はございません。しかしながら、担当課長から私のほうに所管の委員会ですので、説明させていただきたいとの申し出がありましたので、報告をさせていただきました。質問はなしということでお願いいたします。

それでは、商工観光課の報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いします。
平野委員。

○委員（平野忠作） 商工観光課のほうに何点かお聞きしたいと思います。

それは、今年の夏が例年になく入梅明けが早かった。その代わりに8月に台風がたしか8個ですか、毎週のように襲来したという中で、一番私が今心配しているのは、去年の夏季観光と今年台風があのように異常なああいうときに襲来した中で、入り込み数はどのくらいの差があったのかなと、それがまず1点ですね。

同じく市民プールのほうも夏ですので、前年度、今年度ですね。やはり変わりがあったのか、ないのかということをお聞きします。

それでもう1点、私、今年見に行けなかったんですけども、砂の彫刻ですね、会期の設定が約1週間くらいということで、たしか6月のこの常任委員会の中で、もうちょっと延ばしたほうがいいんじゃないかということで、いろいろ情報を聞きますと、かなりの人手があったというようなことでございます。

この砂の彫刻は、今から6年くらい前ですか、たしかこの旭が東日本大震災に見舞われまして、復興の力になるということで、たしか砂の彫刻が当時ふるさと大賞と。全国で観光イベントのナンバー2の賞を私はいただいた、そういう思いがあるんですよ。ですから、この砂の彫刻はもうちょっと期間の延長といいますか、実行委員会があるわけなんです。それで皆さんがどう考えているか分かりませんが、これから飯岡海岸、旭の夏の観光を売り込むには、やはり前にやったように、もうちょっと期間の延長というのが、これからじわじわと市民の皆さん、あるいは市外からも要望が私は来ると思いますので、その辺も実行委員会と考えながら、これから旭のもっともっとそれを売り込むんだと。

たしか関東地方で砂の彫刻をやっているのは、この旭と、たしか茨城県の日立の河原子海岸ですか、たしか、二、三か所しかないように思われますので、これから旭をPRするのにこの恋する灯台とともに、また新しい旭を見つけてください。その辺について答弁がありましたらよろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 平野委員、所管の事項の報告とは若干それますが、ただいまの質問に対し回答できるようであればお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、夏の入り込み状況ということでよろしいでしょうか。まず、海水浴場のほうでございます。矢指、それから飯岡、両方合わせまして2万6,658

人、前年度比でプラス 67 人でございます。

それから、プールが今年は 7,716 人で、前年比プラス 1,072 人でございました。

先ほど委員のほうからお話がありましたが、今年は台風がちょうどイベント日の 2 週にわたりました直撃ということで、イベント自体はなかなか厳しい入り込みでございましたが、この施設の関係につきましても、だいぶ前半はすごく暑くてということで、水といたしますか、海水浴場とプールは、海水浴場は前年並みでございました。波の影響がございます。ただ、プールのほうは去年より 1,000 人ほど多かったと。たしか去年は後半が天気あまりよくなかったというのがあったと思いますが、今年は台風には見舞われましたが、プールのほうはプラスになったということでございます。

それから、砂の彫刻の入り込みでよろしいでしょうか。

砂の彫刻の入り込みは、実行委員会のほうから連絡を受けまして、今年は 5 万 1,120 人、昨年より 3 万 1,120 人増えたということでございます。

確かに 1 週間ほどの期間で、だいぶ短かったんですが、開催場所、今年は飯岡の海岸でありました。飯岡の海岸は非常に海岸道路沿いにあるということで、比較的立ち寄りやすい、今年は無料だということもありました。それで、立地上等の利点もあったと思います。また、実行委員会の皆さんも、会長も替わったということで、PR 活動のほうもだいぶなされたと思いますので、その辺の努力の結果じゃないかなと思います。

それと、次年度に向けてということでございましょうか。せっかくこれだけの人数が集まるイベントでございます。また、実行委員会のほうからお話もあると思いますが、ぜひまた継続して、期間も長くできるようになればいいなとは思っております。それはまた実行委員会のほうとお話し合いをしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 平野委員。

○委員（平野忠作） 今、数字を見ますと、入り込み数で 3 万 1,120 人ですか、大幅なプラスなんですね。ですから、旭でも夏の大きなイベント、たしか Y O U ・遊花火、七夕、決まっています。ですから、もう一つを育てるのには、砂の彫刻が一番だと思うんですよ。そういうわけで、6 年前にはふるさとイベント大賞という国のお墨つきのあれをいただいているわけなんです。ですから、知名度というのは上がっていますから、これをもう一つの夏の核のイベント、さっき課長が言いましたけれども、交通の便がいいんですよ。あそこを通っているだけでも分かるわけなんです。飯岡海岸は少しずつ海岸線が広がってい

るといふか、伸びていますよね。だから、いい条件が生み出される。しかも、恋する灯台が今度はプラスになるということで、飯岡には追い風が吹いているなど、このように私は思っていますが、その追い風を利用しない手はないわけですから、これから課長も実行委員会のほうにも顔を出しますし、そういう追い風が吹いてきたよと、飯岡は。もっと来客も来ますよと。そうしますと、大勢の人が来てくれれば近隣の飲食店ですか、いろんなものを、あれもやはり栄えていくのかなと、このように期待しているわけなんです。

もう1点その中で、いいおか潮騒の宿ですね。これは民間企業の。大家は旭市なんですけれども、情報として入り込み数はそんなにデータを示すつもりがなかったようでしょうか。分かる範囲内で結構ですので、その辺をお知らせください。

○委員長（宮内 保） ただいまの平野委員の、所管事項の報告とは若干またそれですけれども、平野委員の質問に対し回答ができるのであればお願いします。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、潮騒ホテルのほうでございましょうか。夏ということで、各いろんなところに今年の状況はどうだったかということを探ねております。

宿泊人数だけ聞いておりますので、この夏、7月、8月合わせまして、宿泊数は2,604名と聞いております。前年比ですと59名。これはやはり夏休み期間は潮騒ホテルも満館になるそうでございます。7月、8月はやはり書き入れどきで、例年人数が多いということ伺っております。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） ほかにございせんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） この恋する灯台プロジェクトという話なんですけれども、たしか今年には私も全然知らなかったんですが、YOU・遊フェスティバルより一、二週間早く灯台でステージを組んで何かやっていたんですよね。終わってから、市民からもっと予算をつけてやってくれないかという話をもらって、ただそのとき知らなかったんですけれども、これは市は、商工観光課は何か関係していたんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それはフラダンスのイベントじゃないでしょうか。

この恋する灯台の認定につきましては、特に旭市が手を挙げたということはありません。

これは、この審査をしている委員の中に千葉テレビの方がいらっしゃいまして、千葉テレビの関係の方、旭市のほうのイベント関係でお世話になっている方でございます。この方がたまたまこの恋する灯台の審査の委員だったということで、前年の花火の映画関係とかで灯台が有名になったということで、千葉テレビの方が一押ししてくれたといえますか、その辺の働きかけもあったということは聞いております。

実はその方から受かったということを知ったところでございますので、特に旭市のほうが手を挙げたということではございません。今後PRしていきたいと思っております。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） そういう意味で私ども知らなくて、地元の方のほうから先に話をもらったので、今、平野委員もおっしゃいましたけれども、追い風が吹いているわけなので、そういった意味でこれをどんどん利用して、どんどん観光客を招き入れる。先ほどお話ありましたけれども、来年度はということでお話ありましたけれども、ある程度予算の裏づけを持ってやっていただけるということによろしいですかね。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） 今年は予算が、急にこれ選ばれたということで、予算は計上しておりませんが、できる限りのPR、もう既にPR関係は実施しております。来年度に向けましては、また今後検討しまして、せっかく選ばれましたので、予算等も検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（宮内 保） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 宮 内 保

文教福祉常任委員会

平成30年9月20日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第14号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

出席委員（7名）

委員長	飯嶋正利	副委員長	高橋秀典
委員	木内欽市	委員	景山岩三郎
委員	向後悦世	委員	伊藤房代
委員	有田恵子		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 島田和雄

説明のため出席した者（22名）

教育長	諸持耕太郎	環境課長	井上保巳
保険年金課長	遠藤茂樹	健康管理課長	木内喜久子
社会福祉課長	角田和夫	子育て支援課長	小橋静枝
高齢者福祉課長	浪川恭房	庶務課長	栗田茂
学校教育課長	佐瀬史恵	生涯学習課長	高安一範
体育振興課長	花澤義広	その他担当職員	10名

事務局職員出席者

事務局長

大 矢 淳

事務局次長

池 田 勝 紀

副主幹

黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（飯嶋正利） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

朝晩めっきり涼しくなり、そろそろ秋本番、季節の変わり目、委員の皆様、また執行部の皆様には体にしっかり気をつけていただいて、頑張っていたきたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、島田議長にご出席いただいております。ご挨拶をお願いいたします。

島田議長。

○議長（島田和雄） 皆さん、おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、一般会計補正予算を含む2議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（諸持耕太郎） 皆さん、おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で2議案ございます。まず、予算関係で1議案、議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、また、もう一議案は議案第14号、和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ可決くださいますようお願い申し上げます、ご挨拶

撓といたします。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（飯嶋正利） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月6日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、和解及び損害賠償の額を定めることについての2議案でございます。

初めに、第9号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち保険年金課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページを開きください。

歳入になります。19款5項5目、説明欄1の市有物件損害保険金151万3,000円は、物損事故の損害保険金として全国市有物件災害共済会より支払われるものでございます。

次に、9ページ、歳出の下段になります。

3款1項3目、説明欄1の国民年金事務費151万3,000円は、歳入される保険金を、議案第14号で議決を求めます損害賠償金として支出するものでございます。

また、この内容につきましては、本会議で申し上げたとおりでございますので、省略させていただきます。

以上で、議案第9号、保険年金課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いいします。

○委員長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

初めに、歳出についてご説明いたします。

補正予算書の10ページをお開きください。

3款2項3目生活支援費、説明欄1の地域密着型サービス拠点等整備事業519万1,000円でございますが、本事業は平成29年度からの繰越事業でありまして、旭市民が優先的に入

所できる定員 29 人までの小規模特別養護老人ホームの円滑な開所のために必要となる人件費や備品購入費などの開設準備経費の一部について、全額県の交付金を活用して補助するものでございます。

具体的な補正内容でございますが、国の地域医療介護総合確保基金管理運営要領が改正され、施設開設準備経費等支援事業交付金の配分基礎単価が引き上げられたことを受けまして、県の要綱が改正されました。この改正によりまして、県の基礎単価は定員 1 人当たり 62 万 1,000 円だったものが、今回の改正で 1 人当たり 80 万円となり、この差し引きとなりますが、引き上げ額は 17 万 9,000 円で、これに定員数の 29 人を乗じまして 519 万 1,000 円の補正をお願いするものであります。

また、設置及び運営主体は社会福祉法人旭福社会で、施設の開設時期は平成 31 年 3 月末を予定しております。

次に、この事業の歳入につきましてご説明いたします。

補正予算書、少し戻りまして 7 ページをお開きください。

14 款 2 項 2 目民生費県補助金、説明欄 1、介護施設等整備事業交付金 519 万 1,000 円でございますが、これは歳出でご説明したとおり、全額が交付金として県から交付されるものでございます。

以上で、議案第 9 号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算第 2 号の議決について、庶務課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 10 ページをお開きください。

歳出になります。10 款 2 項 1 目、説明欄 1 の小学校移設改修事業 1,145 万 7,000 円ですが、6 月に実施しました公共施設を対象としたコンクリートブロック塀等の調査により、学校施設において現行基準で不適合と判断した琴田小、干潟小、富浦小、矢指小、滝郷小、嚶鳴小、三川小、飯岡小のプールブロック塀 8 か所の改修工事を実施するため、補正でお願いするものであります。

続いて、11 ページをご覧ください。

10 款 3 項 1 目、説明欄 1 の中学校移設改修事業 129 万 8,000 につきましても、小学校と同様で、第一中のプールブロック塀 1 か所の改修工事を実施するため、補正でお願いするものであります。

プールブロック塀につきましては、小・中学校いずれも児童・生徒に危険のないよう、調査時点からバリケードの設置等をしております。来年度のプール使用に支障のないよう、年度内の工事完了を目指しております。

以上で、議案第9号、庶務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算第2号の議決について、学校教育課所管の補足説明を申し上げます。

まず、予算書の7ページをお願いします。

今回の補正でございますが、千葉県が進めておりますオリンピック・パラリンピックを題材にした教育、オリパラ教育に伴いまして、オリンピック・パラリンピック教育推進校に旭第二中学校が指定されたことから、補正をお願いするものでございます。

第二中学校では、オリパラ教育として、スポーツに対する関心を高めるため、オリンピック等の著名人による講演会、オリパラの競技種目の体験、また美化活動を実施しボランティア活動の意義についての学習、さらに福祉施設でのボランティア体験や病院等での吹奏楽の発表を通して、ハンディのある人や高齢者等、他者への理解を深めるための学習を予定しております。

それでは、7ページ、初めに歳入でございます。

14 款県支出金、3 項委託金、4 目教育費委託金で、説明欄1、オリンピック・パラリンピック教育推進事業費委託金として10万円でございます。

続きまして、11ページをお願いします。

歳出でございます。10 款教育費、3 項中学校費、2 目教育振興費で、説明欄1の中学校教育振興費で、歳入と同額の10万円、財源は全額県支出金でございます。

歳出の内訳でございますが、初めに報償費5万円で、報償金として講師謝金を予定しております。さらに、旅費6,000円で、費用弁償として講師の旅費を見込んでおります。続いて、需用費4万4,000円で、消耗品費として草花のプランター代等を予定しております。

以上で、議案第9号、所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） おはようございます。

一般質問でもあったところではありますけども、危険なブロック塀への各学校での対応ということについてであります。本日、委員会としても視察の予定を組んでおります。

そんな中で、一般質問で出たところではありますけども、ここまで対応されている学校の保護者からは、非常に早い対応であったと感心するような声も非常に聞こえておまして、感謝するものでありますけども、時系列で今回の流れを整理してお聞かせいただければというのと、あと現状の完了している状況と今後の予定について、もう一度整理してお伺いしたいと思います。

それと、もし分かっていたら結構なんですけども、教育振興費のほうでオリンピックを呼んでということでもありますけども、どんな方をというのがもし現状で出ているようでしたら、お聞かせ願えればと思います。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典委員の質疑に対して、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 現在までのブロック塀対策の時系列的なものということでございまして、まず今回のブロック塀対策につきましては、平成 30 年 6 月 18 日の 7 時 58 分の大阪北部地震、6 弱の大阪高槻市の小学校のプールの外壁が倒壊したことから、6 月 18 日の菅官房長官がブロック塀の点検を関係省庁に指示したというところから始まりました。その報道を受けまして、旭市教育委員会庶務課といたしまして、市内の学校 20 校に対しまして、県から通知が来ましたので点検をお願いしたいということで、まずは点検のほうを依頼しました。

その後、旭市内部の点検ということで総務課のほうから依頼がございまして、それを再度、今度は市の職員が各学校を回りまして、ブロック塀の点検をいたしました。すみません、総務課からは 6 月 25 日に、ブロック塀の安全点検をするようにということで指示がございました。それを受けまして、庶務課のほうでは各学校を回りまして、プールの点検をいたしました次第でございます。

7 月 10 日に、その結果を総務課のほうから報道、対応ということでお知らせし、また各議員にもその第一報ということで一覧を流させていただいたところでございます。

庶務課といたしましては、発見した、点検が終わりました 6 月 28 日に、プール施設がちょうど夏季のプールの使用の時期だったものですから、すぐ対象の校長先生をお願いをしまして、こういうことで一時的なプールの中止のお願いをしまして、すぐ 6 月 29 日から

応急対応を開始したところをごさいます、早いところは1日、2日で危険箇所のバリアケードと出入り口の確保、遅いところは、やはり材料の手配とかで2週間ほどかかりまして、プールのほうの出入り口の確保をしたところをごさいます。プール以外のブロック塀の対応ということで、そちらにつきましては、通常の維持補修費がごさいますので、そちらにつきまして発注いたしまして、プール以外のブロック塀につきましては、現在もう全て完了している状況をごさいます。

今後の予定といたしまして、プールにつきましては、今回の補正予算でお願いしたところをごさいます、議会終了後に速やかに設置することによりまして、どんなに遅くとも年度内には終わるというところをごさいます、来年度のプールの使用には支障のないように対応していきたいというふうに考えております。

以上をごさいます。

○委員長（飯嶋正利） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） オリンピアン等の著名人による講演会はどなたを予定しているかのご質問ですが、現在のところ、日本卓球協会の強化本部長であります宮崎義仁氏を予定してごさいます。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はごさいますか。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 7ページをごさいます、15 款財産収入のところ、道の駅施設貸付料……

○委員長（飯嶋正利） 有田委員、所管事項ではないので。

○委員（有田恵子） 駄目なんですか。

○委員長（飯嶋正利） じゃ、その他で。

（発言する人あり）

○委員長（飯嶋正利） 駄目です。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ただいまご説明がありましたブロック塀、10 ページですか、小学校8校とありましたが、おおよそ、ざっくりで結構ですが、琴田小から、だいたい幾らぐらいか教えてください。

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員の質疑に対して、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 各学校の金額ということでよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○庶務課長（栗田 茂） 端数は切らせていただきます。

（発言する人あり）

○庶務課長（栗田 茂） 琴田小学校 110 万円、干潟小 120 万円、豊畑小 140 万円、矢指小 300 万円、滝郷小 100 万円、嚶鳴小 120 万円、三川小 80 万円、飯岡小 130 万円でございます。

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ありがとうございます。

先ほど学校以外のをやったと言いましたね。参考までに、旧海上中の跡地、分かりますかね。あれはブロックを全部撤去しましたね。撤去した場合の費用は幾らぐらいか。

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員の再質疑に対して、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） すみません。まず、先ほどの答弁のところで、すみません、私、1 か所間違えました。富浦小学校を豊畑小学校と読み違えてしまいました。もう一度説明いたします。富浦小学校が 140 万円でございます。

それと、旧海上中のブロック塀の所につきましては、申し訳ありません、うちのほうが今現在所管でございませんで、行政改革推進課のほうで担当しておりまして、向こうの費用は、すみません、私のほうで分かりかねます。

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 所管が違うといっても、だから、私はブロックをこれだけのお金をかけて直すなら、かえって撤去しちゃってフェンスのほうが、安いか高いか分かりませんが、将来的なことを考えてという質問なんです。ですから、そういうことも必要なんじゃないですか。皆さん方は、またこのブロック、いずれまた撤去するわけですよ。だから、それであれば。

あれは違いますか。昔は小学校の中で犯罪か何かあって、ブロック塀を全部撤去しろという通達が出ましたね。ブロックが高過ぎて駄目だ、見通しが悪いと。だから、県立旭農なんかも全部ブロックを撤去しましたでしょう。そういう通達も出ていた時期もあるんですよ。ブロックで囲うのはまずい、見通しが悪からまずいと。そういうものが出ているの

で、費用が大して変わらないのであれば、私は全部、発注しちゃったからしょうがないけど、フェンスにしちゃうというのも一つの手じゃないのかなというような考えでの質問なんです。大金をかけてブロックをやって、またどうなのかなという気がしたので、それで聞いてみたんですよ。そういった感覚も、ある程度必要なんじゃないですか。

海上中が幾らか全然分からないって。関連はしていますよ。そこらは、例えばあれを撤去してフェンスにして幾らかかったのかな、ブロックを補強したのとどちらが安くていいのかなというのも、ある程度考えていただきたいなと思っての質問であります。分からなかったら後日でも結構ですが、教育長、分かりませんか、その辺は。

(発言する人あり)

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） すみません。今、私のほうで、費用ということでしたので、費用しか答えておりませんでした。

プールのブロック塀につきましては、ブロック部分を撤去して、ネットフェンスまたは、道路沿いで子どもたちがプールに入るところを外からのぞかれたら困るような部分につきましては、目隠しのフェンスをやる予定でございます。

○委員長（飯嶋正利） 教育長。

○教育長（諸持耕太郎） お答えになるかどうか分かりませんが、私が知っている範囲の情報を提供いたします。

旧海上中跡地の通りと、それから一部ですけども、やはり旧飯岡中の正門の角、それから同じく干潟中のほうの旧給食センターがあった所、そこが関連施設だったんですけども、それも併せて市としての対応で、すぐ同じようにやっていただきました。

その細かい金額等は、私も把握しておりませんでした。大変申し訳ありません。

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 私ら素人が見ても、例えば海上中のあれを撤去して幾らぐらいかかったのかなと思うんですよ。幾らぐらいかかったのかなと。これから学校も行きますが、滝郷小を今やっていますが、これは一体幾らぐらいかかるのかなと。私らでさえ、そういう考えが出るんですけども、皆さん方から全然それが出ないというのは、私は残念であります。一応市政全般ですから、担当が違おうと、だれが違おうと、例えは悪いですが、例えば市長であろうと、副市長であろうと、これは幾らぐらいかかるのかなぐらいは、ざっくりぐ

らいは分かってほしいなと要望しておきます。答弁は結構です。いいですよ。

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員の再質疑に対して、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） すみません。今いただきまして、旧海上中が 88 万円、飯岡中の部分につきましては 20 万円ということで確認ができました。

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 海上中があんなに広い所で八十何万円でできるなら、何で小さい所が 200 万円、300 万円、ちょっと疑問なんですよ。ですから、発注して終わったやつもあるのですね。海上中なんか、いいと思っていますよ。すごく見通しがよくなってね。今までのブロックで囲んであるより、ずっとよくて、フェンスもいいなと思ったので、質問させていただきました。よろしくお願ひします。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 質疑がないようですので、議案第 9 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 14 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 本件につきましては、本会議並びに先ほどご説明申し上げたとおりでございますので、それに加えての補足説明はございませんので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 14 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） これは、保険で全額落ちたということによろしいですか。

（発言する人あり）

○委員（有田恵子） 具体的に、どのような事故だったんでしょうかね。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 本会議でも申し上げましたけれども、再度同じような回答になるかと思いますが、時系列で申し上げますと、まず 7 月 9 日午前 8 時 5 分ごろ、郵便物を発送するために公用車を借り上げて、まず保険年金課の職員が市役所を出発しました。

午前8時20分ころ、干潟郵便局へ進入する際、干潟中方面の坂の交差点を上から左折して直進してくる大網白里市在住の方が運転する車両を見落とし、右折したため、衝突し、破損させてしまいました。

相手方にけががないということを確認し、8時25分ごろ警察署のほうへ連絡、それと同時に所属の保険年金課のほうへ連絡しております。あとは、警察官到着後には現況を確認しまして、郵便局のほうの駐車場に車を移動しまして、郵便物につきましては、他の職員が受け取って干潟郵便局への発送のほうをお願いしております。

今回の賠償額は、相手方の修理費及びレッカー代の金額と事故の責任割合が確定したことによるものでございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） すみませんね、細かいことを聞いて。8時5分は勤務前ですか。
(発言する人あり)

○委員（有田恵子） 前ですよ。公用車を使って。
(発言する人あり)

○委員（有田恵子） こういうのはどうなんですか、何課の、この職員との責任で……。どこの課で、どなたがとかいうようなことを分かる範囲で教えてください。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。
保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 8時5分ということで、勤務時間前ではあったんですが、本人は、運転的にもちょっと自信がないということで、早目に公用車を借りて出発したということなんですが、それが逆にあだになってしまったということかもしれませんけれども、勤務前ではございますが、それに対しての責任といたしますか、一応本人の起こした事故でございまして、責任がどこにあるかという、当然、事故の本人になろうかとは思いますが。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 企業なんかとかはそうなんですけど、会社の、会社というか、公用車ですよ。

(発言する人あり)

○委員（有田恵子） 公用車で事故を起こした場合は、本人が事故を起こしているわけですか

ら。しかも、これは時間外になって、きわどいところですけど、本人の責任と雇い主である市役所の責任という2つの両者の責任が問われてくるわけです。この場合、保険金は市から落としていきますでしょう、完全に。本人の責任のところはどう……。取り立ててもいいんですよ。市から落としているから、その分。責任の割合は、事故を起こした本人からももらえる権利は、市はあるんですよ。その辺は、我々企業なんかをやっていると、そういうことになるんですよ、計算上ね。その辺、市はどうなっていますか。

ごめんなさい。私、分からないから聞いているわけです。責めているわけでも何でもありませんよ。その辺のことは法的にどうなるのかなということをお聞きしたいんですけど。本人には何のあれもないんですか。普通、企業でしたら、あるんです。あるんです、はい。

○委員長（飯嶋正利）　ここでしばらく休憩いたします。

委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩　午前10時31分

再開　午前10時32分

○委員長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹）　まず、責任ということですが、国または公共団体が賠償の責に任じ、職務の執行に当たった公務員は、行政機関としての地位においても、個人としても、被害者に対してその責任を負担するものではないというような判決が出ております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利）　ほかに質疑はありませんか。

景山岩三郎委員。

○委員（景山岩三郎）　すみません。この件に関してではないですけども、市のマークの車があると、相手側が、市があれだとか、そういういちゃもんをつけてくる人が多いから。たちの悪いのが多いんですよ、今、世の中に。顔は笑っても腹が真っ黒い人が多いから、職員の皆さんにはその辺をぜひ十分気をつけてもらいたいと思います。それだけです。

○委員長（飯嶋正利）　答弁はよろしいですか。

○委員（景山岩三郎） はい。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 14 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑が終わりました。

議案の採決

○委員長（飯嶋正利） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 14 号、和解及び損害賠償の額を定めることについて賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（飯嶋正利） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 社会福祉課より1点ご報告させていただきます。

旭市敬老大会についてご報告いたします。

先日、17日の敬老の日、東総文化会館及び海上公民館、いいおかユートピアセンターの3会場において開催いたしまして、合わせて1,388人の高齢者の方々に参加いただきました。また、委員の皆様方には、お忙しい中、お祝いいただき、ありがとうございます。

内容につきましては、文化協会芸能部門等の演芸を主として、保育所児童の遊戯や太鼓の演奏に加えて、旭市観光大使でもあります落語家の桂竹千代さんによる落語も行われました。また、参加者には、昨年同様、パンとお茶をお配りし、閉会まで楽しく過ごしていただいたと考えております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課より、屋内運動場防災機能強化工事について申し上げます。

第二中学校の屋内運動場防災機能強化工事につきましては、天井材等の落下防止と老朽化による改修を目的に、5月に着工し、来年1月の完成を目指して順調に進捗しているところでございます。

なお、干潟小学校につきましては、国の学校施設環境改善交付金が採択されなかったため、やむを得ず工事を延期しておりますが、引き続き国の動向を注視しながら、追加採択があった場合は即時申請ができるように準備を進めております。

以上で、庶務課からの報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがございましたらお願いいたします。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） 敬老大会のほうですけれども、これは後ほど資料ということでも結構なんですけれども、対象者数、ご案内を出している方々に対して、参加人数がどれだけだとかというのを、会場ごとに、できれば、ここ数年の動向でいただけたらと思います。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典委員の質疑に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、敬老大会の対象者数と参加者人数、会場ごとということ、平成 30 年度、今年度行われた東総文化会館につきましては、対象者数が 9,922 人で、出席いただいた方が 809 人でありました。海上公民館は対象者数が 2,211 人で、出席いただいた方が 292 人、いいおかユートピアセンターは対象者数が 2,372 人で、おいでいただいた方が 287 人でした。

昨年以降は、また改めて、すみません。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はありますか。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） これは去年よりも増えたんですか。それで……

（発言する人あり）

○委員（有田恵子） 減ったのですか。減り続けているということなんですか。

（発言する人あり）

○委員（有田恵子） 東総文化と海上、いいおかユートピア、3か所ですかね、分けたのは。

この3か所、いつも思うんですけど、いいおかは、もうばらばらと。これ、一本で何とか、どこか大きいところでできないんですか。こんな3か所、がらがらですよ。

それで、結局、参加者率というのは何%になりますか、正確に。

それと、去年と比べて何人減ったか。パンとジュースがなかったときは、がた減りになりましたでしょう。あのときから増えているんでしょうけども、去年より減っている。その辺の、もうちょっと増やす、来てもらいたかったら、もっと何かいい案を出してやらないと、寂しいですよ、この二百九十何とか、280 とか。桂何とか、落語家の方が来られていいんだけど、あちこち点々と同じことばかり話すわけで、それって1回で済ませられるようにしてあげたほうがいいというようなことで、ばらまき過ぎと違いますか。一本化に絞っていくとかして、あるいはもう、できなかつたら2か所だけとか集中的にやるようなことはできませんか。

ちょっと参加率をお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、参加率なんですけれども、全体で、すみません、お答えをさせていただきます。

平成 30 年度が、今お話しさせてもらったように全部で1万 4,505 人が対象者数で、参加

いただいた方が 1,388 人で 9.6% でした。平成 29 年度、昨年度は対象者数が 1 万 3,915 人で、参加者数が 1,471 人で 10.06% でした。もう一年やりますか、28 年度。

(発言する人あり)

○社会福祉課長（角田和夫） いいですか、人数は。

あと、会場のほうを 1 か所にしたほうがいいかなというお話があったんですけど、これについては、旭市が合併した平成 17 年 9 月に、合併したということを契機に、東総文化会館の 1 会場で開催いたしまして、そのときに、参加者人数なんですけど、対象者数が 1 万 1,404 人のときに 1,100 人ということで、当時としては参加者がだいぶ少なくなったということで、合併する以前は旧市町でそれぞれ行っていましたので、やっぱり旧市町ごとの敬老大会もいいんじゃないかということで、平成 18 年度にまた旧市町ごとに戻しまして、そのときに対象者数が 1 万 1,924 人だったんですけど、参加者数が 2,139 人と、前年と比べて 2 倍ぐらい参加者数が増えまして、やっぱり 1 会場でやるよりは、地域の敬老大会ということで、旧市町ごとに進めたほうがいいんじゃないかというような形で、それ以降、そういう形で今の 3 会場というような形になっております。

参加者の方も、せっかくですので、うちのほうとしてもおいでいただきたいということもありまして、昨年、趣向を変えまして、落語家の桂竹千代さんをお呼びさせていただきました。それ以前は平成 28 年が 1,106 人だったんですけど、昨年は桂竹千代さんの効果もあるんでしょうか、1,471 人ということで、28 年度と 29 年度を比べると 2% 以上の参加者が増えたということもありまして、うちのほうとしても、皆さんに喜ばれる敬老大会にしたいなということで、いろいろ考えているところではあります。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 老人の中で 9.6% って、数でいったら 1 人以下ですよ。

私がお聞きしたいのは、敬老大会はいっぱいの人を呼びたいのか、呼びたくないのか、どっちなんですか。これだと、呼びたくないような感じの上、パンとジュース、そんなことで釣られるのは嫌だと、いっぱい言っていますよ。前、それもくれなかったと頭にきた人は、二度と再び行かないとかいうような話があって、そういうのをまた戻した。戻したから、もうそれで済むかよとかいうような話があって、行かないと決めた人はいっぱいいるんですよ。その辺、執行部として、敬老会というのはいっぱい呼びたいんだという意味があるのかどうか、まず私はお聞きしたかったんです。

9.6%、下がっている。もうやる気はない。やる気がないんだったら、敬老会をやめたほうがいいんじゃないかなと思うぐらいなんですよ。せっかく踊りとか、私も踊ったことがあるんですよ。来てもらえなかったら悲しいですよ、踊る人も、ダンスする人もね。こういう興行のほうに、舞台に立つ人にしたら、やっぱりいっぱい来てもらいたいと逆に思うわけですよ。あれはただでやっていますからね、奉仕で。どっちにも楽しいウイン・ウインの状態をつくっていただきたい。

この 9.6%は、結果的に、こういうのって、もしあれだと、私が執行部でしたら、パンとお茶、そんなのはしませんよ。お弁当をつけますよ。そうしたら、わっと来ます。それぐらいの予算は、例えば 50 万円が 100 万円になったとしても、元気に歩いて、年に 1 回だけ、とにかく走っていこうかという気に老人をならすというほうが、介護保険のほうのお金が減りますよ。その辺のことも考えながら、元気印の老人に動いてもらうということだったら、ここで弁当を出すぐらいでも別に損しないと思いますよ、全体で考えたらね。だから、年に 1 回のことだったら、とにかくそれだけで生きているんだ、病院へ行かないんだというぐらいの考えでやっていただきたいなど。だから、9.6%では、ちょっとやる気が見えないんですけども、いかがですか。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） すみません。初めに、私のほうの先ほどの回答で、平成 29 年度の参加率が、私は 10.06%とお話をしてしまったようなんですけど、10.6%の誤りでした。すみませんでした。

今、開催するんだったらどんな気持ちというお話だったんですけども、うちのほう、開催させてもらう立場としては、せっかくの敬老大会ですので、元気なお年寄りの方、文化会館だとか公民館だとかにおいでいただける方については、やっぱり来て楽しんでもらいたいという気持ちはあります。そういうわけで、先ほどもちょっとお話ししたんですけども、演芸のプログラムのほうを変えたりして、落語家をお願いしたりということで、うちのほうとしても全くしないわけじゃなくて、いろいろ考えて趣向をいろいろ考えているところでもあります。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） ちょっと参考までに申し上げておきますね。

沖縄の話をしてしますよ。沖縄は、こういう老人大会とかイベントとかいうのを、みんな老人を駆り出すんですよ。だから、あそこは元気なんです。あまり保険を使わないんですよ、介護保険とか医療保険とか。だから、これも一つのイベントとするならば、こういうのにやっぱり老人をおだてて出させるように、みんなで引っ張ってくるようにしてあげたほうが、結果的には、予算的には、財政的にはいい結果になるんです。それが沖縄なんです。

ちょっと研究していただきたいなと思います。それだけです。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 今、敬老大会についていろいろお話をいただきました。これについて、私どものほうも敬老大会のときに参加していただいたお年寄りの方にアンケートとかをいただいておりますので、そういうアンケート等の結果もいろいろ検討させていただきまして、よりみんなに参加していただけるような敬老大会にしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 飯 嶋 正 利

総務常任委員会

平成30年9月21日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第10号 旭市道の駅整備基金条例の制定について

議案第11号 旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（7名）

委員長	宮澤芳雄	副委員長	米本弥一郎
委員	高橋利彦	委員	島田和雄
委員	伊藤保	委員	遠藤保明
委員	片桐文夫		

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（23名）

副市長	加瀬正彦	秘書広報課長	伊藤義隆
行政改革推進課長	小倉直志	総務課長	飯島茂
企画政策課長	阿曾博通	財政課長	伊藤憲治
税務課長	石毛春夫	市民生活課長	宮負賢治
会計管理者	松本尚美	消防長	川口和昭
監査委員	伊藤義一		
事務局長			
その他担当職員	12名		

事務局職員出席者

事務局長

大 矢 淳

事務局次長

池 田 勝 紀

副主幹

黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

大変お忙しい中、お集まりをいただきまして大変ご苦労さまです。

まさにスポーツの秋、また文化行事の大変多い季節でもあります。委員の皆さん、また執行部の皆さんにはいろいろな行事に参加、大変ご苦労さまであります。市民の皆さんも十分に満喫をしている時期でもあります。互いに市のために力を合わせて頑張りたいと、そういう委員会にしたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、木内欽市議員、平野忠作議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審議をお願いしております議案でございますが、全部で3議案でございます。内訳はまず、予算関係が1議案、これは議案第9号でございます。平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち総務常任委員会の所管事項でございます。

次に、条例関係が2議案でございます。議案第10号の旭市道の駅整備基金条例の制定について、それと議案第11号の旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

委員の皆様からのご質問に対しましては、簡潔明瞭に答弁いたしますよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。
高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それではその前に、今回、補正予算で債務負担行為ですね、生涯活躍のまちの債務負担行為が出ておまして、この生涯活躍のまちは市長の肝いりでやるわけですが、そんな中で我々も理解できない面がございますので、市長の出席をお願いしたいと思います。皆さんよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） ただいま高橋利彦委員から、本日の委員会に市長の出席を要求する旨の動議が提出されました。委員会への出席説明の要求は、旭市議会委員会条例第 21 条に規定があります。

条文を読み上げますと、第 21 条、委員会は審査または調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員、その他法律に基づく委員会の代表者、もしくは議員並びにその委員、もしくは囑託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。要約しますと、委員会は市長等に対し説明のため出席を求めようとするときは、議長を通じて要求するという規定です。

本日も副市長、担当課長等が出席していますが、これは長い慣習の中で執行機関の出席なくして委員会の審査は進行しない実態にありますので、常時出席することを慣例としています。しかし、市長の出席については、このような事例はありませんので、委員会の意思は採決により決定いたします。

市長の出席を要求する動議を採決いたします。

この動議に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成少数。

よって、市長の出席を要求する動議は否決されました。

ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、旭市道の駅整備基金条例の制定について、議案第11号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（伊藤憲治）** 議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、財政課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

初めに、予算の規模であります。本会議でも申し上げましたとおり、今回の補正額3,500万円を加えた後の予算規模は280億8,100万円で、前年度の同時期と比較しますと7.5%の減となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

18款繰越金について申し上げます。平成29年度決算に基づく繰越金の実質収支額は、議案第1号の決算認定で申し上げましたとおり7億6,580万7,000円となっております。このうち既に当初予算で5億円を、また6月補正で4,390万4,000円を計上しておりまして、今回の補正で2,158万1,000円を追加しますと、補正後の予算額は5億6,548万5,000円となり、差し引き2億32万2,000円を今後の補正財源として留保するものであります。

以上で財政課所管分についての補足説明を終わります。

○**委員長（宮澤芳雄）** 総務課長。

○**総務課長（飯島 茂）** 続きまして、議案第9号、一般会計補正予算の議決についてのうち、総務課の所管事業の補足説明を申し上げさせていただきます。

補正予算書の9ページをご覧くださいと思います。歳出でございます。

2款1項3目文書広報費、説明欄1、文書管理費173万2,000円は消耗品費でございます。文書整理に必要な文書保存箱、段ボール箱を購入するものでございます。文書整理につきましては、新庁舎への移転を前提に本年度から3か年をかけまして、全ての文書を保存文書と不要文書に仕分けるとともに、文書の廃棄や保存文書の梱包作業を行い、新庁舎への文書の集約化と移動の簡素化を図るものでございます。

なお、本年度は海上支所と干潟支所の文書整理を行う予定でございます。

同じく12目諸費の防犯対策事務費210万6,000円につきましては、本会議での議案質疑

でお答えしたところでございますが、主要道路の市境の交差点4か所に新たに街灯防犯カメラを設置するものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決のうち、企画政策課所管の部分について補足説明申し上げます。

補正予算書の4ページをお願いいたします。債務負担行為補正になります。

生涯活躍のまち形成事業費補助金については、本会議、また先日の全員協議会においてもご説明申し上げましたが、今後、事業主体の公募を行うに当たり、募集要項に市からの補助額上限を明示することが必要なため、表に記載のとおり5億円の債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。歳入になります。

15款1項1目、説明欄1の道の駅施設貸付料600万円です。道の駅季楽里あさひは指定管理者として株式会社季楽里あさひを指定して、その管理をお願いしております。開業前には施設の維持管理費と家賃相当額がほぼ同額になると想定しておりましたが、実質の維持管理費が見えてきたことから、今年度よりその差額を市に納付していただいております。

具体的に申し上げますと、家賃相当額が2,100万円、公的面積部分の維持管理費が1,500万円で、その差額が600万円になりましたので、株式会社季楽里あさひから月額50万円を家賃相当額として納付していただいております。

続きまして、15款1項2目、説明欄1の株式会社季楽里あさひ株式配当金61万5,000円になります。季楽里あさひは平成27年10月の開業以来、経営状況は良好で、第3期の純利益は1,639万円となり、本年5月の株主総会において会社設立後初めての株式配当が決議されました。配当の内容ですが、1株当たり1,000円で、旭市の持ち株数は615株ですので、61万5,000円となります。

続きまして、歳出になります。9ページをお願いいたします。

2款1項7目、説明欄1の道の駅整備基金積立金661万5,000円ですが、歳入でご説明いたしました道の駅施設貸付料600万円と株式配当金61万5,000円の全額を基金に積み立てるものです。

以上で議案第9号の企画政策課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それでは、4ページの生涯活躍のまち形成事業補助金、この関係でございしますが、旭市で予定している、3つのタイプがありましたね。その中で旭市はどのタイプを予定しているのか。その中で補助金はどういうふうになるのか、具体的にお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 事業タイプということで、再度ご質問ありましたけれども、先駆タイプ、横展開型タイプ、隘路打開タイプという3つございしますが、旭市のほうで今認定をいただいているものは、横展開という形で認定をいただいております。

これにつきましては、補助金の交付については、上限額に多少差がございしますが、旭市のほうでも計画をよりもう少し具体化した時点では、先駆タイプのほうにもう一度申請してみたいと、そういうように考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今、横展開で申請しているという話ですが、横展開というのはどういう事業になるのか。それで、もしあれだったら先駆タイプということでございしますが、先駆タイプというのは具体的にどういうことなのかをお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 国を出しております資料によりますと、3つ、先駆タイプの条件がございします。それについては、官民協働ということと、2つ目は地域間の連携という

ことと、3つ目は政策間連携ということでございます。これについて旭市のほうは、上記のうち3つという、今ご説明しました3つのうちの2つ以上含まれているものが横展開という形になっておりますので、1つ、先駆タイプという形で認定されるには、現在では欠けていると。

その部分が何かと申しますと、この前、本会議のほうでもご説明しましたけれども、省庁間連携ですね。例えば、農業と厚生労働省所管で、農水省と厚生労働省所管のような事業の連携が図られて、それでその旭市の地域に合った事業が展開されるというようなことが具体化されたときには、そういうものが追加で認定されるようになるというように認識しております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 横展開だの、それから先駆タイプだのと言いますが、申請してあれだったら今度は横展開から先駆タイプにするというのと、そうなった場合、今度募集の条件が違っちゃうんじゃないですか。そんな中で、今この説明書に書いてあるのを説明されたんですが、具体的に例えば官民協働とか、地域間連携といったらどういうものを作るって、だってここまできたら募集するでしょう。募集する中では、常にこういうことでやっていくんですよという構想があって募集するんじゃないんですか。それがただ何が何だか分からない、ここに書いてあります、それでは済まないと思うんですよ。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 他市の例を参考に、高橋委員も今質問されていると思いますが、旭市のこの事業の進め方は、あくまでも民活ということで、民間に提案していただいて、事業の計画の全容が出てくるというものになっておりますので、提案がされないとういう事業が本当に展開されるか分かりません。

ただ、基本的なコンセプトとして、こういうものは必要だよとか、そういうことで想定されるものが、今こういうものですよということで書かれておりますので、実際の申請が出されたときに、それで先ほど言いました農業との連携とか、その辺の具体策が見えてきたときには、再度申請して、先駆タイプのほうで取り組んでみたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 市の基本的な構想がなくて、これやるんですかね。みんな民間に任せると。計画だってみんな民間、それから最初のこの事業計画ですか、それからこれからのそれらに対することも皆プロポーザルだって、みんな民間に委ねる。旭市としてこういうことをやるんだよと。その中で計画を作るのが本当じゃないんですか。そんな中でプロポーザルといたら、この事業に関しては今ちまたでいろんなうわさが立っているわけですよ。

私、この前言ったか知らないけれども、ある学習塾の経営者が、あそこにビジネスホテルを建てるとか、やっているわけですよ。そんな中で5億円を出す。5億円を出すのはいいですよ。全て客土から上下水道から道路、みんな民間に任せると。それであと市がそれをビジネスホテルにするという話なんですよ。それで果たしてこの事業がうまくいくのかどうか、その辺をお尋ねします。全て民間に任せて。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） この総合戦略の中で生涯活躍のまちの構想ということが、過去に発表されておりますが、その中でもまちづくりの基本方針として、特色のある3つのゾーニングと多機能投入、多世代の居住、活躍の場の機会の創出、防災拠点としての機能強化、民間が参入しやすい事業環境の創出の5点を掲げますということになっております。この辺はソフトの面でも、これは市では支援していかなければならないし、移住などそういう面でのPRなどを進めていって、この生涯活躍のまちをよりよいものにしていくというようなことになっていこうかと思えます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ここに生涯活躍のまち・あさひ、施設等の具体例とあるわけですよ。要は、市ではこういう構想を持っているわけなんでしょう。そうすると、これを民間に、ここに参加する業者にこういう構想をとということになったら、やっぱり民間はこれに伴ったそのプロポーザルで出してくるんじゃないんですかね。何の具体例もなくて、それで皆さん出してくださいよということでは全然なっちゃいけないんじゃないんですかね。それでは何のためにこういう具体例なんかを作ったのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） この今、委員おっしゃっているのは、募集要項のほうの案で、

5 ページのところに示しているじゃないかということでございます。

これは示していますけれども、これは例としてこういうものがありますよねという中で、どれをチョイスしてくるかということが民間が提案してくるということでありますので、これが全てできるわけではないということは、全員協議会のときにも説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 市はこういう目的で、早い話が人口を増やす目的でやるわけでしょう、この事業は。そんな中で、都会から来やすい状況を作った中で人口を増やすんだから、皆さんどういふ考えを持っていますかと。一つのある程度の基本的な構想がなければ、業者だっって入れないと思うんですよ。

そんな中で、まず土地の買収だっって、結局みんな業者が行うわけでしょう。そうなった場合、業者が3社も5社も来た場合、誰がその買収をするのか。それで、今度はその買収したものを各業者が云々といったら、今度は不動産の売買になるでしょう。そうすると、土地取引業法違反にもなりかねないと思うんですよね。それはどういうふうに考えているのか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 3社、4社いた場合にはグループとなりますので、代表企業が申請をしてくるという形で、グループの構成員はこういうものですよという形になります。それで、その代表企業のほうに事業計画を出していただいて、その計画に基づいて道路部分とか、下水道とか、水道とか、そういうインフラ整備の部分の積算をこちらでもチェックいたしまして、最終的には補助額が決まっていくという形になります。

その借りるか買うか、また今転売したらおかしいんじゃないかということで、宅建業法違反じゃないかとかというようなお話もありましたが、その辺は買う買わないもまだ決まっておられませんけれども、買ったならその企業が持ち続けるというふうに理解しております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それは買ったらじゃなく、結局、3社、4社共同で買収に当たるわけですよ。そしたら、それぞれの法人名で買うかどうかそれは知りませんが、そうやって、結局どっちにしたって、その法人がどういうふうにするか、これはまた別の問題です

けれども、そういうことを言うと、それはあれですけど、例えば今度は道路、下水、このインフラ整備するわけですが、上下水道含めてね。じゃ、この上下水道と道路ですか、補助するとなれば、だいたい想定した道路なんかの延長面積あると思いますよね。それに基づいてこの5億円を出したと思うんですが、そうなった場合、過去にいろんな問題があるわけですよ。

昔、減反政策が始まったときに、田んぼを埋めるのに客土事業をやったわけですよ。それに対して市町村は、例えば干潟町るときであれば半分助成しますということになったら、農家が100万円の請求書を持ってきて、50万円もらっていたわけですよ。そうすると、ただでできちゃうわけですよ。それが大っぴらになった中で、今度は町が農家から逆に負担させる、半分を負担させるようにしたわけですよ。町が入札にかけて埋め立てをして、半分以上を町が持つ。その半分は農家から負担させるようになった。それも農家がみんな自慢に、たらたらにしゃべったからそうしちゃったんですが、いずれにしても行政の工事というのは高いというのが定説ですよ。

そんな中で今、ですからさっき言いましたように、ある業者がそこにビジネスホテルを建てると。それで客土をやりました、ある業者に任せる。半分ぐらい実際はできる。それからまた下水も、道路もみんなそういうふうにやらせたら、かなり民間の工事費と行政の工事費というのは違う中でさやが出ると思うんですよ。そうなった場合、今もある1業者がビジネスホテルを建てると。そうしたら当然あるIという業者がそれらを全てやっちゃわないかと、そういう変なうわさも出ているわけなんですよ。

だから、むしろそれならどれだけ補助するか分からないですけど、全部市で、移管を受けなくて市で工事をしてやる。やって、それで移管は受けないと。市で全部工事をする。そのほうがむしろ高くても公平だという、後に禍根を残さないと思うんですよ。変なうわさが。それで、そんな中でこの下水道ですか、下水道については今の面積を増やさないと行えますか。じゃ、1つであります。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、まず積算はという話でございました。

この前の全員協議会での資料はお持ちでございましょうか。もし持っている方は資料の3ページのほうに、右側に上の表で明示しておりますので、道路部分で、これは道路部分については地代も含むというようなことで積算されております。2億5,540万円でございま

す。上水道は6,110万円、下水道は9,090万円、全体の埋め立てですね、造成が1億4,020万円という積算で、合わせて5億4,760万円という、これは役所側の官での工事をやったときの積算という形をお願いをして積算していただいています。これで民間は安くできるんじゃないかというそこは私どもも期待しております、ですから5億円を上限ということで4,700万円はこの時点で切っております。

あと、さやが出るのではというような話でございましたけれども、これにつきましては旭市のほうの予定といたしまして、造成工事等をやる業者が決まった場合に、それはグループであれば代表企業という形になって、そこが全体の土地の責任を持って進めるという形になると思っております。そこがいろいろな積算をやってきたときに道路延長も、これはあくまでも旭市のほうが今現在想像して、これぐらいの割り振りになるんじゃないかという予想で3本の道を、3本というか、下もありますので、4本ですか、縦に3本と下の南側の道も……

(発言する人あり)

○企画政策課長（阿曾博通） ちょっとすみません……。すみません、道路延長は780メートルという積算をさせていただきます。

それで、旭市のほうで想定している進み方という想定でいけば、誰か上物で建てる人は自分でそこを埋め立ててやるかというような形じゃなくて、全体の中のその部分を買うのか、借りるのかというような形になって、上物が展開されるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それから、下水道の問題ですが、下水は今より面積を増やさないと決まっているわけですね。その中で結局これを増やすということは、また条件が変わっちゃうでしょう。増やさないとこのをなぜこれ増やすのか。そんな中でむしろ合併浄化槽のほうがいいと思うんですよ。なぜ合併浄化槽にしなければならないのか。それは、やっぱり仁玉川の問題が絡んでいるからじゃないんですか。県との協議においてね。仁玉川への排水の問題はどういうふうに協議されたのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） まず、下水道区域を広げないというふうに決めたんじゃないの

かということのご質問が1点ありました。

これにつきましては、市のほうで下水道計画を変更してやるとなれば何年もかかりますので、生涯活躍のまちの展開にスピード感がなくなってしまうという難点がございます。民間業者が区域外からつなぐというのは過去にも例がございまして、そういうものはきちんと合った規格でつないでいただければ、つなぎを認めるというようなことにできるようになっております。

それと、この排水について大利根ですか、そういうところと協議したのかという話ですが、この具体的な排水についてはまだ協議してございませんが、こういう計画がありますよということで、ストックマネジメントの除外をするに当たって、何度かお話をしているような状況はございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） だから、結局そうしますと下水の逃げ道になっちゃうんじゃないかと思うんです。もうこれ以上、利益面積は増やしませんと。それからまた、よく市は有利な財源を使って、この3町ほどあるんですよ、やればかなりの補助金の対象になるんじゃないんですかね。

それから、大利根と話をしないということでございますが、大利根のほうでは結局合併浄化槽の水は流させないという条件がついているんじゃないんですか。そのために、この下水道にしたんじゃないんですかね。県との除外の話をした中で、どんな条件になっているのか、後でこれはその書類をいただきたいと思いますよ。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） スtockマネジメントの除外について、そういう排水だとかのことが県のほうから条件づけされたということは認識しておりません。

以上です。失礼しました。2回目の造成について市がやった場合に有利な補助金があるのではないかとということですが、生涯活躍のまちの中では造成は補助対象にはなりませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それからあとは、一番問題というか課題は、いかに人集めをするかなんですよね。それはどのような手だてというか、結局移住者を募るのか、具体的にお尋ねし

ます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 都内等からの、大都市圏からの移住というものにつきましては、PRに尽きると思っております。PRするにしても、現在の委託料の中でPRを兼ねてウェブアンケート等、移住に興味のある人というような形でのアンケートで、実際に市のほうにも見学に来ていただいたりしておりますけれども、そういう面とこういうのを実際に開発するような大きい業者が来た場合に、その大きい業者のPRの実績というようなものも期待しております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、先進地の事例、いろいろ勉強されていると思うんですよね。

それで、私がちょっと調べたので、美馬市ですか、これは徳島県ですね。そうすると、ここでやっぱり一番難しいのは人集めだと。人に来てもらうのが一番難しいと。そんな中で徳島県にゆかりのある人をターゲットにPRしてみたり、またその中で事業性が難しいということなんですよ。そのために民間企業の参入がほとんどないということも言われているわけですよ。それから、この近いところで、山梨の都留市ですか、都留市は電車で1時間ということですから、ここより近いわけですよ。そんな中で結局来る人は高齢者だと。そうすると、その高齢者に対応する介護体制の人材不足だとか何とか言われているんですけども、そのためにいろいろ市としても優遇措置を作ったみたいですけども、それでも集まらないという中で、今具体的にどのように人を集めるのか。それと、市はどういう、やっぱり何かメリットがなかったら、同じ条件だったら来ないわけですよ。だから、市はどういう優遇措置を考えているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） どんな優遇措置を考えているのかということをございましたけれども、まず旭市のほうはこれから公募しまして、その事業案が比較検討されることになると思いますね。その提案された事業でどういうものが配置されて、どういうような人々が移住してくるかとかいうことは、その提案された事業内容によって若干違うと思います。

現状ではそういうものがまだ決まっておきませんので、そこに入る方への補助を考えると、これは必要なことかもしれませんが、まだ具体的には検討されておきません。あくまでも、そういうものが提示されてこういう形でなると。この企業なり企業グループが提案した内容が一番いいものだと。旭市の提示した募集要項のコンセプトに合っているんだというもので点数づけをした中で一番いいものを。その提案された内容がよりスムーズにいくように、市のほうでも何かしら考えていかなければならないという、そういうことでは認識しております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、こういう事業をやるのに市として何の具体策もない、みんなあなた任せ、この事業計画からして全部業者任せ、それで今度は生涯活躍のまちの構想もみんな業者任せ。それでうまくいくと思いますかね。丸っきりこれでは、あまり言葉に出しちゃあれですけどもね。本当こういう事業計画を見て聞いて、私もびっくりしましたよ。もう少し副市長、具体策を出すべきじゃないんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 具体的なものがない中で事業が進んでいると、そのようなお話かと思えます。

この生涯活躍のまち、もともと今ある中央病院があって、これは全国的にも有名である。中央病院自体の名前を出しますと、全国どこへ行っても、ああ、あそこですねというのはすぐ分かるんですね。そういう中で生涯活躍のまちという構想を、まず総合戦略の中に位置づけてある。その総合戦略の中に位置づけた生涯活躍のまちをどのように推進していくかということで、先ほどおっしゃられたようなコンサルとか、そういったお知恵をかりながら、こういった形で進めていくのはどうだろうということで、今ようやく募集まで来たということです。

それは市としては具体的に生涯活躍のまちのあり方ということで、先ほど安心エリアであるとか、交流エリアであるとか、体験エリア、そういったものが、ぜひこういったものが立地していただけるとありがたいなというところの例示はさせていただいていると。そのコンセプトに合う業者がきちんと募集できるかどうか、これは本当に生死にかかわるものだと思います。その中で今回は少なくともインフラ整備のためのインセンティブを与え

るために、本補正予算に盛り込んであると。これはあくまでも投入部分で、これから実際に事業者がこういった形で進めたいというそれを見て、初めて本当に具体的なものになっていくということです。

ただ、当初のコンセプト自体は変わっていないわけです。生涯活躍のまちの構想という、それが市で示したものであるということで、その辺はご理解いただきたいなと思っています。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 市が示した構想が何もないでしょう。全部民間のプロポーザルでしょう。それで、市が示したことになりますかね。

それで、中央病院云々と言いました。中央病院だってある面に考えると、ここへ受診してきた人が、今度は選定医療なんだって直接かかれなかったら、詐欺みたいな結果になっちゃうじゃないんですか。すぐかかれなんでしょう、あれ。私そう思いますよ。すぐかかれるならいいですよ。かかれなわけでしょうよ。

だから、何回も言う匝瑳市ですか、匝瑳市の九十九里病院が主体になってやっていますよね。あれはちゃんと具体策があるわけですよ。老人ホームに特化した中で先駆型って。それから、茨城県の大洋村ですか、鹿嶋市の先ですか、あれは昔の別荘地を人が住むためにということで、やっぱり一つの業者が主体になった中でやっている。匝瑳市もそうなんです。ここの場合は、誰もその先駆けをする人がいないでしょうよ。ただみんなお任せ。そんな中で、ただ変なうわさだけが先行している。その辺は十分、副市長、踏まえた中でやってください。それでないと、もう既に誰がやる、それからこういう客土事業も含めてどこの土建屋がやると、そういう変なうわさが立っているんですよ、現実には。そんな中でいずれにしてもこの事業、もう少し十分検討してやってもらいたいと思いますよ。どう思いますか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 今の高橋委員からのご質問ですが、確かに今、高橋委員がおっしゃいました2つの事例と旭市の事例はだいぶ違います。正反対でございます。

民間業者が自分でやりたいものがあるって、そのエリアに事業展開する。ただ、使うやつは生涯活躍のまちというものは使っておりますが、旭市の場合は市側からここにこういう町を作って拠点化していきたいんだということで事業展開するということでやっております。

ですので、業者がここを開発したいということで話が来てやるのであれば、5億円のインフラ整備もいらないかもしれません。しかし、市のほうで中央病院の隣を生かして、ここに拠点を作ってほしいんだということで、市からの誘導事業でございますので、その点はいかに民間企業を使おうかということで考えておりますが、そんなに甘いものじゃないということで、そこはその辺のインフラを出すのは最低条件必要なんだろうというように認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしましても営利目的、また営利目的に近い事業というのは、やっぱり民間でなくちゃできないんですよ。行政の職員じゃ全く無理だと思いますよ。今までそういう営利的な事業で行政が成功した例は全然ないでしょうよ。その辺を踏まえた中で十分対応してもらいたいと思ひますよ。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） では、9ページの一番上なんですけれども、文書広報費ですか、先ほど総務課長のほうから説明がありましたけれども、新庁舎の建設に伴っての文書、保存文書と保存しない文書を仕分けるといふようなことでありましたが、保存される文書、それからそうでない文書というのは、どのようなものが保存されるのか、破棄されるのか、その辺についてお伺ひします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） どのような文書が保存されるのかと。

当然、例えばいろいろな事業をやる中で、何でもそうですが、例えば契約書であったり、それからいろいろな事業の例えば委員の名簿であったりとか、経過であったりとか、いろいろな文書があります。当然、市のほうでは文書管理規程がございまして、永年保存とか、10年保存、5年保存とかありまして、今現在一旦進めておりますのは、旧1市3町の文書がほとんどそういった中身の整理がされずに、3市町の、私ども含めてですが、本庁も含めてですが、山積みになったものが相当あるよと。そこら辺はちょっと目を通した中でも、だいぶ廃棄できるのかなと。

全体の話を参考までに申し上げますと、一旦、うちのほうで文書整理、文書の調査をしておりますと、文書を横に並べますと6,800メーターほど、メーターにしますとですね。

ファイルに挟まっておりまして、長さにすると 6,800 メーターもあるよと。それを今考えておりますのは、まず 4 割は廃棄できるだろうというふうを考えております。

先般、総務課でありますけれども、とりあえず総務課の文書について先行してやりましたが、それは 5 割強削減ができました。それは旧旭市のものですから、相当廃棄できたよと。ただ、今実際常用として使っている文書なんかについては、やはりまだ新しいものですから、5 年保存だったり、10 年保存だったりするものがあるでしょうから、早々は捨てられないのかな。一応とにかく目標は、その 6,800 のうち 4 割は捨てて、4 割は新庁舎のほうに持っていく、2 割は旧支所に分けると。現在の支所ですか、そこら辺の倉庫に保存しようかな、そういうふうを考えているところでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 4 割は処分するんだというような今答弁でありましたけれども、以前、私もこの旧海上町時代の文書と申しますか、保存されていた文書を探していたときがあつたんですけれども、なかなか見つからないといったようなことで、最終的に分からなかったわけでありましてけれども、それがあればすごく次の事業を展開するのに有効だったのかなというふうに感じましたけれども。ですので、市が実施したこの事業については、概要でも何でも少しは残しておいてもらわないと、全く形跡がなくなってしまうと、ちょっと困る場面がありました。以前にね。

そういうことですので、4 割どういふのを破棄するのかはちょっと今分かりませんが、過去に実施した事業については、できれば分かるような状況で残しておいていただければと思います。その辺いかがでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 島田委員おっしゃるとおりだと思います。

例えば、こういった建物の建設関係であれば当然設計図書であるとか、いろいろな配線図だとか、そういったものは当然必要でしょうし、いろいろ公園だとか道路整備だとかあれば、当然として土地の取得等は、それはまさしく永年保存ということで扱っております。そういったものが、とにかくはっきりあるかどうか分かることが非常に大事なことでございますので、先ほど言いましたように、今回購入する段ボール箱につきましては、永久保存というか、保存するような段ボール箱で、正面にこれは何々関係の文書書類が入っていますよと、正面にぴたっと書き込むようなことをしまして、それから最終的にはそういっ

たものをデータ化して、こういった文書についてはどの倉庫のどこにあるよと、そういったことまでしっかり管理すべきだろうというように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第10号について補足説明がありましたらお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、議案第10号につきましては、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。本委員会での補足はありませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について補足説明がありましたらお願いいたします。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 議案第11号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案書の2枚目をご覧ください。

今回の条例改正は、来年2月から開始予定のコンビニ交付サービスに対応するものですが、この第13条第2項として加える規定の4行目の右側の有効な利用者証明用電子証明書につ

きましてご説明いたします。

まず、利用者証明用電子証明書についてです。この機能は、本人の判断でマイナンバーカードに登載するもので、コンビニのキヨスク端末からコンビニ交付システムにログインする際、ログインしたものが利用者本人であることを証明するための機能です。

次に、前後しますが、「有効な」という部分についてです。

マイナンバーカードの有効期限は、20歳以上の方はカードの発行後、10回目の誕生日までですが、利用者証明用電子証明書の有効期限は発行後5回目の誕生日までです。そのためコンビニ交付サービスを利用する際は、この両方の有効期限が満たされている必要があります。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明が終わりました。

議案第11号について質疑がありましたらお願ひいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市道の駅整備基金条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求め

ます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

高橋利彦委員。

○委員(高橋利彦) 委員長報告については、委員長が作っていただきたいと思うんです。と
いいものは、事務局で作っている関係か知りませんが、執行の都合の悪い答弁なんかは
抜こうとするのが往々にあるんですよ。その辺ひとつよろしくお願いします。

○委員長(宮澤芳雄) ほとんど自分で作りたいと思っていますし、作っていると思います。
また事務局とよく検討しながら詰めてまいります。

ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(宮澤芳雄) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告をしてください。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長(小倉直志) それでは、行政改革推進課からは第 3 次旭市行政改革アクションプランの平成 29 年度の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

本日、お手元にお配りしました資料、第 3 次旭市行政改革アクションプラン・平成 29 年度の進捗状況をお手元にお願いいたします。

平成 27 年 3 月に策定をいたしました本計画につきましては、推進期間の 3 年目となる平成 29 年度の進捗状況を取りまとめたところでございます。この進捗状況につきましては、外部委員で組織します行政改革推進委員会に諮り、その後、内部組織である行政改革推進本部で決定されたものでございますので、本日報告させていただきます。

委員長、恐れ入りますが、ちょっと長くなるので、着席でよろしいでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） どうぞ着席してください。

○行政改革推進課長（小倉直志） すみません、ありがとうございます。

それではまず、2ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは各取り組みの進捗状況を表にしたものになります。

3ページ下段の表は判定の基準でありまして、完了から実施困難まで5つの区分で評価を行ったものであります。

計画に定めた取り組み項目は63項目であります。複数の課にまたがる取り組みについては、課ごとに評価を行っておりますので、3ページの中ほどの合計欄にありますとおり、評価の項目数は76項目ということになります。

3年目の評価結果としましては、完了が5、順調が41、おおむね順調が27、停滞3という結果となっております。完了、順調、おおむね順調を合わせますと、全体の96%となっておりますので、計画は滞りなく進んでいるものと考えております。

それでは次に、4ページをご覧くださいと思います。

この4ページからは、各取り組みの個々の内容を記載したものととなります。時間の関係もございますので、主な項目をご説明させていただきます。

それではまず、ナンバーの1、新庁舎の建設と機能集約をご覧くださいと思います。

建設予定地である旭文化の杜公園の都市計画変更手続きを完了いたしました。基本設計に必要な構造や機能について新庁舎建設基本計画を基に、市民会議の開催やパブリックコメント等を実施し取りまとめており、計画どおりに進捗が図られていることから順調としております。引き続き事業費の縮減、もしくは適正な工期の確保等に努めながら、実施設計業務や建設工事を進めてまいるところでございます。

それでは、ちょっと飛んでいただきまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

7ページの16番、行政評価制度の確立をご覧ください。

総合戦略掲載事業全てを対象として、263事業の評価を行いました。総合戦略の進捗管理を兼ねた施策評価を基に、事務事業優先度評価を実施したことで、総合戦略の施策を意識した評価の推進が図られたところだと考えております。予算ヒアリングに同席しまして、評価結果を踏まえての予算要求など、職員の意識改革にも努めていることから、順調と評価しております。

それでは、また飛んでいただきまして、13ページをお願いしたいと思います。

13ページの31番です。市税収納率の向上をご覧くださいと思います。

この 13 ページから 15 ページまでは、市が抱える債権の徴収対策に関する取り組みとなっております。財源確保及び公平性の観点から収納率の向上と収入未済額の減少を目指し、督促状の送付や口座振替による納付の推進、夜間納付窓口などの設置、あるいは法的な手続きへの移行等、さまざまな取り組みを行っております。

16 ページをお開き願いたいと思います。

16 から 17 ページまでの表に、各債権ごとの目標数値と実績を取りまとめてございます。現年分は収納率の達成度をはかっております。滞納繰越分は収入未済額で達成度をはかっているところです。対目標差の数値がプラスの場合には、目標達成ということになります。その上で現年分滞納繰越分ともにプラスの場合に、徴収対策の取り組みの判定を順調と評価しているところでございます。

また少し飛んでいただきまして、22 ページをお願いしたいと思います。

22 ページの下から 2 番目ですかね、50 番、保育所の再編、それと一番下の 51 番、学校の再編をご覧ください。

保育所の再編、学校の再編に関しましては、ともにあり方検討委員会を開催し、これまでの協議の結果について報告書や提言書にまとめられたところです。適正な規模や廃止等について十分な協議がなされたと考えられることから、順調としております。子どもたちの安心・安全の確保や教育環境の充実のため、将来的に統廃合を含めた再編に向けて具体的な検討が必要となることから、引き続き関係課との協議や地域住民への理解促進に努めながら取り組みを進めてまいります。

それでは、またちょっと飛びますけれども、28 ページをご覧くださいと思います。一番最後の裏面ですね。

こちらに、平成 29 年度の歳入確保及び経費節減の効果額を示しております。3 年目の効果額は 7 億 206 万円と算出いたしました。平成 29 年度の効果額の主なものとしては、1 の表の安定した歳入の確保等の（1）市税収納率の向上への取り組みによる 4 億 3,119 万円、それとその下にあります 2 の表、経費の節減・合理化の中の（1）人件費の抑制への取り組みによる 1 億 7,589 万円、こちらが主なものとなっております。

以上、項目を絞ってご説明させていただきました。

あと加えまして、なお本プランにつきましては、平成 27 年度から平成 33 年度までの 7 年間という、一般的にはちょっと長いスパンで計画されたものでございます。

その理由ですけれども、策定当時には次の市の総合計画の終了年度が平成 33 年度になる

という予定でございましたので、少し足を延ばして7年間ということに設定をいたしました。しかしながら、その後情勢が変わりまして、旭市総合戦略、新たなまちの総合計画という位置づけですけれども、計画期間が平成 27 年度から始まって平成 31 年度までの5年間ということになっております。総合戦略の中でも行政改革への取り組みが位置づけられている等のことから、今後は第4次アクションプラン、新規のアクションプランを2年前倒しで策定して総合戦略の計画期間に合わせていきたいと考えておりますので、ご報告させていただきます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 8ページの19番ですか、これにつきましてはこの前、私、一般質問、市バスの関係しましたが、ここにたしかいろいろバスの有効利用が図られたとか、美辞麗句を並べられておりますが、50%ぐらいで本当に有効活用が図られたのか。そんな中で結局あれでしょう、使えないからということで、ほかの課では、他の課から補助金を出してみたり、それから教育課などでは実費負担分が100台もあったわけですよ。そんな中でそういう実情を知っていてバスの買い替えをしたのかね。これは縦割りの一番悪い弊害が出ているからだと思うんですよ。縦横がきちっと統制されていれば、やはりそういう教育課なんかの実費負担なんかも出た中では、バスをどういうふうにしたらという答えは出てくると思うんですよ。そういう隠れている部分がふたされちゃっているから、こういう結果になっていると思うんですが、いずれにしても、もう少し縦横の連携をうまくとった中で、こういう事業は進めてもらいたいと思いますが、どういうふうに考えていますかね。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

要約すると、縦横の連携がないがために、こういったことになるのではないかとということだったかと思えますけれども、まさに縦横の連携をとるために、行政改革推進課においてこういったプランの進捗状況の把握とかもしているところでございます。

それで、結果としてバスを買うことになったということにつきましては、本会議で述べさせていただいたとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 報告の第8号の中央病院をちょっとお尋ねします。

中央病院、平成29年度も約15億円もうかったということでございますが、これは減価償却が大幅に減ったことなんですよ。あまりこれは、もうかったもうかったと言いますと、本当にもうかっていると思われるんですが、この辺もう少し住民説明の際には気をつけていただきたいと思います。

減価償却というのは、つまり経費ですよ。経費が10億円減ったから、それから退職金を戻しの部分も若干入れてあるわけですよ。それから、市からの交付でも約20億円くらい出たんでしょう。実際あまりもうかっていないんですよ。そんな中であまりもうかったとは公言しないほうがいいんじゃないかと思います。

それから、この平成29年度の経営状況についてでございます。その中で2ページの退職給与引当金ですか、100億円出ているんですが、これはどういう金を退職金として積み立てたのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質問に対して答弁を求めるところですが、所管事項の報告とは異なりますので、ただいまの質問に対して回答できるようであればお願ひいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 中央病院が15億円出ているけれども、それはそれぞれ高橋委員おっしゃるとおり羅列しておりましたけれども、その内容があるので、実際もうかっていないだろうというご指摘でございますが、減価償却等その他全て独立行政法人の会計処理に基づいてやっていた結果として15億円余り出ておりますので、これは各自治体病院が赤字が出てしまうところが多い中で、この数字はやっぱり立派なものだというふうに認識しておりますので、よろしくお願ひいたします。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） 退職給与費に係る引当金の計上基準というのがございまして、職員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付歳入の見込み額に基づき計上しておりますということで、退職給付の歳入の算定に当たり退職給付見込み額を当該年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額指針によっておりますということで

処理されているようです。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） だから、この金はどこから持ってきたということを聞いているわけです。100億円を、一気にね。今までなかったんですよ。

それから、課長、さっき減価償却の話をしました。減価償却というのは経費に算入されるわけですよ。それが公営企業から独法に変わった中で資産が圧縮されたから10億円減価償却が減ったわけなんですよ。これが公営企業というのを減価償却であれば全然利益が出なかったということになるんですよ。その辺の経理業務、わきまえてもらいたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 100億円のこれは、お金があって積んだという話じゃなくて、将来こういう負担になりますよということで、負債のほうに計上してありますので、よろしくをお願いします。

それと、減価償却につきましては、あくまでもこれは独法の中でのこういう処理をしなさいというルールに基づいて変更されたものが変更されておりますので、これについてはどうだったからというような比較の対象になるものではないというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 分からない人に幾ら言ってもしょうがないからいいです。

○委員長（宮澤芳雄） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようでございますので、所管事項の質疑を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 宮澤芳雄